

「高知県人権施策基本方針—第3次改定版—」PDCAシート（令和6年度実績・令和7年度計画）

【資料2】

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度振替となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
人権全般 (人権教育)	1	人権教育推進事業	人権が尊重された学校、社会づくりの実現に向けて、学校、家庭、地域とが連携した組織的・計画的な人権教育の推進に取り組んでいる。 児童生徒、教職員、保護者等の人権尊重の意識を育むため、人権教育研修や授業等の充実を図る必要がある。 人権教育主任の専門性やマネジメント力の向上を図ると共に、人権教育に関する指導方法の改善及び充実に繋がる実践研究とその普及により人権教育の一層の推進を図る。	・人権教育主任連絡協議会(人権教育主任研修)の実施 ・人権教育研究推進事業の実施 ・PTA人権教育研修支援の実施	人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。	・各年度の研修満足度を80%以上にする。 ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高:100% ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高:70% 設定年度: R元年度末 第3期高知県教育振興基本計画	・人権教育主任連絡協議会(小中、高特)実施(5・6月) ・人権教育主任研修(小中、高特)実施(10・11月:オンライン) ・研究計画(指定校)に沿った取組を実施し、研究アドバイザーとともに人権教育推進がより効果的になるよう指導助言を行う。 ・指定校の合同研修等を実施し、情報共有や研究の質が高まるよう働きかけを行う ・PTA研修等への支援として、年度当初に各学校に募集要項を配布して周知を図る。	・小中学校人権教育主任連絡協議会(地区別)及び高知県高等学校・特別支援学校人権教育主任連絡協議会を実施(5・6月) 人権教育主任の職務内容や組織マネジメントの重要性について周知し、各学校における課題改善のための取組についての実践交流を行った。参加者合計276名 ・人権教育主任研修をオンラインで実施(10・11月) 参加者:276名 ●人権教育主任連絡協議会参加者の研修満足度(4件法による肯定的回答の割合の平均値) 小:中学校97.6%、県立学校96.9% ●人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルによる取組・評価を行い、人権教育の推進に取り組んでいる学校の割合(人権教育・生徒指導に関する取組状況調査) 小:100%、中:98.9%、高:97.8%、特:100% ●県民に身近な人権課題などに関する校内研修及び授業研究を実施している学校の割合 小・中・高・特:100% ●「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小:84.8%、中:31.2%、高:31.5%	・ほとんどの学校において人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルにより取組・評価を行い、人権教育の推進に取り組んでいる。 ・全ての学校において人権課題に関する校内研修が実施されているが、授業研究等を実施していない学校があるため、人権教育主任のマネジメント力向上を図りながら今後働きかける必要がある。	・人権教育主任と管理職とが連携した組織的・計画的な取組と併せて、教職員及び児童生徒の人権感覚を育むために、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究等の取組の充実を図る必要がある。 ・人権教育主任連絡協議会と人権教育主任研修(オンライン)を連動させた働きかけを充実させる。	・人権教育主任連絡協議会(小中、高特)実施(5・6月) ・人権教育主任研修(小中、高特)実施(11月:オンライン) ・研究計画に沿った取組を実施し、研究アドバイザーとともに人権教育がより効果的になるよう指導助言を行う。 ・人権教育推進事業研究発表会(2年目指定校2校)の開催(1月) ・PTA研修等への支援として、年度当初に各学校に募集要項を配布して周知を図る。
人権全般 (人権教育)	2	園内研修支援事業	各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	園内研修支援の実施(園内研修支援・ブロック別研修支援)	生活のなかで乳幼児の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権意識の基礎を育む保育・教育が行われる。	県内どこにおいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現に向けて、各園の園内研修が活性化し、教育・保育の質の向上が図られている。 ・教育・保育の質の向上に関する園内研修(外部から講師等を招聘して行うもの)を実施している園の割合80%以上 ※第4期高知県教育振興基本計画(R6～9年度)	・園内研修支援(園内研修及びキャリアアップ実践研修支援) ・ブロック別研修支援	○園内研修支援 ・幼保支援アドバイザー等派遣:121回 ○ブロック別研修支援(県内13ブロックで研修を実施) ・幼保支援アドバイザー等派遣:96回	○年間を通じた継続支援であるブロック別研修支援や園内研修支援により、保育者の研修の機会を確保するとともに、各園の研修テーマや課題に応じた支援を行うことで、人権意識の基礎を育む教育・保育の実践につながった。 ○ブロック別研修会には、地教委を通して小学校にも参加を呼びかけ、小学校教員の参加が88.5%実現された。研修を通して、遊びの中で育まれる学びや人権意識の基礎を育む教育・保育について考える機会となり、保幼小連携・接続の充実につながっている。	○それぞれの地域で、人権意識の基礎を育む教育・保育における課題に基づいた実践を、日常的・継続的に行う仕組みをさらに構築していく。 ○すべての園で保育を公開した園内研修が行われるよう、未実施の園や市町村に対して啓発・支援をしていく。 ○研修会等で保育所保育指針等を活用し、保育所保育指針等の理解に基づいた教育・保育が行われるようにする。	○園内研修支援 ・幼保支援アドバイザー等派遣 ○ブロック別研修支援(県内13ブロック及び9ブロックで研修を実施) ・幼保支援アドバイザー等派遣
人権全般 (人権教育)	3	人権教育セミナーの実施	研修への参加者数は人権課題等によってばらつきがあるものの、人権教育主任や中堅教諭等資質向上研修対象者等を中心に積極的な参加がみられる。 学校現場では学校等の実態に応じた人権課題について、組織全体で対応していると考えられ、各校で重点的に取り組む人権課題が異なっている。	先進的な情報を提案できる講師による講演会を人権課題ごとに5年間で2回以上実施	教職員が人権課題を正しく認識し、課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」における受講者アンケート結果 :4件法で平均3以上	・実施日(7/24、8/26、8/27) ・人権課題:子ども、性的指向・性自認、外国人、同和問題、災害と人権、女性・犯罪被害者等 ・人権教育主任連絡協議会に参加し、校種ごとに人権教育セミナーの案内と校内へのポスター掲示を呼びかける。 ・幅広く参加者を募るため、年度当初にチラシを掲示板に掲載する。	人権教育セミナー I期①②(7/24)子ども、性的指向・性自認 II期③④(8/26)外国人、同和問題 III期⑤(8/27)女性 ※Ⅲ期⑤災害と人権は講師の都合により中止 参加者:229名 アンケート平均:3.8	・アンケート項目「新しい情報を得ることができたか」3.8(4件法)、「自己の人権感覚を高めることができましたか」3.8(4件法)と高評価であった。 ・受講者は、具体的な事例についての紹介や当事者からの体験等からも学ぶことができ、人権課題における現状を掴み、人権感覚を高める機会となる内容であったことが窺えた。また、学校現場での人権教育の在り方についても考えることができ、今後の人権教育の実践や推進するための取組について考えることができる機会と	例年の受講者アンケートでは希望する人権課題として、「インターネットによる人権侵害」、「性的指向・性自認」のニーズが高い。受講者のニーズに応えつつ、11の人権課題を偏りなく、網羅できるように計画的に研修を実施していく。	令和7年度人権教育セミナー1～6 ・半日講座の計6回 ・人権課題:外国人、障害者、災害と人権、女性、子ども、インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認
人権全般 (人権教育)	4	私立学校を対象とする訪問指導、研修会等	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。 社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。	各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	・私立学校への訪問指導(各学校定例4回+要請により随時) ・研修会等の開催、支援(県主催3回、高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会主催5回)	・学校訪問 訪問指導回数 49回(定例44回 要請5回) 訪問学校法人数 10法人(11校) ・研修会の開催 県主催による研修会の実施 3回 高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会主催による研修会の実施 5回	・予定どおり訪問、開催ができた。 ・研修会のアンケート結果からは、研修に対する満足度が高いことが分かる。前向きな意見が多く、参加者の意識啓発を図る効果が多いにあったと考えられる。 ・公開授業においては、独自の工夫を凝らした他校の授業を参観することができるよい機会となっており、各学校における教育実践や取組に活かすことができた。 ・研修会は、現場担当者同志の意見交換や情報交換ができる貴重な場となった。	・学校現場の実態やニーズに応じた研修となるよう、今後も研修テーマの選定や講師の招聘に努めていく必要がある。 ・研修会に多くの参加が得られるよう、学校現場の繁忙等に留意しながら、開催日時を検討していく。	・私立学校への訪問指導(各学校定例4回+要請により随時) ・研修会等の開催、支援(県主催3回、高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会主催5回)

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
人権全般 (人権啓発)	5	市町村人権教育・啓発担当者の研修会	人権・男女共同参画課、県人権啓発センター、県教委人権教育・児童生徒課の3者で市町村担当者との研修会をブロック別及び全体会を実施している。今後も、参加者のスキルアップにつながる内容にしていくことが必要である。	人権担当職員の情報交換やスキルアップを図る研修会の実施	市町村職員の知識とスキルが向上し、市町村の人権施策が推進される。	—	市町村との情報交換や地域における人権啓発活動の連携を図るため、市町村の担当者等を対象とした研修会を開催する。 第1回: 人権施策説明及び市町村の実績発表・意見交換会 5月14日 中部地区 5月24日 西部地区 5月29日 東部地区 第2回: 全体会 市町村の取り組み実施状況と成果検証	●3ブロック会の参加者数 ・東部地区: 19人 (10市町村) ・中部地区: 31人 (16市町村) ・西部地区: 16人 (6市町村) ●全体会の参加者数 ・29人 (18市町村)	ふりかえりシート集計結果では、参加者の満足度が高く、他の市町村の担当者や情報交換ができて良かったという意見があるなど、目的は達成できている。	全ての市町村が参加するよう不参加の市町村への働きかけを継続して行っていく必要がある。	市町村との情報交換や地域における人権啓発活動の連携を図るため、市町村の担当者等を対象とした研修会を開催する。 第1回: 人権施策説明及び市町村の実績発表・意見交換会 5月16日 西部地区 5月20日 東部地区 5月27日 中部地区 第2回: 全体会 市町村の取り組み実施状況と成果検証
人権全般 (人権啓発)	6	市町村による講演会やイベント等の啓発活動への支援 (人権啓発活動市町村委託)	当初予定していた事業が実施困難となる場合があるが、代替事業を立案するなど、各市町村が工夫して啓発活動を実施することができている。	市町村への事業委託による各市町村での講演会やミニフェスティバルの啓発活動の実施	県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施され、人権尊重思想の普及高揚につながる。	—	・国の委託事業「人権啓発活動地方委託」の実施 (1) 講演会の開催 (2) 人権啓発に係る資料の作成・配付 (3) 放送広告の実施 (4) 新聞等広告の掲載 (5) 研修会 (地域行政関係者研修会、地域住民懇談会) の開催 (6) 地域人権啓発活動活性化事業の実施 (7) その他の啓発活動の実施	全市町村で啓発活動を実施	人権講演会やミニフェスティバル、ミニコンサートを含む隣保館職員を各市町村で実施しているが、集客に苦慮していること、参加者が固定化していることなどの課題を把握することができた。	市町村に集客に効果があった市町村の事例などを情報提供するなど人権啓発に効果的な取組となるよう支援していく。	全市町村で啓発活動を実施
人権全般 (人権啓発)	7	隣保館職員の研修会、隣保館運営指導の実施	隣保館職員は多岐にわたる日々の相談業務に対応するため、短時間で専門的知識を習得する必要がある。福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館として、多様化した住民のニーズに対応していく必要がある。	・隣保館職員等研修事業を委託により実施し、隣保館職員に多様な研修を行う。 ・隣保館を定期的に訪問し、運営に係る適切な指導助言を行う。	隣保館職員が知識とスキルを身につけ、相談事業や人権課題解決のための事業が実施されている。	—	・隣保館職員への研修の実施 (1) 新任職員研修 年2回 (業務、心構え等) (2) 館長研修 年1回 (国、県の施策動向、館運営等) (3) 女性職員研修 年2回 (DV、セクハラ、児童虐待等) (4) 専門職員研修 人権課題別研修年3回 (第3次改訂版の人権課題等) (5) 地域課題研修 東部・中部・高吾・幡多で各1回以上 ・隣保館への訪問・相談状況の聞き取り	・隣保館職員等研修事業を高知県隣保館連絡協議会に委託して実施 参加者数延べ463人 (うちリモート参加者159人) (1) 新任職員研修 5/24: 29人、10/24: 38人 (2) 館長研修 9/10: 26人 (3) 女性職員研修 6/11～7/8: 29人、1/23: 42人、2/7: 40人 (4) 専門職員研修 (人権課題別研修) 9/27: 28人、11/15: 41人、12/19: 38人 (5) 地域課題研修 東部 2回: 延10人・中部 2回: 延8人 高吾 3回: 延26人・幡多 6回: 延108人 ・隣保館への訪問・相談状況の聞き取り5館で実施 ・研修内容に応じて、参集、リモート、参集リモート併用の研修を実施することにより、隣保館職員の資質向上につながった。	・住民の身近な相談窓口としての役割を果たすためにも、隣保館職員の資質向上につながる研修は必要である。	・相談等への対応力を含む隣保館職員としての資質を向上するために、参集研修とリモート研修を併用しながら、研修をより実効性のある内容にしていく。	・隣保館職員への研修の実施 (1) 新任職員研修: 年2回 (業務、心構え等) (2) 館長研修: 年1回 (国、県の施策動向、館運営等) (3) 専門職員研修 (人権課題別研修): 年5回 (第3次改訂版の人権課題等) (4) 地域課題研修 : 東部・中部・高吾・幡多で各1回以上 ・隣保館への訪問・相談状況の聞き取り
人権全般 (人権啓発)	8	(公財) 高知県人権啓発センター講師による人権研修や人権リーダー養成講座 (企業対象) の実施	(公財) 高知県人権啓発センター講師による人権研修の令和4年度実績としては、771回 (特設ホームページへのアクセスによる研修638回を含む) 実施し、受講者は5,560人であった。今後も受講者が人権課題に関心を持ち、主体的な実践や広がりにつながる研修となるよう、継続的な工夫・改善が必要である。	(公財) 高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施 企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施	(県民に) 身近な人権課題に対する正しい理解と認識が深まる。 人権リーダー養成講座 (企業対象) の参加者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが職場や顧客対応などに生かされるようになる。	(公財) 高知県人権啓発センター講師による人権研修の参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を85%以上にする。 人権リーダー養成講座 (企業対象) の参加者の「個別の人権課題への理解が深まった」の割合: 90%以上 人権リーダー養成講座 (企業対象) の受講者の「会社での啓発実践に組みたい」の割合: 90%以上	・自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修などに、(公財) 高知県人権啓発センターの研修講師及び外部人材 (登録講師) を派遣し、効果的な人権啓発研修を実施する。 ・人権啓発研修 ヒューマンパワー育成講座 企業等の社会的責任と人権に関する講座を開催し、人権の視点を企業・団体等の活動に取り入れる重要性について、管理職と人権啓発担当者それぞれの認識を深める。(全2回)	●講師派遣事業 研修回数 182回 受講者数 6,498名 ●人権啓発研修 ヒューマンパワー育成講座 第1回 8月26日 81社 89名 第2回 1月23日 40社 41名	●講師派遣事業 研修後のアンケートでの「生活・仕事に活かせる内容であった」の割合は、98%と高い評価を得ている。 ●人権啓発研修 ヒューマンパワー育成講座 受講後のアンケート結果は93.5%が「有用」と回答するなど、講座開催の目的は達成できている。	●講師派遣事業 障害のある方への合理的配慮の提供やハラスメント防止措置について、すべての企業で義務化されたことから、研修のニーズが高まっていると考えられる。また、受講者からの評価は高いため、講師派遣の増加に向けて、企業等へ積極的な広報を図る必要がある。 ●人権啓発研修 ヒューマンパワー育成講座 初めての参加者も多く、講師派遣事業などセンターの取組を広報する場として活用していく。	●講師派遣事業 自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修などに、人権啓発センターの研修講師や外部人材 (登録講師) を派遣し、効果的な人権啓発研修を実施する。 ●人権啓発研修 ヒューマンパワー育成講座 ハローワークと共同で、企業等の社会的責任と人権に関する講座を開催し、人権の視点を企業・団体等の活動に取り入れる重要性について、管理職と人権啓発担当者それぞれの認識を深める。(全2回)
人権全般 (人権啓発)	9	人権啓発フェスティバル等の開催	令和4年度実施の人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」の参加者は約5,000人であった。アンケートで「人権問題への関心や理解が「大変深まった」、「深まった」の割合は94.5%であった。今後も、県民が様々な人権問題に関心を持ち、理解を深めることができるよう、内容や周知方法を工夫する必要がある。	「人権週間」の周知と合わせた人権啓発フェスティバルの開催 (H29からは「障害者週間の集い」を同時開催)	県民の身近な人権課題に対する関心や正しい理解と認識が深まる。	人権啓発フェスティバル参加者へのアンケートで「人権課題への理解が深まった」の割合を90%以上にする。	こころんフェスタ 人権週間 (12月4日～10日) にあわせて、高知市中央公園にて県民が気軽に楽しく参加できる人権啓発フェスティバルを開催する。	●第26回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」開催 12月8日 (日) 東洋電化中央公園 参加人数: 約7,000人	アンケート結果は、参加者のイベント満足度は10点満点中8.98点、「人権問題への理解や関心が深まった」が96%、「イベントに参加して何が行動しようと思った」が98%と満足度は高い。	20代～30代の若い層がさらに来場するよう内容や広報の工夫を行う必要がある。	「人権週間」の周知と合わせ、12月7日に人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」を開催する。
人権全般 (人権啓発)	10	人権啓発講演会や映画上映会 (県民対象) の実施	令和4年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間4講座開催しており、参加者へのアンケートでは「個別の人権課題への理解が深まった」と回答した割合は、平均96.3%であった。今後も引き続き内容の充実が必要である。	県民を対象とした様々な人権課題についての講演会等の実施	県民が身近な人権課題に関する正しい認識や知識を身に付ける。	参加者へのアンケートで「個別の人権課題への理解が深まった」の割合を90%以上にする。	人権啓発研修 ハートフルセミナー 県民を対象に人権啓発にかかわる研修講座を開催し、人権問題に対する興味関心を高める。(全5回)	●人権啓発研修 ハートフルセミナー ・第1回 (8/4): 81人 ・第2回 (10/6): 99人 ・第3回 (10/20): 75人 ・第4回 (11/10): 65人 ・第5回 (2/23): 86人	事後アンケートでは、どの内容も非常に高い評価を得ている。	取り扱うテーマにより集客のターゲットを定め広報する必要がある。	人権啓発研修 ハートフルセミナーの実施 県民を対象とした様々な人権課題についての講演会等の実施 (全4回)

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度目標となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
人権全般 (人権啓発)	11	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施	人権全般にわたって相談を受け付け、関係機関との連携を図り、対応している。今後もきめ細やかな対応を行うとともに、関係機関との連携を密にしていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施	県民から相談しやすく信頼される相談機関となる。	—	県民からの人権に関する相談を受け、関係機関とも連携して助言等を行う。	●人権相談実績 82件 子ども:10件 ネット:4件 同和:2件 女性・障害者・高齢者:各1件 その他:63件	相談件数は過去最高となったが、同じ方から複数回以上の相談が多いためである。	内容によっては専門機関を紹介する等、要望に応じた適切な対応ができていない。その反面、対応できる職員に限られるため、人材の育成が必要	県民からの人権に関する相談を受け、関係機関とも連携して助言等を行う。
人権全般 (人権啓発)	12	マスメディアを活用した啓発、人権相談窓口の広報・周知	令和4年度は、新聞への人権コラムの掲載(年7回)や、過去2年間のコラムと季刊誌「こころんだより」をとりまとめた啓発資料「人権コラム集～心呼吸～」を作成した。また、人権に関するテレビCMを放映した。今後も引き続き、社会情勢に即した人権課題の選定及び人権課題が偏らないように、情報収集を行う必要がある。人権に関する県民意識調査より、人権が侵害されても、誰にも相談せず、諦めたり我慢したりする人が多いため、気軽に相談できる相談窓口の周知が必要である。	新聞、テレビなど様々なマスメディアを通じて個別の人権課題を広く県民に周知する。 WEB広告による相談機関の広報や相談機関一覧のチラシの配布を行う。	(県民に)身近な人権課題に対する正しい理解と認識が深まる。人権相談窓口の広報・周知により、県民が相談しやすい機運の醸成を図る。	—	①テレビCM等 スポットコマーシャルなどを製作してマスメディアやSNS等により人権課題に関する広報・啓発を行う。 ②高知新聞コラム 有識者が執筆した人権啓発に関するコラムを高知新聞に掲載する。(年7回掲載の予定)	①テレビCM等 「部落差別をなくする運動」強調句間 新聞広告 人権週間 新聞広告・スポットCM ②高知新聞コラム:7回 6月:同和問題 7月:女性の人権 8月:性的指向・性自認 9月:ハンセン病 10月:子どもの人権 11月:高齢者の人権 12月:インターネットによる人権侵害	コラム執筆者のうち、6名は部落差別をなくする運動やセミナーの講師を依頼した方であり、セミナー等への参加者の増加につながった。	強調句間事業では21名、人権フェスタでは97名の方が新聞・新聞広告でイベントを知り、来場していることから、引き続き、新聞等での広報は必要だと考える。	①テレビCM等 スポットコマーシャルなどを製作してマスメディアやSNS等により人権課題に関する広報・啓発を行う。 ②高知新聞コラム 有識者が執筆した人権啓発に関するコラムを高知新聞に掲載する。(7回掲載予定)
人権全般 (人権啓発)	13	公共交通機関を活用した人権啓発広告等	路面電車1両へ複数のポスターを掲示し、広く県民の目に触れる形で啓発を行っている。(ポスタージャック) 今後も、他機関との連携による掲示物の確保が必要である。	公共交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示	(県民の)人権課題に対する正しい理解と認識が深まる。	—	とさでん交通 路面電車 ポスタージャック 路面電車の車内に、人権啓発ポスター等を掲示する。	とさでん交通路面電車へのポスタージャックの実施 路面電車1両の広告スペースに、人権啓発ポスターを掲示 6月20日～7月20日 11月10日～12月10日	公共交通機関は幅広い年代の利用があり、幅広く県民に周知することができた。	強調句間事業では5名、人権フェスタでは14名の方が電車内広告を見て来場しており、引き続き、同様の取組は必要だと考える。	とさでん交通路面電車へのポスタージャックの実施 6～7月・11～12月
人権全般 (人権啓発)	14	様々な広報媒体等を活用した人権啓発の充実(季刊誌、ホームページ、SNS、DVD等)	季刊誌「こころんだより」を年4回、各8,000部発行している。また、令和2年度から公式Facebook等を運用している。今後も、幅広い世代に興味や関心を持ってもらえる「こころんだより」の発行やSNS等での効果的な情報発信が必要である。図書資料室の令和4年度実績としては、利用者682人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出954件であった。図書資料室の周知を図るとともに、幅広い年代が興味関心を持つことができる図書やDVDを整備する必要がある。	人権広報誌の発行や人権啓発センターの事業等の情報発信 人権啓発センター図書資料室の利用促進	県民に身近な人権課題についての情報や人権啓発センターの取組について、多くの県民に周知できている。県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	図書資料室の利用者数を900人(令和4年度実績の約1.3倍)以上にする。	①人権啓発マスコットキャラ「こころん」を使用した広報 季刊誌「こころんだより」の発行やHP、SNSを活用した情報発信、こころんの着ぐるみや紙芝居の貸し出しを行う。 ②人権啓発センターの図書館「じんけんライブラリー」を活用した人権啓発 新刊の書籍や雑誌、DVDの購入、寄贈図書を受け入れにより、ライブラリーの人権教材の充実を図り、閲覧・貸し出しによる人権啓発を行う。	①「こころん」を使用した広報 季刊誌「こころんだより」の作成・配布 各8,000部・年4回作成・3,000か所に配布 ②じんけんライブラリー 利用者:693人 【貸出】 図書:351冊 ビデオ・DVD:401本 パネル:7組 【購入・寄贈】 図書:140冊 DVD:7本	「こころんだより」などを通じて広報を実施しているが、「じんけんライブラリー」の利用者数は、年々減少傾向にある。	人権関係の漫画を購入するなど、利用者のニーズに合った図書を購読し、利用促進を図るように取り組んでいることから、それらの広報方法の検討が必要	①人権広報誌の発行や人権啓発センターの事業等の情報発信 ②人権啓発センター図書資料室の利用促進
人権全般 (人権啓発)	15	人権啓発活動団体への支援	令和4年度は、民間団体の自主的な人権意識の向上のための活動への支援を6団体に行った。様々な民間団体への支援につなげるため、事業の周知方法等の検討が必要である。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援を行う「ふれあい支援事業」を実施	職場や地域などで主体的に人権に関する学習等が行われ、各地域から人権意識の高揚が図られる。	—	県内のNPO法人やボランティアグループ等の民間団体が自ら企画し実施する人権啓発に関する事業を支援する。 【支援先】県内のNPO法人やボランティア団体など【支援率】事業費の80%(5万円以下の場合100%) 【上限額】20万円 【対象事業】①講演・研修・シンポジウム等 ②人権啓発資料の作成・配付 ③ふれあい交流・体験活動 ④その他、人権啓発に寄与するもの	民間団体が自ら企画し実施する人権啓発に関する事業を支援した。 講演会 3件 ①高知市立城西中学校PTA 命の大切さについて考える「命の授業」 生徒、保護者、教職員、地域住民 約310人 ②認定NPO法人高知こどもの図書館 物語の役割-失われた時をたずねて- 小学校高学年、中学生、高校生、大学生、一般 57人 ③南国市人権教育研究協議会 南国市人権教育研究大会 市民・行政・学校現場等(保育・幼稚園、小学校、中学校、高校) 498人	児童生徒や関係者への人権啓発活動を支援することができた。	応募団体が少なくなってきたため、周知方法の工夫が必要	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援を行う「ふれあい支援事業」を実施
人権全般 (人権啓発)	16	スポーツ組織等との協働イベントの開催	子どもへの人権啓発に関する取組として、人権野球教室や人権サッカー教室を県内のスポーツ組織と共に実施している。今後も、子どもの気付きにつながる内容としていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる子どもが多くなる。	イベント参加者へのアンケートで「いじめなどの人権問題について関心は深まった」の割合を90%以上にする。	県内のスポーツ組織と連携・協力し、子どもたちに向けた人権啓発事業を行う。	・人権野球教室 (高知ファイティングドッグス) 11月4日 64人 ・人権サッカー教室 (高知ユナイテッドSC) 3月9日 36人	事業実施後に、参加者の人権への関心が深まった方の割合が増加している。 野球:64.1%⇒88.5% サッカー:47.2%⇒91.4%	スポーツを通じた人権啓発の取組の継続実施が必要	・人権野球教室 (高知ファイティングドッグス)の実施 ・人権サッカー教室 (高知ユナイテッドSC)の実施

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
人権全般 (人権啓発)	17 新規	市町村の包括的な支援体制の整備	<p>&lt;たて糸の取り組み&gt; ○包括的な支援体制の整備はほぼすべての市町村長が賛同している一方で、担当課長レベルでは必要性は認識しているが、重層事業の実施に伴う有効性や効率性の観点よりも事務負担や手続き面の煩雑さといった負の側面が印象付いて二の足を踏んでいる市町村が多い。</p> <p>&lt;よこ糸の取り組み&gt; ○重層事業を活用してコミュニティソーシャルワーカーや保健師等、地域活動をできる人を雇用したいが、市町村も社協も募集しても応募がなく、人材不足に困っているという声が多数。 ○「10年前と比べて格段に地域のつながりや支え合いの力が落ちた」、「地域にものごとを頼みづらい雰囲気になっている」といった声が大多数。 地域のつながりや人と人とのネットワークの再生に向けて、県民向けの意識醸成に向けた広報・啓発が課題。</p>	<p>○多機関協働型の包括的な支援体制づくり(たて糸) ○「つながり」を実感できる地域づくり(よこ糸) ・人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり ・地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大 ・県民の理解促進と参画意識の醸成</p>	<p>複合課題への対応力が向上するとともに、地域のつながりや支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている</p>	<p>市町村の包括的な支援体制の整備数:全市町村(R9)・第5期日本一の健康長寿県構想 コミュニティソーシャルワーカー養成数:200名(R9)・第5期日本一の健康長寿県構想</p>	<p>【拡充】・トップセミナー(5月) ・市町村長訪問(5月～6月) ・ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト 気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修(通年) 【新規】地域共生社会講座動画(～9月制作、10月公開) ・ブロック別四者協議(8～9月) 【拡充】・重層的支援体制整備事業導入研修(10月) ・包括的相談支援対応力向上研修(12月) 【拡充】・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(6～9月) ・高知家地域共生社会推進宣言企業の募集(通年) 【新規】・高知家地域共生社会推進宣言企業と大学生との協働による新たな地域活動(6月頃～)</p> <p>【随時実施】 ・各市町村の体制整備の状況の把握や、課題整理、要望対応 ・包括的な支援体制の基準に基づく確認 ・地域福祉計画の改定に向けた助言、進捗管理 ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣 【拡充】・ポータルサイトを活用した好事例や先進的な取り組みのプロモーション、広報活動 など</p>	<p>&lt;たて糸の取り組み&gt; ・首長向けトップセミナー: R6.5.28(オンライン参加132名) ・市町村長訪問: R6.5.27～R6.10.18 ・ブロック別意見交換会: R6.8.22～R6.10.11(県内市町村を7ブロックに分けて現地開催) ・地域共生社会推進アドバイザー: R6.7.5、R6.11.5、R7.1.27、R7.2.17(延べ4回、3町へ派遣) ・重層事業導入研修: R6.11.6(オンライン参加115名) ・包括的相談支援対応力向上研修: R7.1.23(参加65名)</p> <p>&lt;よこ糸の取り組み&gt; ○人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり ・コミュニティソーシャルワーカー養成: 13名(※実践編研修の修了者) 入門編研修: R6.6.7、R6.8.2(29名修了) 実践編研修: R7.1.15～16(13名修了) 事例検討会: R6.9.10、R6.10.18(16名参加) ・「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」の実施: 再生回数443回、受講者数320人(R6.4～R7.3月末時点)(総再生回数1,308回、総受講者数625人(R5.6～R7.3月末時点)) ・高知家地域共生社会講座動画の制作、YouTube配信: 再生回数743回(R6.11.18～R7.3月末時点) ○県民の理解促進と参画意識の醸成 ・高知家地域共生社会推進宣言に参画する企業・団体数: 69(R7.3月末時点) ・高知家地域共生社会推進宣言企業等の取組紹介記事の掲載: 8件(R6.8～R7.3月末時点)</p>	<p>&lt;たて糸の取り組み&gt; ・重層事業を活用して包括的な支援体制の整備に取り組み市町村数の拡大(R5: 19市町村→R6: 24市町村) ・重層事業の必要性や財政的メリットよりも、事業実施に係る事務や調整等の負担感が大きいことで事業実施に至らない市町村がある。</p> <p>&lt;よこ糸の取り組み&gt; ・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(R2～実施)の主な受講者は、市町村社協職員であるが、養成数の伸び悩みが課題となっている。 ・高知家地域共生社会研修及び高知家地域共生社会講座動画の再生回数、高知家地域共生社会推進宣言に参画する企業・団体数は、順調に増加。各種研修や出前講座における周知やポータルサイトを通じた紹介が有効。</p>	<p>&lt;たて糸の取り組み&gt; ・重層事業を活用して包括的な支援体制の整備に際しては、市町村の体制整備の状況に応じた伴走支援が必要。 ・包括的な支援体制の整備に係る各市町村の取組状況に濃淡があり、課題に応じた個別支援や好事例の展開が肝要。</p> <p>&lt;よこ糸の取り組み&gt; ・コミュニティソーシャルワーカー養成研修について、地域活動に携わるNPO法人等に対して広く案内し、全県展開に向けた更なる養成数の拡大が必要。 ・高知家地域共生社会研修や高知家地域共生社会講座動画について、県民の行動促進につなげていくため、継続的に活用することで、さらなる理解促進と参画意識の醸成が必要。 ・高知家地域共生社会ポータルサイトの掲載内容のさらなる充実及び情報発信が必要</p>	<p>&lt;たて糸の取り組み&gt; ・市町村長訪問(5～8月) ・【新規】市町村の状況に応じた個別支援(通年) ・【拡充】実施段階別市町村意見交換会の実施(8～9月) ・重層的支援体制整備事業導入研修(8月) ・包括的相談支援対応力向上研修(12月) ・地域共生社会推進アドバイザー制度の運営(通年)</p> <p>&lt;よこ糸の取り組み&gt; ○【拡充】ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進 ・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(入門編: 7月、実践編: 8月、事例検討会: 1月) ・高知家地域共生社会研修及び高知家地域共生社会講座動画の周知(通年) ・ポータルサイトを活用した好事例や先進事例の紹介(通年)</p>
人権全般 (人権啓発)	18 新規	高知県の地域の見守り活動に関する協定	<p>地域での見守り活動は、日ごろから地域住民からの相談や支援に取り組まれている民生委員・児童委員に中心的な役割を担っていただいているが、児童虐待や悪徳商法といった深刻な問題への対応も増加し、見守りなどの日常的な訪問活動を行うことが難しい状況となっている。このため、日ごろから地域住民の方々と接する機会が多い民間の事業者と連携したネットワークを築くことを目的として民間事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県において3者協定を締結している。(令和5年度末時点での締結数は25件)</p>	<p>【地域見守り協定】 ・地域見守り活動の推進、協力事業者及びネットワークの強化・拡大 ・地域見守り協定3者会の開催年1回</p> <p>【地域見守り協定ロゴマークの活用】 ・事業所に配布しているシール・缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR</p>	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現</p>	—	<p>・事業者及び地域活動団体に対して、見守り協定締結の働きかけを実施 ・協定事業者、県民児連、高知県の三者による三者会を開催し、協定に基づく見守り活動の状況等について情報共有するとともに、概要を県HPにて周知 ・事業者に配布している協定ロゴマークのシール・バッジ等を日常業務の中で活用することで、見守り活動のPRを実施 ・見守り協定に関する住民向け広報チラシの作成</p>	<p>【地域見守り協定】 ・地域見守り活動の推進、協力事業者及びネットワークの強化・拡大(令和6年度末時点での締結数は28件) ・地域見守り協定3者会の開催(令和7年1月14日)</p> <p>【地域見守り協定ロゴマークの活用】 ・事業所に配布しているシール・缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR ・見守り協定に関する広報チラシの作成</p>	<p>・新たに協力事業者が増えたことにより地域の見守りのネットワークの強化・拡大につながった。 ・複雑化・複合化した地域生活課題が増大する中で、さらなる地域見守り活動の推進、協力事業者及びネットワーク強化・拡大に向けた取り組みが必要。</p>	<p>引き続き、地域見守り活動の推進、協力事業者及びネットワークの強化・拡大を図るとともに、協定ロゴマークや広報チラシを活用した広報を実施していく。</p> <p>・事業者に配布している協定ロゴマークのシール・バッジ等を日常業務の中で活用することで、見守り活動のPRを実施。 ・見守り協定に関する広報チラシを活用し地域住民に見守り活動について周知するとともに、新規協定締結事業者を募集。</p>	
人権全般 (人権啓発)	19 新規	ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進	<p>【No.17一部再掲】 &lt;よこ糸の取り組み&gt; ○重層事業を活用してコミュニティソーシャルワーカーや保健師等、地域活動をできる人を雇用したいが、市町村も社協も募集しても応募がなく、人材不足に困っているという声が多数。</p>	<p>【No.17一部再掲】 ○「つながり」を実感できる地域づくり(よこ糸) ・人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり</p>	<p>【No.17再掲】 複合課題への対応力が向上するとともに、地域のつながりや支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている</p>	<p>【No.17一部再掲】 コミュニティソーシャルワーカー養成数: 200名(R9)・第5期日本一の健康長寿県構想</p>	<p>【No.17一部再掲】 ・ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト 気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修(通年) 【新規】地域共生社会講座動画(～9月制作、10月公開) 【拡充】・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(6～9月)</p>	<p>【No.17一部再掲】 &lt;よこ糸の取り組み&gt; ○人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり ・コミュニティソーシャルワーカー養成: 13名(※実践編研修の修了者) 入門編研修: R6.6.7、R6.8.2(29名修了) 実践編研修: R7.1.15～16(13名修了) 事例検討会: R6.9.10、R6.10.18(16名参加) ・「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」の実施: 再生回数443回、受講者数320人(R6.4～R7.3月末時点)(総再生回数1,308回、総受講者数625人(R5.6～R7.3月末時点)) ・高知家地域共生社会講座動画の制作、YouTube配信: 再生回数743回(R6.11.18～R7.3月末時点) ○県民の理解促進と参画意識の醸成 ・高知家地域共生社会推進宣言に参画する企業・団体数: 69(R7.3月末時点) ・高知家地域共生社会推進宣言企業等の取組紹介記事の掲載: 8件(R6.8～R7.3月末時点)</p>	<p>&lt;よこ糸の取り組み&gt; ・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(R2～実施)の主な受講者は、市町村社協職員であるが、養成数の伸び悩みが課題となっている。 ・高知家地域共生社会研修及び高知家地域共生社会講座動画の再生回数、高知家地域共生社会推進宣言に参画する企業・団体数は、順調に増加。各種研修や出前講座における周知やポータルサイトを通じた紹介が有効。</p>	<p>【No.17一部再掲】 &lt;よこ糸の取り組み&gt; ・コミュニティソーシャルワーカー養成研修について、地域活動に携わるNPO法人等に対して広く案内し、全県展開に向けた更なる養成数の拡大が必要。 ・高知家地域共生社会研修や高知家地域共生社会講座動画について、県民の行動促進につなげていくため、継続的に活用することで、さらなる理解促進と参画意識の醸成が必要。 ・高知家地域共生社会ポータルサイトの掲載内容のさらなる充実及び情報発信が必要</p>	<p>【No.17一部再掲】 &lt;よこ糸の取り組み&gt; ○【拡充】ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進 ・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(入門編: 7月、実践編: 8月、事例検討会: 1月) ・高知家地域共生社会研修及び高知家地域共生社会講座動画の周知(通年) ・ポータルサイトを活用した好事例や先進事例の紹介(通年)</p>

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
人権全般(人権啓発)	20	「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業	人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高まりは見られるものの、団体によっては意識向上に課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	団体職員が、人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合、森連、森林組合、水産業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	・人権啓発資料の配布及び本事業の分析アンケートの実施。 ・アンケートにおいて80点以上を獲得する団体が8割以上となることを目指す。	1. 人権啓発資料(冊子)を県内18農業協同組合及び10農業法人に配布するとともに人権啓発活動に関するアンケート調査を実施。 2. 人権啓発資料(冊子)を県内23森林組合及び高知県森林組合連合会に配布するとともに人権啓発活動に関するアンケート調査を実施。 3. 人権啓発資料を県内42漁業協同組合及び4漁業協同組合連合会及び33支所に配布するとともに県内42漁業協同組合及び4漁業協同組合連合会に人権啓発活動に関するアンケート調査を実施。	アンケート調査において、80点以上(人権啓発活動に主体的に取り組んでいる組織及び主体的に取り組む、人権意識の向上が図られている組織)を獲得した団体 令和6年度:32団体 アンケート調査において、0点(アンケートに未回答であった組織及び人権啓発活動を行わなかった組織)であった団体 令和6年度:26団体	来年度は未回答団体が少ないよう事業実施にかかる準備を早め、回答期間に余裕を持たせる。 資料配布の際に、本啓発活動の目的をしっかりと伝えることで目標達成につなげる。 12月の人権週間に合わせて配布し、本啓発活動の目的をしっかりと伝えることで目標達成につなげる。	・人権啓発資料の配布及び本事業の分析アンケートの実施。 ・アンケートにおいて80点以上を獲得する団体が8割以上となることを目指す。
同和問題	21	「部落差別をなくす運動」強調句間啓発事業	令和4年度は、「部落差別をなくす運動」強調句間事業として講演会を開催し、110名の参加があった。 令和4年度に実施した「人権に関する県民意識調査」では、「結婚するとき」や「不動産を購入したり、借りたりするとき」など、様々な場面で同和地区や同和地区の人ということ意識すると回答が一定数あり、根強い差別意識が伺えることから、今後もこの問題への正しい理解と認識を深めるために、知見の高い講師の招聘と、効果的な広報が必要である。	「部落差別をなくす運動」強調句間における講演会等の実施	(県民に)「同和問題」に対する正しい理解と認識が深まる。	・「部落差別をなくす運動」強調句間の講演会参加者へのアンケートで「同和問題への理解が深まった」の割合を85%以上にする。 ・「部落差別をなくす運動」強調句間の講演会参加者数を5年間で累計800人以上にする。	「部落差別をなくす運動」強調句間(7月10日～20日)にあわせて、講演会や新聞広告等の啓発を行う。	・強調句間事業にあわせて講演会を実施 【開催日】 令和6年7月19日(金) 【内容】 演奏:和太鼓演奏 明德義塾中学校・高等学校和太鼓部 講演:部落差別を通して考える日常の中の差別ー「私は差別なんかしてない」と思いませんか?ー 上川 多実(BURAKU HERITAGEメンバー) 【参加者】304名	アンケート結果 ・「人権問題への関心や理解を深めることができた」と回答した割合:97.0% ・参加者のほぼ全員が「偏見や差別をしない」、「友達や家族と話し合いたい」、など積極的に行動したいと回答 アンケート結果からもわかるように、当該事業実施の目的を達成できたといえる。	参加者をさらに増やし、当該事業の目的を達成するために、内容の充実や広報の工夫が必要	「部落差別をなくす運動」強調句間(7月10日～20日)にあわせて、講演会や新聞広告等の啓発を行う。
同和問題	22 新規	インターネットの部落差別投稿のモニタリングと削除要請	近年、SNSや電子掲示板等に他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が書き込まれるなど、人権を侵害する事例が増加している。 インターネットによる差別的な書き込み等があった場合、サイトの管理者に対し、書き込みの削除を要請するとともに、市町村担当者においても適切に対応できるように情報提供等を行う必要がある。	・引き続き、インターネット上の部落差別情報に関する書き込みのモニタリングと削除要請を行うとともに、特に悪質なものについては法務局へ通報を行う。 ・市町村に対し、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行う。 ・他の自治体や関係機関と情報共有を行い、インターネットのモニタリング及び削除要請に関するスキルアップを図る。 ・インターネット上で人権侵害を受けられた方を対象に、弁護士無料相談窓口を開設する。	インターネット上の書き込み等をモニタリングし、差別的な書き込みについては削除要請を行うことで、インターネットによる人権侵害が予防される。	—	・インターネット上の同和問題への差別的投稿に関するモニタリングとその削除要請を専門業者に委託することにより取組を強化する。 ・市町村に対し、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行う。 ・インターネット上で人権侵害を受けられた方を対象に、弁護士による無料相談を実施する。	・インターネット上の同和問題への差別的投稿に関するモニタリングとその削除要請を専門業者に委託 81件の書き込みに対して削除要請を実施し、8件の書き込みが削除された。(削除率:約10%) ・市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会(2回開催)で、市町村の人権啓発担当職員に対して、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行った。 ・弁護士無料相談の実施:3件	・削除要請件数が前年度より大幅に減少した。(前年度は、前年度以前にされた書き込みも検出の対象であったため件数が多かった) ・類似の投稿に対して削除要請を行っても、削除されやすいサイトとそうではないサイトがあるため、削除率が伸びなかった。	同和問題に関する差別的投稿は減少傾向にあることから、モニタリングの対象を同和問題以外にも拡大することにより、幅広い人権課題に関する差別的な書き込みの削除につなげる。	・インターネット上の差別的投稿に関するモニタリングとその削除要請を専門業者に委託 ・市町村に対し、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行う。 ・インターネット上で人権侵害を受けられた方を対象に、弁護士による無料相談を実施する。
同和問題	23 新規	インターネットによる部落差別投稿対策の市町村への周知	これまでも市町村に対して、情報提供や啓発資料を通して周知してきた。 今後は、県が行った削除依頼の情報も提供しつつ、市町村も自らが対応していくことが必要である。	市町村人権担当職員研修会での情報提供	市町村人権担当職員がインターネット上の人権侵害の書き込みへの対応スキルを身に付け、各市町村で削除要請等の対応ができる状態となる。	—	市町村人権担当職員研修会で情報提供を行う。	・市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会(2回開催)で、市町村の人権啓発担当職員に対して、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行った。	市町村のインターネットによる書き込みへの対応件数はごくわずかであり、体制的にも対応が困難であると考えられる。	市町村人権担当職員研修会に限らず、随時、市町村への情報提供を行っていく。	・市町村人権担当職員研修会で情報提供を行う。 ・随時、市町村にモニタリングに関する情報提供を行う。
女性	24	様々な広報媒体等を活用した社会の意識改革に向けた取組	・こうち男女共同参画センター「ソーレ」での、広報紙・啓発誌の作成及び配布、講演・研修会の開催等の啓発事業の他、ホームページやメールマガジン、県の広報誌等を活用した広報を実施している。 ・ソーレのfacebookを29年度に開設し、講演会や講座等の広報媒体として活用している。 ・情報提供先や方法の見直しなど、効果的な広報についての検討が必要である。	こうち男女共同参画センター「ソーレ」での講演・研修会等の啓発事業や、SNSなどの広報媒体を活用した広報活動を実施	女性と男性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画し、共に支え合い、責任も分かち合う「男女共同参画社会」の実現が図られる。	—	・6月の「男女共同参画推進月間」や、11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせた講演会を実施 ・情報誌やHP、SNSによるよりわかりやすくきめ細かな情報発信を年間を通じて実施 ・多様な啓発ツールを活用した広報活動を実施	・男女共同参画推進月間講演会(6/29実施)会場134人、オンライン122人 ・DV防止啓発講演会(11/9実施)会場57人、オンデマンド586人 ・情報誌「ソーレ・スコープ」を年4回(4・7・10・1月)発行 各7,000部 ・メールマガジンの発行(毎月1回、計12回) ・ホームページアクセス 47,614件	・オンデマンド配信の実施により多くの県民の参加につながった。 ・SNS等の情報発信では、動画にオープニングやエンディングを作成し、随時、情報を追加して配信するなど工夫をこらしたことがアクセス数の増加につながったと考えられる。	講演会のオンデマンド配信の取組や様々な媒体での情報発信を継続して実施する必要がある。	・6月の「男女共同参画推進月間」や、11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせた講演会を実施 ・情報誌やHP、SNSによるよりわかりやすくきめ細かな情報発信を年間を通じて実施 ・多様な啓発ツールを活用した広報活動を実施
女性	25	ソーレによる講演会や講座等の実施、市町村等との連携強化	【現状】 こうち男女共同参画センター「ソーレ」で、男女共同参画推進月間講演会や出前講座の実施、団体の活動への助成等により、県民の自主的な取組を支援し、男女共同参画社会づくりに向けた啓発を行っている。 【課題】 若年層や男性の参加者が少ない傾向にあるため、事業内容や、広報・啓発の内容及び方法等について検討が必要である。	・男女共同参画推進月間講演会や各種講座の開催 ・講演会等のオンライン配信 ・自治体へのサテライト会場の設置 ・各種団体等の依頼に応じ、ソーレ職員等が講師として男女共同参画に関する出前講座を実施 ・男女共同参画を推進するグループ・団体等の事業を助成等	県民に、男女が互いに支え合い、性別にかかわらずその能力を発揮できる男女共同参画社会づくりに向けた意識が醸成される。	—	・6月の「男女共同参画推進月間」や、11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせた講演会を実施 ・男女共同参画への理解・浸透を図るため、登録サポーター講師やソーレ職員、県内・県外講師が市町村や地域・団体に出向き出前講座を実施 ・県民からの企画提案事業を実施するほか、県民や団体等が実施する男女共同参画に関する事業を支援するため、ソーレいど事業を実施 こうち男女共同参画ポレール、こうちねっと見守り会議	・男女共同参画推進月間講演会(6/29実施)会場134人、オンライン122人 ・DV防止啓発講演会(11/9実施)会場57人、オンデマンド586人 ・出前講座事業:73講座 5,420人 ・県民からの企画提案事業:3回実施 会場計143人、オンデマンド計35人 ・ソーレいど事業:2団体に助成 こうち男女共同参画ポレール、こうちねっと見守り会議	・オンデマンド配信の実施により多くの県民の参加につながった。 ・出前講座の受講者数はこれまでで最多となり、地域・団体等の男女共同参画への意識啓発の取組が浸透しつつあると考えられる。	・オンデマンド配信を拡大し、配信実施の広報の強化を検討していく。	・6月の「男女共同参画推進月間」や、11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせた講演会を実施 ・男女共同参画への理解・浸透を図るため、登録サポーター講師やソーレ職員、県内・県外講師が市町村や地域・団体に出向き出前講座を実施 ・県民からの企画提案事業を実施するほか、県民や団体等が実施する男女共同参画に関する事業を支援するため、ソーレいど事業を実施

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度目標となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
女性	26	市町村における男女共同参画計画策定の支援	男女共同参画計画策定市町村の割合 ・市:100%(11/11) *R3年度達成済 ・町村:60.8%(14/23) 町村部には男女共同参画の専任部署がなく、他業務との兼任による人手不足が大きな課題。また、当該計画の策定は、法上、努力義務であることから、他計画が優先される状況。	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ(市町村総合計画等の計画との一体的な策定も提案)を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	市100%(11市) 町村100%(23町村)	こうち男女共同参画プラン (R3～R7年度) R7年度目標値 市100%(11市)、町村70%以上(17町村以上)	・計画の策定ができていない町村への働きかけを実施 ・町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポート(市町村総合計画等の他の計画との一体的な策定の提案等)を実施	・全市町村にアンケートを実施し、策定または改定予定の市町村を把握 ・オンライン及び訪問により働きかけを実施 7町村 ・6年度策定町村 1町(田野町)	・町村には男女共同参画の専任部署がなく、職員は複数の業務を兼任しており業務多忙であること、また、当該計画の策定は、法律上努力義務であることから、他計画が優先される状況が必要	・引き続き、計画の策定ができていない町村への働きかけが必須 ・市町村の策定作業にあたり県のサポート(市町村総合計画等の他の計画との一体的な策定を提案する等)が必要	・計画の策定ができていない町村への働きかけを実施 ・町村の策定作業にあたって市町村総合計画等の他の計画との一体的な策定の提案等を実施
女性	27	審議会等委員への女性登用	・審議会等委員への女性の割合は、平成29年5月1日現在で31.2%で低迷している。 ・庁内への女性委員の参画の必要性のさらなる啓発や女性委員の割合が40%を下回る審議会についての事前協議の徹底が必要である。	・女性委員の割合が40%を下回る審議会について、事前協議の実施	庁内の審議会等委員への女性の参画が進むことで、政策に多様な視点が反映され、県全体の男女共同参画の意識啓発が進んでいる。	委員の男女構成の均衡 (R7年度) こうち男女共同参画プラン (R3～R7年度)	・女性人材活用の必要性について全庁への周知 ・審議会等の女性人材リストの全庁への共有 ・女性人材リストの様式見直し、人材の追加	・女性委員の登用促進について全庁通知の発出、庁内会議で依頼 ・改選予定の審議会等の担当課に事前に女性委員の登用促進について依頼 ・審議会等の女性人材リストの全庁への共有 ・女性人材リストの様式見直し、人材の追加 ・審議会等の女性委員割合:35.7%(R5:31.5%)	・事前協議はされているが、既に関係団体との調整が進んだうえで、改選直前に協議がされるケースが多い。	・年度当初に改選予定の審議会等の担当課へ女性委員の登用促進について働きかける必要がある。	・改選を控えた審議会等担当課への要請・働きかけ(4月、8月頃) ・全庁への周知(部局別の女性委員の状況についての共有、事前協議の徹底) ・審議会等の女性人材リストの全庁への共有
女性	28	配偶者等からの暴力の防止	○広報誌、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用し、広報・啓発を実施している。 ○今後もDVに対する正しい理解を深め、DVを許さない意識の醸成を推進していくためにも、さらなる意識啓発が必要。	・各種媒体を活用した啓発・広報の実施 ①テレビ・ラジオ等による広報・啓発 ②公共交通機関車内へのポスター等掲示による広報 ③市町村広報紙への広報文案の提供 ④広報・啓発資料作成・配布(DV相談カード、DV啓発チラシ、啓発ポケットカード)	・「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ・DV防止の意識啓発が十分に推進できている。	—	・講演会や講習会、研修会等の開催による啓発 ・広報紙やチラシ、ポスター、カード等の作成及び配布 ・公共交通機関等での広報・啓発ポスターの掲示 ・TVやラジオ等の各種媒体を活用した啓発の実施 ・高知城や鏡ダム及び永瀬ダムにおけるパープルライトアップの実施	・市町村女性相談支援担当職員向けステップアップ研修を開催 ※オンライン併用、オンデマンド配信あり 第1回(11/29):24市町村37人 第2回(12/20):22市町村39人 第3回(1/15,16):14市町村25人 ・相談窓口周知カードの作成・配布(35,000枚) ・公共交通機関等での啓発ポスターの掲示 路線バス40台、バス待合所3か所) ・ラジオ対談(11/12) ・高知城(11/12,13)、鏡ダム及び永瀬ダム(11/12～25)のパープルライトアップ	・民間団体等と連携した広報啓発や、マスコミを通じた広報活動を行うことにより、DV問題への理解を深めることができた。	・さらに多くの県民が理解を深めるために、引き続き、広報啓発を行う必要がある。	・講演会や講習会、研修会等の開催による啓発 ・広報紙やチラシ、ポスター、カード等の作成及び配布 ・公共交通機関等での広報・啓発ポスターの掲示 ・TVやラジオ等の各種媒体を活用した啓発の実施 ・高知城や鏡ダム及び永瀬ダムにおけるパープルライトアップの実施
女性	29	女性相談支援センター及びソーレ等の相談機能の充実	○平成30年度～令和4年度の女性相談支援センターにおける相談件数は千件前後、こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談件数は2千件前後で推移している。 ○女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」の相談員のスキルアップを図るため、専門研修を受講。 ○県内相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修を実施(ソーレ)。	専門研修への参加等により相談員のスキルアップを図るなどして、相談体制を充実し、相談への対応、被害者の保護、自立への支援等を実施	女性相談支援センターやソーレが広く周知され、被害者支援ができています。 様々な問題を抱える被害者への適切な対応、支援ができています。	—	こうち男女共同参画センター「ソーレ」で実施 ・女性のための一般相談 ・女性のための法律相談(予約制・月2日開設) ・女性のためのこころの相談(予約制・月2日開設) ・男性のための悩み相談(予約制・月4日開設) ・にじいろコール～LGBTsに関する相談～(月1日開設)	こうち男女共同参画センター「ソーレ」で実施 ・女性のための一般相談:2,074件 ・女性のための法律相談:92件 ・女性のためのこころの相談:48件 ・男性のための悩み相談:62件 ・にじいろコール～LGBTsに関する相談～:6件	・相談件数は、前年度がこれまでで最多であったことから、件数は減少したが、例年並みの件数であった。 ・一般相談では、40～60代の中高齢層が全体の7割を占めており、この世代がさまざまな悩みを抱えていることがうかがえる。 ・ネット検索から相談につながるケースが増えている。	・引き続き相談業務を行うとともに、相談員スキルアップ研修を実施し、ジェンダーに敏感な視点から相談業務ができるようにする。 ・研修を通じて県内相談機関及び相談員との連携を図っていく。	こうち男女共同参画センター「ソーレ」で実施 ・女性のための一般相談 ・女性のための法律相談(予約制・月2日開設) ・女性のためのこころの相談(予約制・月2日開設) ・男性のための悩み相談(予約制・月4日開設) ・にじいろコール～LGBTsに関する相談～(月1日開設) ・相談員スキルアップ研修の実施(2回)
女性	30	DV被害者支援関係機関との連携強化	・ブロック別関係機関連携会議、DV被害者支援ネットワーク会議及び専門家研修会を開催し、関係機関のネットワークづくりを図っている。 ・今後も関係機関と連携した効果的な広報の検討や、相談体制の充実が必要。	ブロック別関係機関連絡会議を通じて、市町村等の地域の関係機関との連携を強化し、被害者支援のネットワークの構築を目指す。	関係機関と女性相談支援センターとの情報共有及び連携による被害者支援ができています。	—	・県内全ブロック(5か所)でのブロック会議の開催 ・ネットワーク会議の開催 ・女性相談支援センター職員による各市町村・関係機関等への出張DV講座	・DV対策連携支援ネットワーク会議の開催 ブロック別関係機関連絡会議及びネットワーク会議を「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」実務者会議研修部会に改組 ①市町村説明会の開催(18市町村28名) ②支援調整会議実務者会議(研修部会) 市町村女性相談支援担当職員向けに、相談資質の向上のための全3回のステップアップ研修を開催 ・若年被害女性への直接支援を行う民間支援団体(BOND)の取組に関する研修(R7.3.3)	開催場所や開催頻度や時間帯が参加者の都合に合わせて柔軟な参加形態を提供する。	・現場のニーズに合った演習等を企画し、幅広く参加を呼びかける。 ・オンライン参加やハイブリッド開催を継続し、参加者の都合に合わせて柔軟な参加形態を提供する。	・高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議実務者会議研修部会の実施
女性	31 新規	困難な問題を抱える女性への支援に向けた若年層等への広報の充実	・ラジオ、ホームページ等の広報媒体を活用し、広報・啓発を実施している。 ・今後も困難な問題を抱える女性に関する相談窓口を周知し、支援につなぐためにも、さらなる広報が必要。	・各種媒体を活用した広報・啓発の実施 ①ラジオ、ホームページ等による広報、啓発 ②広報・啓発資料作成・配布	困難な問題を抱える女性に関する相談窓口が十分に浸透している。	高校生の女性相談支援センターの認知度30.0%(R7年度) 高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画	・ホームページにおける困難な問題を抱える女性に関する相談窓口一覧の掲載 ・広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等多様な広報媒体を活用した各種相談窓口の周知 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等への相談窓口等についての情報提供	・ホームページに困難な問題を抱える女性に関する相談窓口一覧を掲載 ・広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等多様な広報媒体を活用した各種相談窓口の周知 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等への相談窓口等についての情報提供	民間団体等と連携した広報啓発や、マスコミを通じた広報活動を行うことにより、DV問題への理解を深めることができた。	さらに多くの県民が理解を深めるために、引き続き、広報啓発を行う必要がある。	・ホームページにおける困難な問題を抱える女性に関する相談窓口一覧の掲載 ・広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等多様な広報媒体を活用した各種相談窓口の周知 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等への相談窓口等についての情報提供 ・困難な問題を抱える女性のための居場所の提供及びSNS相談窓口の
女性	32 新規	県の支援調整会議による関係機関の連携強化、地域間の情報共有	・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、県における支援調整会議の設置が努力義務となった。 ・関係機関と連携した支援体制を整えるためにも、当会議の設置及び運用が必要である。	支援調整会議を通じ、市町村や関係機関との連携を強化し、困難な問題を抱える女性への支援に関するネットワークの構築を目指す。	関係機関と女性相談支援センターとの情報共有及び連携による困難な問題を抱える女性への支援ができています。	—	・支援調整会議の設置及び開催	・支援調整会議の設置(R6.11.8)及び開催 代表者会議:1回開催 実務者会議研修部会:4回開催 実務者会議事例検討部会:2回開催	支援調整会議を通じて、支援調整会議構成機関が意見交換し、相互理解を深めるための場となった。	女性の多様化した課題に対応するため、支援調整会議の構成機関以外の団体も含めたネットワークづくりが必要	・支援調整会議の開催

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度目標となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
女性	33 新規	市町村における女性相談窓口の設置、女性相談支援員の配置、支援調整会議の設置	・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、市町村における女性相談支援員の配置及び支援調整会議の設置が努力義務となった。 ・最も身近な相談先である市町村における支援体制を整えるためにも、これらの配置や設置に向けた働きかけが必要。	女性相談支援員の配置、支援調整会議の設置について継続的に働きかける。	市町村において困難な問題を抱える女性に対する支援体制が整っている。	市町村の女性相談支援員を配置している市町村数5市町村(R7年度) 高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画	○市町村の女性相談支援員配置に向けた働きかけ ・説明会の開催 ・個別訪問の実施	○女性相談支援員配置に向けた働きかけ ・市町村説明会の開催(18市町村28名) ・支援調整会議実務者会議(研修部会)の開催 ・3市(香南市、南国市、高知市)訪問 女性相談支援員の配置や支援調整会議の設置についての進捗状況を伺い、前向きな検討を依頼 ○困難女性支援の担当窓口を全市町村に設置	担当窓口は全市町村に設置されたが、女性相談支援員の配置には体制等の問題もあり難色を示す市町村が多い。	女性相談支援員配置に至った市町村がなかったため、課題の把握、必要性の理解促進、個別市町村への働きかけが必要	○市町村の女性相談支援員配置に向けた働きかけ ・説明会の開催 ・個別訪問の実施
女性	34	ワークライフバランス推進企業認証事業	急速に進む少子化が大きな社会問題となっており、その要因の1つとして仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されている。 次世代を担う子どもたちを健全に育むため、企業においても子育て支援に積極的に取り組む必要がある。 (ワークライフバランス推進延べ認証企業数 777社(R6.3末現在))	男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進等子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「ワークライフバランス推進企業認証事業」を実施	企業において、仕事と家庭の調和が図られ、誰もが働きやすく働き続けられる職場環境づくりができています。	ワークライフバランス推進延べ認証企業数 840社 (R6年度) 第5期高知県産業振興計画	・重点業種：製造業、医療・福祉、運輸業への訪問の推進 目標：130社 ・中山間地域に所在する企業への訪問強化 目標：200社以上 ・小規模企業(従業員数10名未満の企業)への訪問強化	・延べ認証企業数：852社(+75社、目標達成率101.4%) ・重点業種への訪問数 129社(目標達成率99.2%) ・中山間地域に所在する企業への訪問数 171社(目標達成率 85.5%) ・小規模企業への訪問数 42社	・運輸、製造業などの業界団体への訪問の他、アドバイザーの増員(7名→9名)により、中山間地域や小規模企業への企業訪問を強化した結果、延べ認証企業数は増加したものの、認証取得企業の業種や所在地域、企業規模の偏在が課題となっている。	・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問強化 ・男性育休推進部門の新設や業界団体との連携によるワークライフバランスの普及	・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問 目標：新規申請企業訪問件数 400件以上 男性育休推進部門申請企業訪問件数 100件以上 ・男性育休推進部門の新設 ・業界団体と連携した取り組みの推進(総会での周知、個別訪問)
女性	35	女性活躍推進研修会等の実施	固定的性別役割分担意識の解消を図るためには、女性農業者の社会・経営参画等に向けたスキルアップを目的とした研修会等の実施が必要である。	女性農業者(農村女性リーダー等)の社会及び経営参画のための啓発活動や研修会の実施	女性農業者(農村女性リーダー等)の社会・経営参画への重要性と認識が高まる。	—	・女性の活躍推進に向け ①女性農業者向けのスキルアップ研修会の開催 ②男性や関係機関の理解促進 ③女性活躍事例集の作成 ④働きやすい環境づくりの推進に取り組む	①女性農業者向けのスキルアップ研修会等の開催6回、参加者105人 ②女性活躍理解促進に向けたJA・市町村との意見交換98回 ③女性活躍の事例取材:17件 ④働く環境の整備(トイレや休憩室の設置)の支援22件	・研修会の開催を通じて、女性経営者の考え方や労務管理について理解が深まった。 ・22件の農業者において、農業現場での労働環境の整備が高度化されたが、就業規則の策定は引き続き支援が必要である。 ・就農相談や女性農業者の活躍している具体的な事例を紹介できるようになった。	・女性活躍の推進にあたり、従業員が働きやすい環境を整備することの重要性や事例の周知、経営に主体的に参画する女性の農業者を増やすための家族経営協定の締結に向けた支援の重要性を確認 ・就業規則の策定については継続した支援が必要	・女性の活躍推進に向け、 ①女性農業者向けのスキルアップ研修会の開催、 ②家族経営協定、認定農業者の共同申請の推進 ③女性が活躍する経営事例の発信 ④就業規則・労務管理に関する研修会 ⑤働く環境の整備の事例集の作成 ⑥働きやすい環境づくりの推進に取り組む
女性	36	女性相談支援センターとの連携強化	○現状 ・各種会議等を通じて、女性相談支援センターと連携強化を図っている。 ・DV被害者について、女性相談支援センターと連携した避難措置、保護命令申立の支援を行っている。 ○課題 ・DV被害防止のため、女性相談支援センターとの緊密な連携を継続する必要がある。	○各種会議等を通じて、女性相談支援センターと連携強化を図る。 ○DV被害者について、女性相談支援センターと連携した避難措置、保護命令申立の支援を行い、被害防止を図る。	女性相談支援センターとの連携強化により、DV被害者への各種支援が行われ、被害防止が図られる。	高知県警察運営指針及び重点目標	女性相談支援センターとの連携を強化し、DVを始めとする人身安全関連事案の被害者等の安全確保を最優先とした保護措置を徹底する。	・DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致し、同センターへの理解を深めた。 ・女性相談支援センターと連携強化するため、現場警察官に対する各種専科でのDV教養、DV担当者に対する研修会を実施した。	女性相談支援センター職員を講師として教養を受けたり、現場警察官がDVに対する知識を得ることで、女性相談支援センターとの連携強化につながった。	引き続き、女性相談支援センター職員を講師として教養を実施したり、現場警察官のDV教養を行って、女性相談支援センターと連携強化する。	女性相談支援センターとの連携を強化し、DVを始めとする人身安全関連事案の被害者等の安全確保を最優先とした保護措置を徹底する。
子ども	34	【再掲】ワークライフバランス推進企業認証事業	急速に進む少子化が大きな社会問題となっており、その要因の1つとして仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されている。 次世代を担う子どもたちを健全に育むため、企業においても子育て支援に積極的に取り組む必要がある。 (ワークライフバランス推進延べ認証企業数 777社(R6.3末現在))	男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進等子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「ワークライフバランス推進企業認証事業」を実施	企業において、仕事と家庭の調和が図られ、誰もが働きやすく働き続けられる職場環境づくりができています。	ワークライフバランス推進延べ認証企業数 840社 (R6年度) 第5期高知県産業振興計画	・重点業種：製造業、医療・福祉、運輸業への訪問の推進 目標：130社 ・中山間地域に所在する企業への訪問強化 目標：200社以上 ・小規模企業(従業員数10名未満の企業)への訪問強化	・延べ認証企業数：852社(+75社、目標達成率101.4%) ・重点業種への訪問数 129社(目標達成率99.2%) ・中山間地域に所在する企業への訪問数 171社(目標達成率 85.5%) ・小規模企業への訪問数 42社	・運輸、製造業などの業界団体への訪問の他、アドバイザーの増員(7名→9名)により、中山間地域や小規模企業への企業訪問を強化した結果、延べ認証企業数は増加したものの、認証取得企業の業種や所在地域、企業規模の偏在が課題となっている。	・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問強化 ・男性育休推進部門の新設や業界団体との連携によるワークライフバランスの普及	・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問 目標：新規申請企業訪問件数 400件以上 男性育休推進部門申請企業訪問件数 100件以上 ・男性育休推進部門の新設 ・業界団体と連携した取り組みの推進(総会での周知、個別訪問)
子ども	37	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	児童生徒の声を聞きながら、児童生徒が明日も学校に行きたくなる魅力ある学校づくりを推進したり、児童生徒主体の取組を重点化することによって自己有用感を育もうとする取組等、発達支持的生徒指導を推進している。 現在ある学校行事や体験活動、異学年交流活動を、児童生徒が主体となった取組となるよう児童生徒の意識調査を元に取組を問い直し、工夫・改善することや、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育てるために特別活動をさらに充実させ組織的に推進し、子どもたちの自尊心や自己有用感、学習への意欲を高め、将来への夢や志を持たせる必要がある。	学校経営の中に生徒指導の視点を位置付け、発達支持的生徒指導を組織的に行うと共に、開発的な生徒指導の充実が図られるとともに、その成果の県内の学校への普及が進んでいる。	各指定校において、組織的な生徒指導推進体制が確立され、開発的な生徒指導の充実が図られるとともに、その成果の県内の学校への普及が進んでいる。	○開発的な生徒指導が組織的に推進され、児童生徒の自尊感情や自己有用感が向上している。 ・「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合40%(R1:33%) ・「自分はまわりへの役に立っている」と回答した児童生徒の割合30%(R1:23%) ○不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 ・在籍児童生徒数に対する新規不登校児童生徒数の割合が前年より減少している。 (数値は魅力ある学校づくり調査研究事業推進地域全体の割合)  第3期高知県教育振興基本計画	・推進校(区)の指定及び推進リーダーの配置 →市主体の取組(1市)、中学校区の取組(1中学校区)、学級活動を基盤とした話し合い活動の充実の取組(1推進地域・2小学校)、特別活動を柱にした地域の充実が図られること →と回答した児童生徒の割合40%(R1:33%) ・「自分はまわりへの役に立っている」と回答した児童生徒の割合30%(R1:23%) (数値は指定2年目校の児童生徒意識調査で「そう思う」と回答した割合) ○不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 ・在籍児童生徒数に対する新規不登校児童生徒数の割合が前年より減少している。 (数値は魅力ある学校づくり調査研究事業推進地域全体の割合)  第3期高知県教育振興基本計画	・学校訪問(アドバイザー、指導主事、SC等)による発達支持的生徒指導の組織的な推進に対して指導助言の実施。課題予防的生徒指導の組織的な取組の充実。 ・各推進校・推進地域において年間10～20回、推進会議・研究授業・校内研修等を実施 ・専門家を入れた校内支援会を年間4回以上実施 ・推進リーダー会議(4/22/7/16.11/18.2/7)、学校支援会議(7/16)を実施 ・公開授業研修会(11/21.12/6.1/17.1/24.1/30)の実施 ・各推進校・推進地域の効果ある実践を県内の学校に普及するために「高知夢いっぱいプロジェクト」リーフレットを作成、生徒指導担当者・主事会等で配布 ●「自分には、よいところがあると思う」の強肯定群 (R5.5:37.3%→R7.2:44.7%) ●「自分はまわりへの役に立っている」の強肯定群(R5.5:29.6%→R7.2:40.6%) ●指定校における1,000人あたりの新規不登校児童生徒数(小R5:9.0人→R6:7.7人、中R5:24.2人→R6:16.1人)	・小中が連携した取組を行うことで、教職員の協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推進校区では、自己有用感の向上が見られた。 ・学級活動が充実した校区で、児童生徒主体の取組が進み支持的な風土の醸成が進んだ。 ・市教育委員会が主体的に不登校の未然防止の取組を推進することにより、モデル校区において新規不登校の抑制が見られた。	・夢いっぱいプロジェクト事業の実践研究や生徒指導主事(担当者)会等の研修会を通して、発達支持的生徒指導に組織全体で取り組む魅力ある学校づくりの推進は継続しつつ、指定校以外からの校内研修等への講師派遣依頼にもなるべく応じ、県内への普及を図る。	・推進校(区)の指定及び推進リーダーの配置 ・推進校(区)における実践研究計画の策定・実施 ・推進校(区)の情報共有及び推進リーダーの育成 ・取組の成果普及

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度目標となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
子ども	38	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等活用事業の実施	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的活用方法を考える必要がある。 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの専門性のさらなる向上が必要である。	スクールカウンセラー等活用事業の実施 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	・校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合 全校種100% 設定年度: R5年度末 第4期高知県教育振興基本計画	・SC等及びSSWの全公立学校(小、中、高、特支)への配置を継続する。 ・アウトリーチ型SCの11市の教育支援センターへの配置を継続する。 ※SC:スクールカウンセラー ※SSW:スクールソーシャルワーカー	・全公立学校でSC等及びSSWが支援できる体制を整備した。 ・アウトリーチ型SCを11市の教育支援センターに配置した。 ・研修会等の実施 初任者研修(SC:4月、8月、2月、SSW:6月、10月) スクールカウンセラー等研修講座(年間6回) スクールソーシャルワーカー学習会(年間6回) ●校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合100%(R6:小中高特)	校内支援会での専門家の活用が定着し、支援を必要とする児童生徒へのSC及びSSWによる支援が進んできている。	SC及びSSWの専門性の向上を一層図る必要がある。 ※SC:スクールカウンセラー ※SSW:スクールソーシャルワーカー	・SC等及びSSWの全公立学校(小、中、高、特支)への配置を継続する。 ・アウトリーチ型SCの11市の教育支援センターへの配置を継続する。 ※SC:スクールカウンセラー ※SSW:スクールソーシャルワーカー
子ども	39	児童虐待に関する校内研修、体系的な教職員研修	児童虐待に関する研修実施率100%。 教職員が児童虐待を見抜く力を身に付けるとともに児童相談所や市町村につなげる必要がある。	全公立学校において、児童虐待に関する校内研修を毎年実施	児童虐待を見抜く力を備えた教職員が増え、より迅速で適切な対応ができています。	・県内すべての公立学校の児童虐待に関する校内研修実施率100%とする。 ・児童虐待に関する体系的な教職員研修を継続する。	・県内全ての公立学校において、校内研修を実施するよう依頼文書の発出 ・校内研修で活用できるプレゼン資料の作成及び全公立学校への配付	・年度当初に、全ての公立学校に対して、児童虐待に関する校内研修を年1回以上実施することを目指す依頼文書を発出した。 ・校内研修で活用できる教員用研修資料を作成し、全校に配付した(7月) ●児童虐待に関する校内研修の実施率100%	・児童虐待について、正しく認識し、対応できるようにするために、毎年、必ず校内研修を実施することが重要である。 ・校内研修用資料を毎年アップデートし、配付。	・各学校のニーズに応じた効果的なプレゼン資料となるよう、児童虐待に対する理解から実践的な対応事例まで、さまざまな研修資料を作成していく必要がある。	・県内全ての公立学校において、校内研修を実施するよう依頼文書の発出 ・校内研修で活用できるプレゼン資料の作成及び全公立学校への配付
子ども	40	いじめ防止対策等総合推進事業の実施	いじめ防止対策推進法(H25)施行以降、いじめの積極的な認知に向けた取組が進み、早期発見・早期対応につながり、認知したいじめの多くは解消されるもの、いじめの重大事態が発生している。 この状況を踏まえると、学校の組織的ないじめ防止対策や子どもたちによる主体的な取組・保護者や地域、関係機関が連携したいじめ防止等の取組を推進していく必要がある。	いじめ防止対策等総合推進事業の実施 ・『「高知家」いじめ予防等プログラム』の活用 ・スクールロイヤー活用事業 ・こうち高校生LINE相談	・各学校において、児童生徒の自主的ないじめ防止等の取組が推進される。 ・学校・家庭・地域が一層連携を深め、「いじめは絶対に許されない」という意識が高まる。 ・ネットいじめ等の早期発見・対応により、深刻ないじめにつながらないようにする。	・令和5年度までに、延べ100校以上の学校に対して、PTA研修への支援を実施する。 ・児童生徒が主体となつたいじめ防止等の取組が実施されている学校の割合 小学校80%以上、中学校80%以上、高等学校80%以上、特別支援学校80%以上 設定年度: H31年度末 第2期高知県教育振興基本計画 ・令和5年度までに、「高知家」いじめ予防等プログラムを活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対し実施した学校の割合 教職員100%、保護者・地域80%以上 設定年度: R2年度末 第3期高知県教育振興基本計画	・「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版の周知・活用を進め、いじめ防止につながる取組の充実を図る。 ・スクールロイヤーがその専門的知識や経験を基にいじめ予防教育や法的相談の対応を行い、事案の重篤化及び未然防止を図る。 ・県内の高校生を対象としたこうちLINE相談に、R6から県立中学も対象として実施する。多くの生徒に登録されるよう周知を図る。	・「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版について生徒指導主事会やPTA教育行政研修会等にて活用した研修等を実施: 教職員87.8%、保護者・地域89.9% ・スクールロイヤー活用事業について、県立学校や市町村教育委員会に活用についての周知を図り、県立学校については、R6から3年間にかけて、全ての学校にて活用されるよう働きかけた。(R6年度: 法的相談5件、教職員研修20件、子ども向け授業24件) ・LINE相談についてR6から県立中学も対象として実施。多くの生徒に登録されるようカードやポスター、チラシにて周知を図った。(R6年度登録者数: 117人)	・「高知家」いじめ予防等プログラムの活用については、校内研修や、学校から保護者への周知により多くの学校・保護者・地域にて活用された。 ・スクールロイヤーについては、SNSトラブルなど、登録者数が多い地域に活用された。 ・LINE相談については、いつでも相談できるよう、まずは登録しておくことが必要であることを今後も周知していく。	・「高知家」いじめ予防等プログラムや追補版を含め、今後も活用促進を図る。 ・スクールロイヤーの効果的な活用について引き続き周知し、事業活用の促進を図る。 ・LINE相談については、いつでも相談できるよう、まずは登録しておくことが必要であることを今後も周知していく。	・「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版の周知・活用を進め、いじめ防止につながる取組の充実を図る。 ・スクールロイヤーがその専門的知識や経験を基にいじめ予防教育や法的相談の対応を行い、事案の重篤化及び未然防止を図る。 ・県内の高校生、県立中学校生を対象としたこうちLINE相談に、多くの生徒に登録されるよう周知を図る。
子ども	41	親育ち支援啓発事業	子どもへの接し方がわからなかったり、子育てに不安や悩みを抱える保護者が多い。 複雑化・多様化する保護者の不安や悩みに、各保育所・幼稚園等で日常的・継続的に対応することが必要である。	親育ち支援啓発事業及び親育ち支援保育者スキルアップ事業の実施 ・保育者研修: 親育ち支援の必要性や支援方法等について理解を深めるために、集合研修や園内での研修において、講話やワークショップ、事例研修を行う。 ・保護者研修: 良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深めるために、講話やワークショップを行う。	親の子育て力を高め、よりよい親子関係の構築を促し、子どもの健やかな育ちにつなげる。	保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・親育ち支援年間計画の作成率100% ※第4期高知県教育振興基本計画(R6～9年度)	・保育者研修及び保護者研修の実施 ・県内の保育者が保育技術を子育てに役立つコツとして解説する動画の普及	○保育者研修の実施(園内研修支援) ・親育ち支援アドバイザー等派遣: 57回 ○保護者研修の実施(園のニーズや課題に応じた講話やワークショップ) ・親育ち支援アドバイザー等派遣: 71回 ○各園における親育ち支援年間計画の作成率: 83.0% ○親育ち支援についてや基本的な生活習慣の啓発、保育技術等に関する動画作成・配信: 3本	○各園の親育ち支援担当者を中心に、チームとして親育ち支援に取り組む体制はほぼ整っている。 ○保護者への講話やワークショップを通して、良好な親子関係や子どもへの関わり方等について保護者の理解が深まり、積極的に子どもに関わろうとする意識の醸成につながっている。 ○「子育てに役立つコツ」の動画をYouTubeにアップロードすることで、研修に参加できない保護者にも大切にしたい子育ての内容を伝えるツールとなっている。	○各園の親育ち支援の取組が、PDCAサイクルを回しながらより充実したものになるよう親育ち支援年間計画を見直し、全職員が活用できるよう支援していく。 ○保育者の子育て支援力の向上につながるよう、保護者の実態や課題を園とともに見極め、課題やニーズに合った講話やワークショップを実施し、園を支援していく。 ○研修に参加しない保護者に対して、子育てについての情報を気軽に得られるよう動画配信を行い、広く周知する。	○保育者研修の実施 ○保護者研修の実施 ○親育ち支援についてや基本的な生活習慣の啓発、保育技術等に関する動画の作成・配信
子ども	42	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実	小学校の97.3%に放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置されている。 引き続き、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上や厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備のための支援が必要である。	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実	放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。	第4期高知県教育振興基本計画(R6～9年度)	(1)運営費等補助(うち高知市) 子ども教室 143(41)か所 児童クラブ 186(88)か所 (2)活動内容の充実と支援員等の人材育成 ・支援員等の資質向上研修 年10回程度	(1)運営費等補助: 子ども教室 144か所、児童クラブ 186か所 学びの場の充実への補助: 児童クラブ 1市 18か所 施設整備補助: 児童クラブ 2市町2か所 ICT化推進補助: 児童クラブ 2市町2か所 (2)資質向上研修: 12回 延べ871名 (防災・防犯・発達障害理解、防犯、発達理解推進) 子育て支援員研修: 全2日 23名 放課後児童支援員認定資格研修: 全4日 65名	・全小学校区の97.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されており、未実施校においても、家庭や地域での見守りにより対応ができた。 ・放課後児童支援員等の知識・技能の向上が図られた。	・放課後児童クラブ等への登録児童数の増加とともに待機児童が生じている状況であることから、引き続き、放課後等の子どもたちの安全安心な居場所づくりのための支援を行っていく。 ・研修方法や現場のニーズに応じた内容の工夫及び検討により、効果的な研修を実施する。	(1)運営費等補助 子ども教室 140か所、児童クラブ 188か所 (2)活動内容の充実と支援員等の人材育成 支援員等の資質向上研修 年12回程度 子育て支援員研修 全2日 放課後児童支援員認定資格研修 全4日

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
子ども	43	青少年教育施設主催事業	青少年教育施設で実施する様々な主催事業での体験活動を通じ、青少年の健全な育成に取り組んでいる。中1学級づくり合宿事業や不登校対策事業では、学校等と連携し、より効果的な目的達成のため、学校とのさらなる連携が必要である。	青少年教育施設主催事業(中1学級づくり合宿事業、不登校対策事業等)の実施	・中1学級にまとまりができ、学習に集中できる円滑な学級経営を行うことができる。 ・周囲とのコミュニケーション機会が増えることで、不登校などの課題を抱える生徒の登校などに向けたきっかけになる。 ・多様な体験活動や学習活動を通じ、青少年の自主性、社会性、協調性が育まれる。	第4期高知県教育振興基本計画(R6～9年度)	・魅力的な体験プログラムの実施 主催事業の実施(通年) ・様々な媒体による年間を通じた広報の実施 事業説明の実施(随時) ・不登校の未然防止 中1学級づくり事業の実施(4～6月) ・不登校児童・生徒の自立支援 不登校対策事業の実施(5～3月)	・主催事業参加者 計8,088人  ・中1学級づくり事業 青少年センター:計9校462人 幅多:計15校845人  ・不登校対策事業 青少年センター:2回開催(計2名) 幅多:6回(計40名)	・体験活動を通じて、子どもたちの自主性、コミュニケーション能力の向上につながった。 学校を訪問し、主催事業の参加を促した。防災・避難生活体験や親子参加等、多様な事業を開催した。 ・中1学級づくり事業はコロナ禍による利用減少から回復しておらず、宿泊から日帰りにする学校もあった。 ・青少年センターにおける不登校対策事業では、年度当初に学校や支援機関では年間の計画がある程度決まっており、参加者が少なかつた。参加した児童は、活動に積極的に取り組む姿が見られた。	・主催事業は利用者アンケートの意見を取り入れ、魅力ある内容になるよう工夫していく。 ・中1学級づくり事業は、研修相談を充実させ、担任が異動になった場合はフォローを行う。 ・不登校対策事業は支援施設等が計画した行事の中で、センターの施設やプログラムを活用していただく方法へ切り替え、施設の有効活用へつなげる。	・中1学級づくり事業 青少年センター:計9校(予定) 幅多:計17校(予定)  ・不登校対策事業 青少年センター:2回+通年で教育支援センターと開催 幅多:8回
子ども	44	体罰に関する実態把握の仕組みづくり	「高知県運動部活動ガイドライン」等に基づく部活動の適正な運営が行われるよう取組を進めているが、体罰や不適切な指導が根絶できるとは言い難い状況である。	アンケート調査により体罰等の実態の把握に努める。また、部活動指導者にガイドライン等の内容を周知するとともに、適切な指導についての研修を実施する。	体罰等が根絶された学校運営ができていく。	—	①中学校体育主任研修会、高等学校及び特別支援学校体育主任研修会における適切な運動部活動運営に関する啓発 ②運動部活動指導員配置事業により、公立の中学・高等学校に地域の運動部活動指導員を配置するとともに、適切な指導についての研修を実施 ③各県立学校において、「部活動に関するアンケート調査」の実施	①中学校体育主任研修会、高等学校及び特別支援学校体育主任研修会の実施 中学校:5/16 高等学校及び特別支援学校:12/20～1/22(オンデマンド研修) ②運動部活動指導員の配置(4月～3月) 運動部活動指導員研修会の実施 10/27 講師:土屋 裕睦氏(大阪体育大学) ③部活動に関するアンケート調査 11月実施 2月集計	①体育主任研修会等を通じて、適切な運動部活動運営についての啓発を図ることができた。 ②運動部活動指導員の配置数が増加し、顧問の精神面における負担が軽減された。 運動部活動課題解決研修会は、メンタルケアについて参考になる内容であった。 ③対応が必要な事案については追跡調査を行い、一定解決したことを確認した。ただし、経過観察が必要な事案もあるため、年度をまたいで観察を行う。	①中学校体育主任研修会、高等学校及び特別支援学校体育主任研修会において、適切な運動部活動に関する啓発を引き続き行う。 ②適切な運動部活動の運営に向けて、充実した研修を実施する。 ③各県立学校において、部活動に関するアンケート調査を引き続き行う。	①中学校体育主任研修会、高等学校及び特別支援学校体育主任研修会における適切な運動部活動運営に関する啓発 ②運動部活動指導員配置事業により、公立の中学・高等学校に地域の運動部活動指導員を配置するとともに、適切な指導についての研修を実施 ③各県立学校において、「部活動に関するアンケート調査」の実施
子ども	45	心の教育センター相談事業	心の教育センターに高度な専門性を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し相談支援体制を強化しているが、コロナ禍の時期以降、来所相談の受理件数は減少傾向にある。 相談を必要とする子どもや保護者が来所相談等に適切につながり、心の教育センターの相談業務について継続した広報・周知が必要である。 また、個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。	不登校やいじめをはじめとする子ども自身の悩みや、子どもの教育に関する保護者等の悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について、来所相談、出張教育相談、メール相談等を通して支援を行う。 年度当初に県内のすべての児童生徒に相談チラシを配付するとともに、多様な広報媒体や関係機関との連携を生かして、相談についての広報・啓発活動を行う。	心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。	心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)延べ3,700件以上  目標年度:H31年度 第2期高知県教育振興基本計画	■教育相談の実施 来所、出張、メール、電話、こうち高校生・県中生LINE相談  ■相談しやすい体制の充実 相談支援コーディネーターの配置、土日開所、東部・西部相談室の開室  ■広報活動の充実 チラシ・カード・ポスターの配付、広報誌への掲載、関係機関と連携した広報活動等	●相談支援延件数 2,560件(-8件) ・来所、出張相談 1746件(+160件) ・電話相談 609件(+14件) ・メール相談 97件(+46件) ・こうち高校生・県中生LINE相談 108件(△228件)  ●休日開所(第1・3土曜、第1～4日曜)相談 ・開所日数 66日 ・延件数 364件 ●東西部開所相談 ・開所日数 70日 ・延件数 東部:48件(+43件)、西部:14件(△5件) ●電話相談カード、チラシ、ポスターの配付総数 142,560枚 ・カード 69,060枚(弱視カード含む) ・チラシ 73,000枚 ・ポスター 500枚	・電話・メール相談で、継続的な支援が必要と考えるケースは、対面相談のメリットなど提案し、来所相談に繋げることができた。 ・相談コーディネーターを中心に、ニーズを把握し、ケースに応じて関係機関と連携して支援を行うと共に、SCによる心理的ケアやSSWによる環境調整を組み合わせた支援を提供することができた。 ・利便性を考えた休日開所や東西部相談室の開所により、平日都合がつかない、遠方で来所が難しいなどの相談者への対応ができた。 ・メール相談チラシにメールに直接つながる二次元コードを入れ、ネットを利用するなど広報に工夫をした。	・複雑、多様化する相談ニーズへの適切な支援のために、カウンセリングやアセスメントの検討など所内での支援体制を強化していく。 ・状況に応じて関係機関と連携を図りながら支援を充実していく必要がある。 ・LINE相談では県立中学校生徒にも対象を広げたが、自己開示できるツールが多様化していることから相談窓口が分散されることが考えられる。身近な支援ツールとして、引き続き活用を働きかけていく。 ・ホームページを閲覧し来所の方が増えている。今後も、ニーズのある方に情報が届くよう、広報の充実にも努める。	■教育相談の実施 来所相談、出張教育相談、メール相談、電話相談、こうち高校生・県中生LINE相談の実施 ■相談しやすい体制の充実 土日開所、東部・西部相談室開設の継続 ■広報活動の拡充 電話相談カード及び心の教育センター相談チラシ・ポスターの配付、広報誌への掲載(夢のかけ橋、さんSUN高知等)オーテピア高知図書館や子育て講演会と連携した広報活動の実施

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	
子ども	46	高知県子ども条例の推進	こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月1日から施行された。令和5年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、都道府県は「こども大綱」を勘案して、こども施策について定めるよう努めることとされている。本県では、こどもの尊厳や権利が守り、こどもが健やかに成長できる環境づくりを進めるために、「高知県子ども条例」を制定(平成25年4月改正施行)している。これまでの条例の理念の実現のために取り組んできたところだが、今後より一層、こどもが権利の主体であることの理解の促進や、こどもの意見を尊重し、多様な社会活動に参画できるように取り組むことが必要である。こども基本法を踏まえ、高知県子ども条例の理念を広く県民に伝えていく。	令和6年度に、「こども大綱」の内容を勘案して高知県「こども計画」を策定する予定である。計画には、これまでの子ども条例に基づく「子どもの環境づくり推進計画」が包含されることに加え、少子化対策総合プラン、子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画も一体的なものとして包含される。高知県「こども計画」は、本県のこども施策のマスタープランとなるものであり、関係部局がこの計画に位置づける多岐にわたるこども施策を、こどもや当事者等の意見を生かしながらか着実に実施していく必要がある。	・こどもや若者が身体的・精神的・肉体的に幸福な生活を送ることができる高知県となっている。 ・「高知県子ども条例」の基本理念が広く県民に伝わっている。 ・高知県「こども計画」の各施策が着実に実施されている。	高知県「こども計画」※令和7年3月末策定予定 ※計画年度は令和7年度からの5年間を予定しているが、国の「こども大綱」の改定に合わせて県計画を改定する必要がある。	①こども計画の策定に向けた作業 第1回策定部会:令和6年5月24日(金) 第2回策定部会:令和6年度 秋 第3回策定部会:令和6年度 冬 パブリックコメント:第3回部会後に実施(12月以降) 第4回策定部会:令和7年2月～3月頃 3月末計画策定 ②子どもの環境づくり推進委員会(第10期)子ども委員の公募 (公募:令和6年7月1日から8月5日まで) ③子ども条例フォーラムの開催 令和6年8月25日(日)午後1時から5時まで 会場:ちよりまちテラスホール ④子どもの環境づくり推進委員会の開催(第9期) (任期:令和6年10月12日まで) 第1回:令和6年6月2日(日) 第2回:令和6年 秋に開催予定 ⑤子どもの環境づくり推進委員会の開催(第10期) (令和6年10月～令和8年10月 2年間の予定) 第1回:令和6年10月頃 第2回:令和7年2月頃	①こども計画の策定に向けた作業 第1回策定部会:令和6年5月24日(金) 第2回策定部会:令和6年10月16日(水) 第3回策定部会:令和7年3月26日(水) パブリックコメント:令和7年1月10日から2月10日まで 「高知県こども計画」を策定(R7.3.29) ②子どもの環境づくり推進委員会(第10期)子ども委員の公募 (公募:令和6年7月1日から8月5日まで) ③子ども条例フォーラムの開催 令和6年8月25日(日)午後1時から5時まで 会場:ちよりまちテラスホール ④子どもの環境づくり推進委員会の開催(第9期) (任期:令和6年10月12日まで) 第1回:令和6年6月2日(日) 第2回:令和6年10月6日(日) ⑤子どもの環境づくり推進委員会の開催(第10期) (令和6年10月13日から令和8年10月12日) 第1回:令和7年2月2日	①3回の策定部会を経て、「高知県こども計画」を策定。パブリックコメントでは22件の意見があり、こども施策に関する関心の高さが見られた。 ②5名の応募があり、同5名を子ども委員に任命した。各自が委員会での活動を通じて積極性や社会性を培っており、「高知県こども計画」の目的の一つが果たされている。 ③定員40名に対し11名が参加。アンケート結果は良好で、参加者全員が「自分の意見を言えた」と回答した。 ④⑤計画の進捗状況やフォーラムの内容について忌憚ない意見をいただき、施策等に反映した。	①こども向けに作成した動画等も活用し、「高知県こども計画」の県民への周知・啓発に取り組んでいく。 ②④⑤子どもの環境づくり推進委員会について、子ども委員と大人委員とで活発な議論が行えるような場を提供していく。 ③子ども条例フォーラムの参加人数について、定員40名のところ11人と少数であったため、SNS等様々な媒体を用いて広報を強化し、出席者数増加を目指す。	①「高知県こども計画」の周知・啓発子ども条例フォーラムや学校現場でのICT端末等を活用し、周知啓発に取り組む。 ③子ども条例フォーラムの開催 令和7年7月31日(木)午後1時30分から 会場:高知市かるぼと 小ホール ④子どもの環境づくり推進委員会の開催(第10期) (任期:令和8年10月12日まで) 第1回:令和7年6月15日(日) 第2回:令和7年 秋に開催予定 第3回:令和8年 2月に開催予定
子ども	47	官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの実施	・子ども人口が減少するなかで、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にある。	国や民間団体と連携した啓発事業(オレンジリボンキャンペーン、ヤングケアラー、予期せぬ妊娠等)の推進	児童虐待防止や通告義務の啓発活動によって県民に取組が浸透し、早期発見されるケースが増えている。	重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	・高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・ポスター・チラシの配布 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(11月)におけるSNS広告による広報	・講演会の実施(11/30開催・53名参加) ・児童虐待防止横断幕掲示(11/1～11/30) ・高知城をオレンジにライトアップ(11/1～11/11) ・チラシ作成:99,000部 ・ポスター作成:1,400部 (主な配布先:庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等) ・SNSでの情報発信(11/1～11/30:投稿45件、反応数427件) ・10/1～12/31:YouTube 320,101回表示、Instagram 674,151回表示	・児童家庭支援センターや高知県社会福祉協議会等と官民協働で啓発活動を実施することで、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に繋がる取組ができた。	・児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に向けた取組が県民に広く浸透するためにも、今後も継続した普及啓発活動、研修等が必要である。	・高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・ポスター・チラシの配布 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(11月)におけるSNS広告による広報
子ども	48	児童相談所及び市町村の相談支援体制の強化	・児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している中、児童相談所職員の専門性の向上、市町村におけるこども家庭センターの設置促進による母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の強化が必要である。	・外部専門家等を招聘した体系的な職員研修、市町村の職員を対象とした研修を通じた相談対応力の向上 ・こども家庭センターの設置運営に係る経費への補助等による市町村の相談支援体制の強化	職員の経験年数と研修の積み重ねにより、一定の専門性が確保されるとともに、チーム対応力も向上し、より児童虐待への迅速で適切な対応ができています。	重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続 こども家庭センターの設置:全市町村	・児童相談所機能強化アドバイザーによる児童相談所職員及び市町村職員等への研修の実施 ・弁護士による定期的な相談、法的対応の代行の実施 ・市町村子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施 ・こども家庭センターの設置に向けた研修等の開催 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の活用促進	・機能強化アドバイザーの招へい:10回 延べ164名 ・機能強化アドバイザーの招へい(市町村支援):6回 延べ222名 ・児童心理司アドバイザー招へい:3回 延べ6名 ・市町村職員等研修:19回開催(延べ458名参加) ・市町村訪問支援等:33市町村 延べ144回 ・弁護士による定期・随時相談の実施:定期相談179回、随時相談20回 ・法的対応の代行:10件 ・こども家庭センター 8市町設置 ・こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助 実績精算:16市町村 ・市町村にアリアンクの実施(設置準備及び設置後の課題に対する助言等の実施):34市町村 ・統括支援員実務研修:1回(54名参加)	・外部専門家の招へいによる研修や困難ケース支援への対応力や専門性向上を図る必要がある。 ・こども家庭センターの設置を促進するため、市町村に対して財政支援を行うとともに、市町村ヒアリング等を通じた伴走支援を継続する。 ・子どもの権利擁護や親子関係構築、一時保護に対する司法審査導入等、児童相談所に求められていることは多様化してきている。関係機関と連携した、適切かつ効率的なこども家庭センターに向けて、専門家の支援・助言を受けながら、職員の専門性の向上を図り、児童相談所の体制強化に取り組む。	・引き続き市町村担当職員のケースへの対応力や専門性向上を図る必要がある。 ・こども家庭センターの設置を促進するため、市町村に対して財政支援を行うとともに、市町村ヒアリング等を通じた伴走支援を継続する。 ・子どもの権利擁護や親子関係構築、一時保護に対する司法審査導入等、児童相談所に求められていることは多様化してきている。関係機関と連携した、適切かつ効率的なこども家庭センターに向けて、専門家の支援・助言を受けながら、職員の専門性の向上を図り、児童相談所の体制強化に取り組む。	・こども家庭センターの設置に向けた研修等の開催 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の活用促進 ・児童相談所機能強化アドバイザーによる児童相談所職員及び市町村職員等への研修、対応への助言の実施 ・弁護士等による定期的な相談、法的対応の代行の実施
子ども	49	いじめ問題等に係る私立学校サポート専門家チーム派遣	私立学校においては、学校設置者がいじめ事案について主体的に取り組んでいるが、対応に苦慮するケースや、解決までに長期化するケース、保護者の理解が得られにくいケースが発生している。	対応に苦慮することが予想される事案等に対し、専門家としての見地から助言を行う「私立学校サポート専門家チーム」を設置し、学校からの要請に応じて学校に派遣する。	各学校が主体となり、専門家の意見も取り入れながら、各方面と協力して解決に向けて取り組む。	—	・私立学校サポート専門家チームの派遣	・「学校サポート専門家チーム」における専門家(臨床心理士やスクールカウンセラー等5名)を委員委嘱 ・学校訪問による事業内容等の紹介:10法人(11校) ・いじめ相談を受けた場合などにおいて、事業紹介と活用を呼びかけ ・学校からの派遣要請がなかったため、実績なし	・学校訪問等において継続して周知を行うことにより、チームの存在は認識されているため、事案が発生した際などに相談してもらい体制はできている。 ・事業を継続することで、必要ときには、学校は自校のみで判断せず専門家のアドバイスをもらうことができるため、セーフティネットとしての役割を果たせる。	・継続して活用方法を分かりやすく紹介し、学校が対応に困った際に活用していただけるよう、定期的に周知及び呼びかけを行う。	・重大ないじめ事案や学校が対応に苦慮する事案等が発生した場合には積極的に活用していただくよう、定期的に学校に対して促していき、要請に応じて速やかに派遣を行う。

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
子ども	50	持続可能な子どものスポーツ環境整備事業	<p>スポーツ少年団や運動部活動に所属する子どもが減少傾向にあるとともに、加入率は全国平均よりも低い。</p> <p>地域によっては、子ども達がスポーツを続けられる環境が十分でない。</p> <p>指導者不足やイベントの減少などにより、子どものスポーツ実施につなげる取組が十分に行われていない。</p>	<p>市町村が行う子どものスポーツ環境づくりへの支援を行うとともに、複数の市町村が広域で連携する取組について、民間団体の協力や県版地域おこし協力隊の配置などにより、効果的に進める。(R5～R9)</p>	<p>R9年度に地域の実情に応じた子どものスポーツ環境づくりや多様な種目を体験できるスポーツ機会の提供などにより、運動やスポーツが好きな子どもが増えている。</p>	<p>【目標数値】 運動が好きな子どもの割合がR4年度実績から5ポイント増加している。 第3期高知県スポーツ推進計画(R5年度～R9)</p>	<p>(1)市町村の取組の充実 ・子どものスポーツ環境整備事業費補助金による財政支援(4月～) ・地域の現状や課題の把握、県の取組の方向性の共有(4月～5月) ・市町村事業の充実に向けた市町村への働きかけ (2)広域で連携する取組の推進 ・広域スポーツハブ促進委員会(6エリア)の開催 ・指導者に関するアンケート調査の実施(7月～9月) ・広域で連携する取組に関するアクションプランの作成(～3月) (3)民間活力による効果的な活動の展開 ・高知県スポーツコミッションによる研修会等の開催(6月～) (4)県版地域おこし協力隊配置による活動推進 ・市町村訪問等によるヒアリング ・地域のスポーツ活動への参加及び情報発信 ・地域におけるスポーツ指導</p>	<p>(1)市町村の取組の充実 ・子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金による財政支援(交付決定:12市町村) ・市町村毎のスポーツ基本情報調査の実施(12月) (2)広域で連携する取組の推進 ・市町村職員等で構成する促進委員会の開催(6エリア:各3回/年) ・広域連携事業の準備(2エリア) (3)民間活力による効果的な活動の展開 ・高知県スポーツコミッションによる研修会等の開催 ・スポーツ料理教室 他5回 ・ダンスを通じた地域活性化の取組 ・PERF(株)等と連携したオンラインレッスン(嶺北地域、県立学校、特別支援学校:全19回) (4)県版地域おこし協力隊配置による活動推進 ・嶺北地域でのダンス体験会(6月～7月:全5回) ・水泳教室の実施(全14回、11市町村)</p>	<p>(1)市町村の取組の充実 ・身近な地域に指導者がおらず、継続的な活動が立案できない場合がある ・各市町村の取組の拡充を図るためには市町村の教育や福祉、健康などの部署との連携が必要 (2)広域で連携する取組の推進 ・広域的な取組を企画・推進する人材の掘り起こしが必要 ・広域で連携した取組を展開するエリアを増やしていくことが必要 (3)民間活力による効果的な活動の展開 ・研修会に、より多くの参加が得られる工夫が必要 ・地域住民の子どものスポーツ環境づくりへの関心を高めることが必要 (4)県版地域おこし協力隊配置による活動推進 ・県版地域おこし協力隊(1名)が市町村と連携して取り組める市町村数に限りがある</p>	<p>(1)市町村の取組の充実 ・継続的にスポーツができる場をつくるためには、地域でスポーツ指導ができる新たな人材を確保していく ・各市町村の担当課を通じて、スポーツ所管課以外への情報発信を行い、必要に応じて連携する (2)広域で連携する取組の推進 ・地域おこし協力隊の活用を検討する ・広域連携事業の横展開に向け、取組の情報共有を充実させる (3)民間活力による効果的な活動の展開 ・研修参加者増に向け市町村と連携した研修企画や情報発信を行う ・若者のスポーツへの関心を高めるため、新たな民間企業との連携を検討する (4)県版地域おこし協力隊配置による活動推進 ・地域で活動できる地域おこし協力隊の配置を検討する</p>	<p>(1)市町村の取組の充実 ・子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金による財政支援 (2)広域で連携する取組の推進 ・市町村職員等で構成する促進委員会の開催(6エリア:各3回/年) ・広域連携事業の実施(2エリア) (3)民間活力による効果的な活動の展開 ・高知県スポーツコミッションによる指導者向け研修会の開催 ・PERF(株)等と連携したダンスの楽しさを伝えられる人材の養成 ・ダンスイベントの開催(1月) ・アーバンスポーツイベントの開催(調整中) (4)県版地域おこし協力隊配置による活動推進 ・協力隊の確保</p>
高齢者	51	介護講座事業	<p>高齢者が、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいをもって暮らしていくためには、地域全体での支え合いが必要不可欠であり、県民一人ひとりが、介護や高齢者に対する理解を深める必要がある。</p>	<p>出前講座を行うなど、県下全域でより多くの学びの機会を設ける。 ・県民に対する介護講座事業の開催 ・入門講座(高齢者疑似体験や車椅子体験、福祉用具見学等) ・基礎講座(介護の基本的な知識や技術についての実技講座等) ・テーマ別講座(介護のみならず、高齢期の生活を考えるために必要な知識を幅広く学ぶ講座等)</p>	<p>県民が、様々な学びや体験を通じて、高齢者や障害のある人への理解を深め、「互いにつながり、支え合う」という考え方が広く県民に広がっている。</p>	—	<p>・高知県立ふくし交流プラザでの県民向け介護研修、福祉用具展示・貸出事業の実施 (介護研修) ・体験入門講座(見学、高齢者疑似体験、車椅子体験コース、VR認知症疑似体験) 年39回、受講者数:158人 ・高齢期講座 年20回、受講者数:482人 ・家庭介護基礎講座(年5回) ・高齢者疑似体験インストラクター有資格者による体験プログラムづくり(1回)</p>	<p>・福祉用具展示・貸出 貸出件数:940件 ・体験入門講座(見学、高齢者疑似体験、車椅子体験コース、VR認知症疑似体験) 年39回、受講者数:158人 ・高齢期講座 年20回、受講者数:482人 ・家庭介護基礎講座 年5回、受講者数:98人 ・高齢者疑似体験インストラクタースキルアップ講座 年1回、受講者数:5人</p> <p>・福祉用具の見学や高齢者疑似体験、車椅子の体験を行い、介護を身近に感じ、興味を持ってもらう機会を提供した。 ・高齢期を豊かに暮らすために必要な知識を学ぶことにより、介護だけではなく高齢者の生活や制度についての知識を深めることができた。 ・介護のポイントや介助の基本を学ぶことにより、介助者の負担軽減などについて知識・技術を深めることができた。</p>	<p>高齢者介護の実習、家庭介護基礎講座、高齢期講座、福祉用具の見学、高齢者疑似体験などにより多くの学びの機会を設け、県民の介護や高齢者に対する理解を深めることができた。</p>	<p>備品の整理や高齢者疑似体験セットの更新を行い、利用者の利便性を高める。 ・体験入門講座(見学、高齢者疑似体験、車椅子体験コース、認知症疑似体験コース) ・高齢期講座(年20回) ・家庭介護基礎講座(年5回) ・高齢者疑似体験インストラクター養成講座(1回)</p>	<p>・高知県立ふくし交流プラザでの県民向け介護研修、福祉用具展示・貸出事業の実施 ・体験入門講座(見学、高齢者疑似体験、車椅子体験コース、認知症疑似体験コース) ・高齢期講座(年20回) ・家庭介護基礎講座(年5回) ・高齢者疑似体験インストラクター養成講座(1回)</p>
高齢者	52	福祉サービスの利用支援	<p>単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加を背景に、判断能力が十分でない高齢者や障害のある人が自らの判断で適切なサービスを選ばず、自分に合ったサービスを利用できない場合があるため、引き続き市町村社会福祉協議会を窓口相談しやすい体制を確保する必要がある。</p>	<p>認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が在宅での自立した生活を送ることができるよう、県及び市町村の社会福祉協議会の事業を支援する。</p>	<p>認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が在宅でも安心して自立した生活を送ることができる。</p>	—	<p>高知県社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」(県が事業費を補助)を実施。(本人、県社協、市町村社協の3者契約)</p>	<p>・日常生活自立支援事業利用者数:732人 (認知症高齢者234人、知的障害者238人、精神障害者211人、その他49人) ・日常生活自立支援事業のR6年度新規契約締結数:113人 (認知症高齢者71人、知的障害者14人、精神障害者20人、その他8人) ・認知症高齢者や障害のある人など、判断能力が十分でない人を福祉サービスの利用につなげられ、これらの人々が安心して生活することができている。</p>	<p>認知症高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない方が在宅で安心して生活するために有効な事業である。</p>	<p>今後、認知症高齢者等の増加に伴って、当事業のニーズはますます高まると考えられるため、引き続き各市町村社協で適切に事業運営を実施するための体制整備(補助金等)を図る。</p>	<p>高知県社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」(県が事業費を補助)を実施 (本人、県社協、市町村社協の3者契約)</p>

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
高齢者	53	福祉教育・ボランティア活動の促進(市町村ボランティアセンターやボランティア情報システム運営支援等)	子どもたちをはじめ、住民が社会や地域の課題を主体的に学び、その解決に向けた行動を促進するため、学校と地域が連携した福祉教育・ボランティア学習プログラムが展開できる体制整備を進めるとともに、地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制と環境の整備が必要である。	福祉教育・ボランティア学習プログラムの展開	福祉教育・ボランティア学習プログラムの展開により、ボランティア活動が活発になり、地域福祉の推進につながっている。	福祉教育の実施(学校での授業、座談会、体験型イベント等) 34市町村 第4期高知県地域福祉支援計画	①学校での福祉教育・ボランティア学習に加え、多世代を対象とした地域で関係機関が協同した福祉教育・ボランティア学習(トライボランティア)の実施 ②福祉教育基礎講座、福祉教育・ボランティア学習実践研修の開催 ③福祉教育・ボランティア学習担当者連絡会の実施 ④高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会の開催 ⑤ボランティアコーディネーター研修会の開催 ⑥高校生・大学生等の興味、関心に寄り添い、長期的な体験プログラム(ハバタケプログラム)の実施	○取組状況 ①トライボラ事業の実施:3回開催(中土佐町)8/23 計40名(土佐清水市)10/30～継続中 のべ9名(黒潮町)3/28 計65名 ②福祉教育・ボランティア学習基礎研修:9/24 33名 ③福祉教育実践研修(福祉教育・ボランティア学習セミナー):3/21 23名 ④高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会:10/24、3/18 ⑤ボランティアコーディネーター研修:7/2 67名 ⑥ハバタケプログラム(長期ボランティア体験)の実施 実施期間:7/20～3/31 受付期間:7/20～12/27 ボランティア受入団体数:9団体 ボランティア参加者:2名 うち1名(R6/11/14～R7/1/16) うち1名(R7/1/17～継続中) ○成果 ・多様な世代が地域で学びを得る場が拡充。 ・小中学生および親子が地域課題について学び、課題解決に向けて考える体験ができた。 ・ボランティアを受け入れるにあたってのコーディネーターの知識、技術が向上し、ボランティア受入団体の増加。 ・福祉教育・ボランティア学習の理論や効果的な実践について、先駆的な取組等から学び、関係機関と協同した実践につながった	・それぞれの段階に応じた事業が実施され、ボランティアセンターに関わる人材のレベルアップに繋がっている。また、デジタル化を図るなどボランティアセンターの機能面も強化されている。 ・地域で福祉教育・ボランティア学習を関係機関と展開し、多様な世代が地域課題について学ぶ場ができた。	・継続的な活動に向けてより深く学びたいニーズへの対応(広報)力強化および仕組みづくりが必要。	・福祉教育・ボランティア学習基礎研修の開催(福祉教育・ボランティア学習担当者連絡会併用開催) ・高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会の開催 ・福祉教育・ボランティア学習実践研修の開催 ・ボランティアコーディネーター研修の開催 ・トライボランティアの実施 ・ハバタケプログラム(継続ボランティア体験)事業の実施
高齢者	54	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施	高齢者の価値観が多様化し、生きがい活動について様々なニーズがある。 地域の特性に応じた活動を活性化していくことや、活動に参加したい方に情報を届けていく必要がある。	高齢者が健康で生きがいを持って社会生活ができるような各種取組を支援する。	高齢者が健康で生きがいを持って社会生活ができるようになる。	—	・シニアスポーツ交流大会の開催 ・「高知いきがいのネット」(WEBサイト)を通じた生きがい活動の情報発信	・シニアスポーツ交流大会の開催 開催期間(4/13～6/1) 競技数:20競技(R5:20競技) 参加者数:1,029名(R5:1,062名) ・「高知いきがいのネット」(WEBサイト)を通じた生きがい活動の情報発信 アクセス数:11,086	・シニアスポーツ交流大会はR5年度より33名減少となった。新型コロナウイルス感染症がR5年5月に5類となって以降、回復傾向にあるものの、コロナ禍前の実績と比較して参加者数の減少が続いている。 ・「高知いきがいのネット」(WEBサイト)を通じた生きがい活動の情報発信 アクセス数:11,086	シニアスポーツ交流大会、オールドパワー文化展ともに、参加者数の増加に向けてSNS等も活用し、より効果的な広報を行う。シニアスポーツ交流大会は、ねんりんピック予選という趣旨だけでなく、高齢者がスポーツ及び交流を楽しむ場として、幅広い層からの参加を募る。	・シニアスポーツ交流大会の開催 ・オールドパワー文化展の開催 ・「高知いきがいのネット」(WEBサイト)を通じた生きがい活動の情報発信
高齢者	55	老人クラブの育成事業	老人クラブ数、会員数の減少が続いている。 クラブ会員の高齢化等により、リーダーの後継者が育っていないために、クラブの存続が困難な場合がある。	老人クラブ等に対し、若手リーダー等を育成する事業に助成するほか、会員の教養の向上、健康づくり、レクリエーションの充実及び地域社会との交流活動に対する助成を行い、その活動を通じて高齢者福祉の充実を図る。	老人クラブ等の活動がさらに活性化され、その活動を通じて高齢者福祉の充実が図られる。	—	・健康づくりリーダー研修会の実施 ・元気ハツラツ&はちきん大会の開催 ・高知県老人クラブ大会の開催 ・ろうれんピック2024の開催	・健康づくりリーダー研修会の実施 3回(9/18、1/28、1/31) 参加者数:178名(R5:74名) ・元気ハツラツ&はちきん大会(12/12) 参加者数:374名(R5:300名) ・高知県老人クラブ大会の開催(11/27) 参加者数:125名(R5:115名) ・ろうれんピック2024の開催(5/31、6/13、10/8、10/16、10/27) 参加者数:714名(R5:545名)	・R5年度の参加者数と比較して、元気ハツラツ&はちきん大会は111名増加、ろうれんピック2024は169名増加した。活動量の低下が懸念される高齢者にとって、生きがいや健康維持につながる事業を開催することができた。	老人クラブの会員数が減少しているため、新規会員の加入等に成果を上げている全国の事例等を参考に、広報、啓発活動を行う。	・健康づくりリーダー研修会の実施 ・元気ハツラツ&はちきん大会の開催 ・高知県老人クラブ大会の開催 ・ろうれんピック2025の開催
高齢者	56	高齢者総合相談窓口の設置や虐待防止研修等の実施	認知症高齢者や老老介護の増加により、高齢者虐待のリスクが高まっている。 高齢者虐待に関する正しい知識の普及・啓発や、施設従事者の資質向上、虐待事例に対応する市町村、地域包括支援センターの対応力向上などによる高齢者虐待の防止・早期発見のしくみづくりがますます重要となっている。	・高齢者総合相談窓口の設置 ・権利擁護研修等の実施 ・高齢者・障害者権利擁護センターによる市町村、地域包括支援センターへの支援及び研修の実施 ・高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整	・施設従事者、地域包括支援センター職員等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身に付けることで、高齢者虐待の防止や早期発見につながる。 ・市町村、地域包括支援センターの高齢者虐待の対応力が強化される。	—	・市町村・地域包括支援センター職員を対象に養介護施設従事者虐待及び養護者虐待に関する研修会を実施 R6.5.17 会場、72名参加 R6.12.18 ハイブリッド、30名参加(事業所と合同) R7.2.18 ハイブリッド、64名参加 ・介護施設従事者等について、施設従事者と居宅系サービス事業所に分けて虐待防止・権利擁護研修を実施 R6.9.3 ハイブリッド、157名参加 【居宅系サービス事業所向け】 R6.12.18 ハイブリッド、156名参加(市町村と合同) ・介護施設の施設長、管理者、虐待防止担当者向けに、虐待防止・権利擁護研修を実施した。 R6.7.16 ハイブリッド、149名参加 ・市町村の困難事例に対し、専門家チームを派遣した。3市町 ・高齢者総合相談窓口の設置 一般相談 361件 専門相談 47件	・研修内容に応じた外部講師の選定や、市町村・事業所職員が高齢者虐待に関する必要な研修内容の検討を行い、理解を深めるための研修を実施することができた。 ・市町村における困難事例への対応について、事例検討会において専門家から助言等を受けることで、対応能力の向上につなげることができた。 ・専門家チームの派遣を通じて、市町における困難事例について専門的な視点から対応支援を行うことができた。	・市町村の困難事例への専門家チームの派遣について、積極的な活用を促すため、市町村向け事業説明会等の機会を通じて、活用方法等の周知を行う。	・年度当初に市町村・地域包括支援センター職員を対象に、事業説明会を開催 ・市町村・地域包括支援センター職員を対象に養介護施設従事者虐待及び養護者虐待に関する研修会を実施 ・介護施設従事者等について、施設従事者と居宅系サービス事業所に分けて虐待防止・権利擁護研修を実施 ・市町村の困難事例への専門家チームの派遣 ・高齢者総合相談窓口の設置	

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度目標となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	
高齢者	57	認知症サポーターの養成等	高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者の急激な増加が見込まれる。認知症の正しい知識や、早期発見についてさらなる普及啓発が必要となっている。	・認知症サポーターの養成 ・パンフレット等による正しい知識の普及 ・認知症コールセンターの運営 ・認知症本人(高知家希望大使)からの情報発信を支援	県民が認知症に関する正しい知識を身に付けることや、気軽に相談できる体制を整えることで、認知症の人が尊厳と希望を持って社会でともに生きる。	認知症サポーターの養成 (R5.9) 70,862人→(R9) 85,000人 (第5期日本一の健康長寿県構想)	・認知症サポーター養成講座の開催(4.6.8.10.12.2月) (R5)71,570人 → (R6) 75,000人 (第5期日本一の健康長寿県構想)  ・市町村に対するチームオレンジに関する研修の開催や勉強会への参加 チームオレンジなどの支援活動を有する市町村 (R5)24市町村 → (R6)27市町村	●認知症サポーター養成講座の開催 講座回数:144回 2,979人 認知症サポーター数:75,510人 (R7.3末時点) ●キャラバン・メイト養成研修の開催:2回 (10/1.3/7) キャラバン・メイト養成人数:69人 ●認知症の人と家族の会高知支部との委託契約 家族つどいの開催:12回 131人 コールセンターの設置 相談件数:255件 ●認知症カフェの運営者等を対象とした情報交換会 66人(3/6) ●高知家希望大使による情報発信 ●チームオレンジ市町村向け研修の開催 59人(2/5) チームオレンジなどの支援活動を有する市町村 30市町村 (R7.3末時点)	・認知症基本法の趣旨を踏まえ、新しい認知症観に基づく、知識や理解促進が社会全体に広がるよう、学校教育から社会教育まで幅広い分野への更なる取組が必要。 ・認知症サポーター養成講座の開催にあたっては、認知症基本法や新しい認知症観に基づく内容で実施されるよう、キャラバン・メイトへの働きかけが必要。 ・本人、家族の支援ニーズを踏まえた多様な支え合いの仕組みや活動が各市町村に整備されるよう、取組が必要。	・認知症基本法の施行、認知症サポーター養成講座の標準テキストがR5.9に改訂されたことを踏まえ、改めて、講座開催のポイントなどが学べるキャラバン・メイトに対するフォローアップ研修を実施する。 ・認知症普及啓発のパンフレットの制作 ・包括連携企業への働きかけ ・認知症施策推進研修の開催	【計画】 ・サポーター養成講座及びキャラバン・メイト養成研修、キャラバン・メイトフォローアップ研修の開催 ・介護家族の交流会の開催 ・認知症コールセンターの運営 ・認知症カフェの運営者等を対象とした研修会の開催 ・認知症本人からの情報発信を支援 ・新しい認知症観の普及啓発のためのパンフレットの制作 ・包括連携企業への働きかけ ・認知症施策推進研修の開催
高齢者	34	【再掲】ワークライフバランス推進企業認証事業	急速に進む少子化が大きな社会問題となっており、その要因の1つとして仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されている。 次世代を担う子どもたちを健全に育むため、企業においても子育て支援に積極的に取り組む必要がある。 (ワークライフバランス推進延べ認証企業数 777社(R6.3末現在))	男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進等子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「ワークライフバランス推進企業認証事業」を実施	企業において、仕事と家庭の調和が図られ、誰もが働きやすく働き続けられる職場環境づくりができています。	ワークライフバランス推進延べ認証企業数 840社 (R6年度) 第5期高知県産業振興計画	・重点業種:製造業、医療・福祉、運輸業への訪問の推進 目標:130社 ・中山間地域に所在する企業への訪問強化 目標:200社以上 ・小規模企業(従業員数10名未満の企業)への訪問強化	・延べ認証企業数:852社(+75社、目標達成率101.4%) ・重点業種への訪問数 129社(目標達成率99.2%) ・中山間地域に所在する企業への訪問数 171社(目標達成率 85.5%) ・小規模企業への訪問数 42社	・運輸、製造業などの業界団体への訪問の他、アドバイザーの増員(7名→9名)により、中山間地域や小規模企業への企業訪問を強化した結果、延べ認証企業数は増加したものの、認証取得企業の業種や所在地域、企業規模の偏在が課題となっている。	・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問強化 ・男性育休推進部門の新設や業界団体との連携によるワークライフバランスの普及	・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問 目標:新規申請企業訪問件数 400件以上 男性育休推進部門申請企業訪問件数 100件以上 ・男性育休推進部門の新設 ・業界団体と連携した取り組みの推進(総会での周知、個別訪問)
高齢者	58	シルバー人材センターへの財政支援、指導・助言	地域における高齢者就業等の場として、県内には、29市町村のエリアで20のシルバー人材センターが設置され、(会員4,500名、業務受注額1,758,289千円(R4年度末実績))これまで培った知識や技能を生かして活動している。 県は、高齢者の能力を広く活用するため、シルバー人材センター事業を統括する高知県シルバー人材センター連合会に対して財政支援を実施している。 今後のシルバー人材センターで活動する会員数、受注業務量のさらなる増加が課題である。	シルバー人材センターの適正・適切な事業運営への財政的支援、指導・助言。 市町村やシルバー人材センターとの情報交換により状況の把握と制度や事例の紹介を行う。また、県の広報媒体を活用し、シルバー人材センターの活用を促す。	シルバー人材センターで活動する会員数及び受注業務量が増加する。	—	公益法人立入検査及びシルバー人材センター連合会への補助金交付を継続。また、県の広報媒体の活用や、労働局、連合会、関係市町村と連携し、公益法人以外のシルバー人材センターについて状況把握に努め、シルバー事業の活性化を図る。	・シルバー人材センター連合会運営費補助金の交付(9,080千円) ・シルバー人材センター公益法人立入検査(県内4か所)	・各市町村シルバー人材センターへの指導、研修、会員への研修を行う シルバー人材センター連合会に補助金を交付することで、シルバー人材センターの適正・適切な業務運営ができた。	・新規会員数、新たな受注業務の増加に向け、関係機関と連携を図り、助言等を行う。	・シルバー人材センター連合会運営費補助金の交付を継続 ・シルバー人材センター公益法人立入検査(県内4か所) ・県の広報媒体の活用や労働局、連合会、関係市町村と連携し、シルバー人材センターの状況把握に努め、シルバー事業の活性化を図る。
障害者	59	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流の充実	各学校において、居住地校交流の取組が定着してきており、令和4年度は、特別支援学校の小学部において63%、小学部1年生の76.9%が居住地校交流を実施した。 その一方で、特別支援学校の保護者が、居住地校交流に必要性を感じていない場合もあり、受け入れに時間がかかるケースや実施が難しくなるケースなどもある。充実した交流の実施により、継続率の向上につなげていく必要がある。  ※居住地校交流実施校 (H25)特別支援学校6校14名 (R4)特別支援学校12校145名	障害のある特別支援学校の児童生徒と、障害のない居住地の小・中学校の児童生徒が、共に学ぶ居住地校交流や共同学習など、交流機会の充実を図る。	〇居住地校交流を活性化及び充実させることにより、障害のある児童生徒にとっては、積極的な社会参加につながり、障害のない児童生徒にとっては、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながっている。	・次年度に居住地校交流の実施を継続して希望する割合(継続率):90%以上  <具体的な事業> 特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業	◇小学部1年生全員実施の推進 ・小学部1年生全員実施に向けて、市町村教育委員会が、居住地校交流について保護者に分かりやすい説明を行うことができるようになる。  ◇居住地校交流の副次的な籍(副籍)の定着 ・居住地校交流(副籍)の定着のために、リーフレット、実践ガイド等を活用し、保護者や各市町村教育委員会等への理解を促す。  ◇継続率の向上 ・特別支援学校に対して、実施状況の確認及び実践ガイドの説明を行うことで、交流内容の充実や、継続率の向上させる。	次年度に居住地校交流の実施を継続して希望する割合(継続率)R6目標値85% R5 75.2% → R6 77.8%  ・本事業の趣旨や居住する地域の学校に副次的な籍を置く「副籍」の取組について、就学等事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会等で説明(4月)するとともに、新任の就学事務担当者を訪問(5月から6月:15市町村)し周知・啓発した。 ・新入生の保護者が居住地校交流に見通しがもてるように、リーフレットを刷新、配付した。	居住地校交流の継続率は高まったが、目標には届いていない。 継続率を更に高めるためには、インクルーシブ教育推進の重要性について、市町村教育委員会や保護者だけでなく交流及び共同学習の相手校である居住地校の教員への理解啓発が必要である。	・特別支援学校から居住地校に対して、必要に応じてインクルーシブ教育推進の意義が説明される際に、刷新したリーフレットを活用できるように、説明手板(例)を準備する。	◇小学部1年生全員実施の推進 ・小学部1年生全員実施に向けて、市町村教育委員会が、居住地校交流について保護者に分かりやすい説明を行うことができるようになる。  ◇居住地校交流の副次的な籍(副籍)の定着 ・居住地校交流(副籍)の定着のために、リーフレット、実践ガイド等を活用し、保護者や各市町村教育委員会等への理解を促す。  ◇継続率の向上 ・特別支援学校から居住地校に対して、リーフレットを活用した説明を行うことで、インクルーシブ教育の意義を周知・啓発し、充実した取組につなげる。
障害者	60	「特別支援学校教諭免許状」保有率向上のための認定講習の受講促進	・県立特別支援学校の5領域の特別支援学校教諭二種免許以上の免許状を保有する教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)は約70.2%であり、令和5年度末の目標値90%を下回っている。	特別支援学校教員の5領域の免許保有に向けた取組として、各学校において、個々の免許取得計画による進捗管理を行い計画的な単位取得を促すとともに、認定講習及び通信教育を周知し、単位取得を促進する。	〇県立特別支援学校の概ねすべての教員が5つの特別支援教育領域の特別支援学校教諭2種免許以上の免許を保有することにより、特別支援学校の専門性の向上が図られている。	5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く):80%  <具体的な事業> ・特別支援学校の教育内容充実事業(特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた取組)	◇特別支援学校教員の5領域の免許保有に向けた取組を推進する ・特別支援学校管理職会議等における周知、および依頼(4～5月) ・全国及び高知県の免許保有状況、各学校の取得対象者に関する情報提供 ・取組促進に係る指導についての依頼  ◇対象者に対し、管理職が個人面談等を活用し、認定講習の受講及び、免許状取得申請を指導、確認  ◇免許法認定通信教育(国立特別支援教育総合研究所)の学校への受講促進及び、単位認定試験の実施	5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)R6目標値75%: R5 70.2% → R6 72.3%  ・県立特別支援学校に在籍する全ての教諭、主幹教諭を対象に、免許状取得状況及び取得計画(6月)を集め、進捗状況を確認した。 ・免許法認定講習の受講許可数(470名) ・免許法認定通信教育の受験者数(延べ52名)	取得計画に基づいて5領域を保有する教員の割合は増えたが、目標に届いていない。 5領域未取得者の状況を分析すると、単位取得後に申請が間に合っていない教員が一定数いることが目標未達成の要因の1つになっている。	年度末(3月)に5領域未取得者に限定して、取得状況及び未取得の理由を確認することで、5領域取得への意識付けを行う。	◇特別支援学校教員の5領域の免許保有に向けた取組を推進する  ◇5領域未取得者には、管理職が個人面談等を活用し、認定講習の受講計画及び、免許状取得申請状況を指導、確認  ◇免許法認定通信教育(国立特別支援教育総合研究所)の学校への周知の実施

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	
障害者	61	就労等支援の充実	特別支援学校では、就職アドバイザー、キャリア教育スーパーバイザー等の活用により、キャリア教育の充実が図られ、知的障害特別支援学校の就職率について、全国平均を上回る状況が続いている。さらに生徒の進路保障や社会参加を促進させるため、「特別支援学校就職サポート隊こうち」や「キャリア教育戦略会議」の活用を進め、関係機関、企業等の連携協力体制の充実を図る必要がある。 また、高知県特別支援学校技能検定を実施し、その成果が就労に結びつくような体制を作っていく必要がある。 ※知的障害特別支援学校高等部卒業生就職率：38.0%（R5年3月卒業者）[全国平均33.7%R3.3月卒業者] （第3期高知県教育振興基本計画）	学習指導要領の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。	◆生徒の進路保障や社会参加の充実を図るため、特別支援学校、就職アドバイザー、関係機関、企業等の連携協力体制が充実するとともに、就労等支援のためのネットワークが構築されている。 ◆企業・各機関との連携や、就職アドバイザーを有効に活用し、キャリア教育の充実が図られている。	・就職率(A型事業所を含めた一般就労:知的特別支援学校)目標値39%以上:R5 35.2% → ＜具体的な事業＞ 地域と協働したキャリア教育推進事業	・特別支援学校へのキャリア教育スーパーバイザーの派遣 ・早期からのキャリアガイダンスの実施 ・就労体験・職場実習・施設体験等の実施(就職アドバイザーと連携) ・第9回高知県特別支援学校技能検定の実施(幅多開催7月、高知開催8月) ・職場定着支援の実施 ・キャリア教育戦略会議の実施 ・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業の拡大 ・文化・芸術・スポーツ活動等の体験活動の充実	・就職率(A型事業所を含めた一般就労:知的特別支援学校)目標値39%以上:R5 35.2% → R6 32.9% ・外部専門家と連携・協力した授業改善(12回) ・進路研修会及び相談会(50回) ・就職アドバイザーの配置(2名) ・企業等訪問件数(824件) ・職場施設見学及び体験学習(120回) ・第9回高知県立特別支援学校技能検定を2会場実施 幅多大会(7月12日)、高知大会(8月2日) 合計受検者数(165人) ・職場定着支援(273回) ・キャリア教育戦略会議(9校10回) ・文化・芸術・スポーツ体験(11校20回)	就職率(A型事業所を含めた一般就労:知的特別支援学校)向上のためには、特別支援学校に在籍する生徒の多様なニーズに応える実習先の開拓及び協力企業の拡大が必須である。	・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業が増えていないことから、登録方法の見直しと積極的な周知活動を行う。 ・外部専門家と連携・協力した授業改善の実施 ・進路研修会及び相談会の実施 ・就労体験・職場実習・施設体験等の実施(就職アドバイザーと連携) ・職場定着支援の実施 ・第10回高知県特別支援学校技能検定の実施(幅多開催7月、高知開催8月) ・キャリア教育戦略会議の実施 ・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の電子申請対応及び未登録企業への周知 ・文化・芸術・スポーツ活動等の体験活動の充実	
障害者	62	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実(発達障害児等への支援の充実)	小学校の97.3%に放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置されている。 引き続き、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上や厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備のための支援が必要である。	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実 ※うち、参加している発達障害児等への支援の充実	放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。	第4期高知県教育振興基本計画(R6～9年度)	(1)運営費等補助(うち高知市) 子ども教室143(41)か所 児童クラブ186(88)か所 (2)活動内容の充実と支援員等の人材育成・支援員等の資質向上研修 年10回程度	(1)運営費補助:子ども教室144か所、児童クラブ186か所 学びの場の充実への補助:児童クラブ1市18か所 施設整備補助:児童クラブ2市町2カ所 ICT化推進補助:児童クラブ2市町2カ所 (2)資質向上研修:12回 延べ871名(防災・防犯、発達障害理解、防犯、発達理解推進) 子育て支援員研修:全2日23名 放課後児童支援員認定資格研修:全4日65名	・全小学校区の97.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されている。未実施校においても、家庭や地域での見守りにより対応ができた。 ・発達障害児等への理解促進を含め、充実放課後児童支援員等の知識・技能の向上が図られた。	・放課後児童クラブ等への登録児童数が増加する一方で、待機児童も生じている状況であることから、引き続き、放課後等の子どもたちの安全安心な居場所づくりのための支援を行っていく。 ・研修方法や現場のニーズに応じた内容の工夫及び検討により、効果的な研修を実施する。	(1)運営費等補助 子ども教室140か所、児童クラブ188か所 (2)活動内容の充実と支援員等の人材育成 支援員等の資質向上研修 年12回程度(発達障害理解含む) 子育て支援員研修 全2日 放課後児童支援員認定資格研修 全4日
障害者	63	特別支援教育セミナーの開催	特別な教育的ニーズのある子どもの数は、年々増加傾向にある。特別な教育的ニーズのある子どもの障害特性を理解し、それに応じた指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る必要がある。	特別な教育的ニーズのある子どもの障害の理解や支援の仕方について、保・幼・小・中・高等学校、特別支援学校教職員及び関係者等を対象とした研修を実施し、専門的な知識の習得を図る。	教職員の、特別な教育的ニーズを把握する力が向上し、個々の障害特性に応じた指導・支援の充実につながる。 特別支援学校の教育の充実を図るとともに、地域におけるセンター的機能を充実させる。	3講座とも100名(ライブ配信研修受講者を含む)以上の受講。 追跡調査において、「研修内容を日々の実践等に生かすことができた」:3.0以上とする。 根拠プラン:第4期高知県教育振興基本計画	インクルーシブ教育を推進し、発達障害等のある幼児児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上につながる研修を実施する。 特別支援教育セミナーⅠ:8月1日「子どもの学びの多様性に寄り添うための指導・支援方法」 特別支援教育セミナーⅡ:8月19日「読み書き困難のある児童生徒へのICT活用による合理的配慮」 特別支援教育セミナーⅢ:8月21日「WISC-V検査結果と発達支援実践の橋渡し～つまずきの原因の理解と対応の提案～」	特別支援教育セミナーⅠ 参加者:141名 特別支援教育セミナーⅡ 参加者:99名 特別支援教育セミナーⅢ 参加者:74名 参加者合計:341名 アンケート平均:3.6	・アンケート項目「本日の研修は、自所属で日々の実践及び業務等に生かすことができる内容でしたか」3.6(4件法)と高評価であった。 ・特別支援教育セミナーⅢ「WISC-V検査結果と発達支援実践の橋渡し～つまずきの原因の理解と対応の提案～」では、検査結果を日々の実践にどのようにつなげるか具体的な事例を通して理解を深めることができた。	受講者からのアンケートでは、日々の実践につながるような障害の特性理解や授業づくり、児童生徒の実態把握に関する内容等についてニーズが高い。研修テーマに留意しつつ、具体的な内容となるよう研修を計画していく。	令和7年度特別支援教育セミナーⅠ～Ⅲ ・オンライン研修3回 ・研修テーマ:アセスメント、指導・支援、発達障害
障害者	64	「障害者週間の集い」の開催	ホテルや飲食店等で補助犬同伴の人が入店を断られる事例がある。 また、精神障害について正しい理解が十分にされていない。 難病や障害の特性がわかり難い発達障害や高次脳機能障害についても、あまり理解が進んでいない。 高知県障害者計画(平成25～34年度)の策定時に実施した高知県障害(児)者等アンケート調査では、障害のある人への周りの人の理解が進んでいると回答した人は19.5%に過ぎなかった。	障害や障害のある人に対する県民理解の促進	障害や障害のある人に対する県民理解が進んでいる。	第3期高知県障害者計画(R5～R11)	障害者週間(12月3日～9日)の期間を中心に県民の理解を促進するための啓発事業を実施する。(12月8日(日)にじんけんふれあいフェスタ内で実施予定)	第26回人権啓発フェスティバルこころんフェスタ内で開催(12月8日(日)) ・「障害者週間のポスター」及び「障害者週間の集い」知事表彰の表彰式典 ・手話パフォーマンスショー ・手話体験コーナー	・アンケート結果において、イベントを通して障害のある方への理解が「深まった」、「やや深まった」と回答している方が97.7%、手話体験コーナーについて、「とても良かった」、「良かった」と回答している方が91.1%となっており、当該イベントを通して障害や障害のある人に対する県民の理解促進に寄与している。	・障害や障害のある人に対する県民のさらなる理解促進を図るため、継続的な開催が必要	障害者週間(12月3日～9日)の期間を中心に県民の理解を促進するための啓発事業を実施する。(12月7日(日)に第27回人権啓発フェスティバルこころんフェスタ内で実施予定)

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度目標となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
障害者	65	「ひとにやさしいまちづくり事業」の実施、「こうちあったかパーキング(障害者用駐車場交付制度)」の推進、「タウンモビリティ推進制度」の実施	道路・建物・公共交通機関等を障害のある人にとって利用しやすいように整備するとともに、県民一人ひとりが「ひとにやさしいまちづくり」に対する認識	・ひとにやさしいまちづくりの取組を推進 ・障害者等用駐車場の適正利用を図るため、移動に配慮が必要な人に利用証を交付する「こうちあったかパーキング制度」を推進 ・誰もが安心して出かけられるまちづくりのため、車椅子の貸し出しやボランティアによる付添等のサポートを実施	公共施設等のバリアフリー化が進んでいる。	—	・ひとにやさしいまちづくり条例に基づく取り組みを推進 ・障害者等用駐車場の適正利用を図るため、移動に配慮が必要な人に利用証を交付する「こうちあったかパーキング制度」を推進 ・誰もが安心して出かけられるまちづくりのため、車椅子の貸し出しやボランティアによる付添等のサポートを実施	●利用証交付及び駐車場登録 ・利用証交付 2,394 (計 29,425) ・協力施設新規登録 25 (協力施設数 1,217(R7.3.31現在)) ・登録駐車場台数(R7.3.31現在) 車椅子用(幅3.5m以上) 1,785台分 プラスワン(幅2.5m以上) 448台分 ●タウンモビリティ推進事業実績 ・参加スタッフ 210名 ・参加ボランティア 43名 ・利用者 25名・イベントや来訪者の総数 850名 ・車いす貸出 87台 ・シルバーカー貸出 2台 ・ベビーカー貸出 32台 ・JINRIKI貸出 5台	○利用証の交付申請数は一定数を保っており、妊産婦の利用も増えていることから、対象者への周知は順調に広がっている。 登録駐車場身体障害者等用駐車場への理解が少しずつ進んでいる。 ○障害のある方が中心商店街に出掛け、人と触れ合うことで生きがいにつながる場となっている。また、ボランティアが当事業を通じてバリアフリー意識の向上につながっている。	・建築指導課や高知市と連携協力し、業者等に整備基準の遵守等の指導をしていく必要がある。 ・利用証の新規交付は2千件前後であることから、協力施設の登録増加に向けた取り組みが必要。 ・対象者以外が駐車して必要な方が利用できないという声があるため、啓発・広報を強化する必要がある。	・公共的施設の整備に関する相談対応及び建築指導課と業務フローの見直しを実施 ・「あったかパーキング」の啓発 ①チラシ配布 ・障害者手帳や母子健康手帳の交付時に市町村窓口 障害者週間の集い(12月) ②ポスター掲示等 電車、バスの車内での掲示(障害者週間) ③県の広報媒体の活用 さんSUNこうち やテレビ・ラジオの読み上げ ④その他掲載 子育て応援サイト「こうちプレマnet」 ・「こうちあったかパーキング」の協力施設増加のための登録依頼 ・タウンモビリティ推進事業に対する間接補助(県・市各1/2、1件)
障害者	66	ヘルプマークの配布や普及啓発の実施	義足や人工関節を使用している方、心臓にペースメーカーを入れている方や人工透析をされている方など内部障害や難病の方等、外見からは、援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方がいる。 こういった方が、必要な配慮や支援を得やすくすることにより、社会参加を促進する必要がある。	ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見では分かりにくい方が身に付けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、支援が得やすくなる仕組みである。 このヘルプマークについて、配布を行うとともに、県民に向けて普及啓発を行う。  (平成30年7月20日ヘルプマーク配布開始)	ヘルプマークを身に付けた方が、周囲の方から、必要な配慮を得ることができる。	—	・ヘルプマークの普及啓発活動を継続実施 ・チラシ・リーフレット作成、配布 ・バス及び電車での車内広告を実施(障害者週間)	・ヘルプマークの配布を継続(配布数 1,190個) ・テレビ・ラジオ読み上げ広報(8回) ・ポスター・ジャック(人権・男女共同参画課) 6月～8月、10月～12月 ・バス及び電車での車内広告の実施(12/3～12/9の7日間) ・ステッカーを80枚、リーフレットを460部を配布	・配布数が増加したことから、ヘルプマークを必要としている方への周知は一定できていると考える。 ・今後、さらに広く県民にヘルプマークの趣旨等を理解してもらうよう努める必要がある。	・広く県民に啓発を進めるため、さらに各種の広報ツールを活用して広報回数や機会を増やし、ヘルプマークの認知度を高める。	・ヘルプマークの配布及び普及啓発活動を継続実施する。 ・チラシ、リーフレット作成、配布 ・バス及び電車での車内広告を実施
障害者	67	「高知県障害者美術展」の開催	文化活動やスポーツ活動などは、生きがいをもたらす、生活を豊かにする上で大きな役割を果たす。障害のある人が地域で生き生きと暮らすためには、こうした活動に積極的に参加できることが大切。	「障害のある人の芸術活動について、その作品発表の機会を確保することで芸術活動の促進と、障害や障害のある人に対する県民の理解を深める。	多くの障害のある人が文化活動やスポーツ活動を行い、生き生きと生活できている。	—	「高知県障害者美術展」の開催 【搬入日】令和6年10月3日 【会期】令和6年10月11日～令和6年10月21日 【表彰式】令和6年10月21日 【場所】高知県立美術館 第4展示室	応募点数:895点 応募人数:895人 展示数:232点(特選3点、褒状10点、入選219点) 入場者数:3,800人 企業等からの二次利用希望申込:19作品	・応募数、入場者数は昨年よりも増加した。 ・アンケート結果では、86%が「よい」という回答であり、「心おどる作品が多く、元気や活気をもたらえた」「障害者という言葉がなくても充分楽しめるものだった」などのご意見も多く、障害者に対する理解が深まることともに、障害者の社会参加の促進に寄与している。 ・今年度から新たに開始した、企業等からの作品の二次利用の申込みを受け付け、作者と企業等をつなぐ「オファー制度」の取組により、障害者の社会参加がより一層進むことを期待する。	企業等に対する「オファー制度」についての周知を検討する。	「高知県障害者美術展」の開催 【搬入日】令和7年9月25日 【会期】令和7年10月3日～令和7年10月12日 【表彰式】令和7年10月10日 【場所】高知県立美術館 第4展示室
障害者	68	障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進	高知県障害者計画(平成25～34年度)の策定時に実施した高知県障害(児)者等アンケート調査では、障害のある人の25.9%の人が、障害を理由とした権利侵害(虐待を含む)を感じた経験があると回答している。	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、権利擁護・虐待防止に係る相談窓口機能や、使用者による障害のある人への虐待通報の受付、高知弁護士会・高知県社会福祉士会が設置する高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整を実施する。	障害のある人に対する虐待が皆無となる。	—	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターでの相談対応、使用者による虐待の通報受付、障害者虐待・権利擁護研修の開催、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整を実施 ・障害者施設等の監査・指導の実施	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターによる相談対応 ・高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整 ・障害者虐待防止等のための情報提供や普及活動 ・虐待防止・権利擁護研修の開催 4回(7/4,8/8,9/10/11) ・障害者施設等(居宅系除く)の監査・指導の実施(23施設)	・相談窓口の周知が進み、相談件数は増加している。(R5:52件→R6:92件) ・研修により、市町村や関係機関への障害者の権利擁護に関する理解の促進につながった。	引き続き、施設等の実情やアンケートでの意見を加味した研修内容を検討するとともに、会場・オンラインとも参加できる研修を開催するなど受講しやすい形式での研修を検討する。 また、参加者が自施設での内部研修に活用できるような研修資料の工夫を行う。	虐待防止・権利擁護研修の開催予定 4回(6/12,7/7,8/14,11/4)
障害者	69	障害者差別解消法に基づく取組	平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、法に基づいた取組、法の周知啓発が必要である。	障害者差別解消法に基づいた取組と行政機関等、事業者、県民への法の周知啓発を進める。	障害や障害のある人に対する県民理解が進んでいる。 障害のある人の情報アクセシビリティが向上している。	第3期高知県障害者計画(R5～R11)	「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」に基づく各種啓発による社会全体の理解促進	・障害や障害のある人への理解(県条例)及び手話への理解に関する動画の制作 ・県条例に関するリーフレットの制作(小学生向け3,000部、中学生・大人向け3,000部) ・手話の普及等に関するチラシの制作(500部) ・障害や障害のある人への理解を深めるためのフォーラムを開催(11/9)	・動画やリーフレットのHP等での公開やフォーラムの開催により、障害や障害のある人に対する県民の理解促進につながったと史料	・障害や障害のある人に対する県民のさらなる理解促進を図るため、R6年度に制作した動画やリーフレットを活用した周知・啓発の取組が必要	・広報誌やイベント等において、リーフレットや動画を周知 ・リーフレットや動画を活用した企業や学校向けの講座及び研修の実施

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
障害者	70	「障害者作品展」の開催	障害のある人に対する理解が十分に進んでいるとは言えないことから、引き続き障害のある人との様々な交流を通じて、障害のある人の特性や日々の活動等の理解の促進を図ることが必要。	障害や障害のある人に対する県民理解の促進	障害や障害のある人に対する県民理解が進んでいる。	高知県障害者計画(R5～R11)	障害者作品展を開催する	障害者作品展の開催(11/16) ・参加団体:20団体・施設(ボビー事業所、未来ドア等) ・展示数:147作品(対前年比+126.1%) ・販売出品点数:2,340点(対前年度比△5.5%) ・ワークショップ:120点 ・物品販売実績:16団体 446,489円(対前年比+20.8%)	・障害者団体の活動を広く県民に周知、啓発するとともに、作品を掲示、販売することにより障害者や職員のモチベーションの向上に寄与した。 ・令和5年度から開催場所を変更(帯屋町商店街→とさのさと)したことで、来客数は多くなり、展示、販売に加え令和6年度はワークショップでの交流を通じて、県民の理解を深めるとともに、社会参加の促進を図ることができた。	・参加団体の増加に向けた働きかけが必要 ・集客のための広報活動を参加事業所と連携して行う。	・令和7年度から名称を「ハートフルフェスタ～高知県障害者作品展～」に変更し開催
障害者	71	「障害者就労支援対策事業」の実施	障害のある人の就職件数は過去最高(R5:724件)となったが、障害者雇用率の段階的な引き上げに伴い、民間企業等に対して制度や支援策の周知とともに障害者委託訓練の活用を促し、障害者雇用に関する理解の促進や雇用のさらなる拡大を図ることが必要。(※法定雇用率:R6.4～2.5%、R8.7～2.7%)	障害のある人の働く場の確保や就労支援機関が連携して就労促進や職場定着に取り組む。	一般就労している障害のある人が増えている。	高知県障害福祉計画(R6～R8)	・企業開拓訪問 300社 ・障害者就業・生活支援センター 5箇所設置 ・就労体験拠点施設設置 3箇所	・障害者職業訓練コーチ・コーディネーター:3名配置 訪問先等数:308社 ・障害者就業・生活支援センター:5箇所設置 登録者数:1,623人 ・就労体験拠点設置:3箇所委託 体験人数:50人(延べ) 体験から委託訓練に繋がった件数:6件	・法定雇用率達成企業の割合は、高知県:55.7% 全国平均:46.0% と、全国平均を9.7ポイント上回っており企業に対する啓発活動や就業に向けた訓練等が、障害者の就業につながっている。 ハローワークを通じた障害のある人の就職件数は過去最高(R6:729件)	・新しく法定雇用率の対象となった企業や、過去の訪問実績から企業見学や委託訓練の実施につながる可能性がある企業を優先的に訪問するなど、より効率的な企業訪問の実施が必要 ・就労体験事業を実施することにより、委託訓練を実施する企業を増やしていくことが必要	・企業開拓訪問 300社 ・障害者就業・生活支援センター 5箇所設置 ・就労体験拠点施設設置 3箇所
障害者	72	「障害者職業訓練」の実施	障害のある人の就職件数は過去最高(R5:724件)となったが、障害者雇用率の段階的な引き上げに伴い、民間企業等に対して制度や支援策の周知とともに障害者委託訓練の活用を促し、障害者雇用に関する理解の促進や雇用のさらなる拡大を図ることが必要。(※法定雇用率:R6.4～2.5%、R8.7～2.7%)	一般就労を希望する障害のある人を対象に職業訓練を実施し、就労の促進を図る。	一般就労している障害のある人が増えている。	高知県障害福祉計画(R6～R8)	・障害者委託訓練事業 ・在宅就業促進支援事業	・障害者職業訓練の実施 実践能力習得訓練コース:25回 修了者:22名、うち就職者18名 ・テレワーク研修会等の実施 お試しテレワーク研修(10/15、16):受講者8名 企業等向けセミナー(11/6):参加者13名 ・合同企業説明会の実施(11/26 集合、2/20 オンライン):企業6社、参加者66名	・民間企業の協力を得て、実際の職場でOJTによる訓練を行い就職につなげており、高い就職率となっている。 ・企業にとっても障害者雇用への理解を深める機会となっている。 ・テレワーク研修受講者の評価は概ね良かった。 ・説明会参加後の応募者が昨年度に引き続き少なかったが、就職に繋がったケースがあった。	・委託訓練について、今後も、多くの企業に参加いただくとともに、就職を希望する障害者に訓練事業の情報が届くよう周知啓発が必要。 ・合同企業説明会への参加者及び応募者の拡大を図ることが必要。	・障害者委託訓練事業 ・在宅就業促進支援事業

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度目標となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	
障害者	73	障害者がスポーツに親しめる環境づくり	・障害者がスポーツ活動できる場が少なく、高知市周辺に集中している。 ・競技選手として活動している人数は増加傾向にあるものの、まだ少ない。 ・障害者のスポーツ活動を支えるパラスポーツ指導員数はまだ少ない。 ・障害者スポーツへの関心は、「関心がある」と「やや関心がある」割合が47.9%でまだ高いとは言えない。	①障害者スポーツセンターを核とした障害者のスポーツ参加拡大 ②身近な地域におけるスポーツ機会の拡充 ・障害者の活動の受け皿づくり ・インクルーシブなスポーツ活動の推進 ③全国や世界を目指す選手の発掘・育成 ・有望選手の発掘・育成 ・全国や世界を目指す選手の強化活動支援(R5～R9)	R9年度に多くの障害のある人が文化活動やスポーツ活動を行い、生き生きと生活できている。	・障害者がスポーツ活動ができる団体数【27→37】 ・障害者スポーツセンターと連携し地域の活動支援を行う体制ができていくエリア数【1→6】 ・発掘の取組により中央競技団体に登録した選手数【0人→25人】 ・中央競技団体への登録者数【192人→220人】 ・公認パラスポーツ指導員有資格者数【207人→227人】	(1)障害者スポーツの活動支援 ■県立障害者スポーツセンターを核とした取組の拡充 ①地域のスポーツ活動と障害当事者のマッチング ②パラスポーツ指導員の養成 中級パラスポーツ指導員養成講習会への派遣 (7月) 初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施 (11月) ③全国障害者スポーツ大会 全国障害者スポーツ大会への派遣(10月) 中四国ブロック大会への派遣(4月～6月) ④高知県障害者スポーツ大会の開催(5月) (2)身近な場所におけるスポーツ機会の拡充 ①障害者の活動の受け皿づくり ②インクルーシブなスポーツ活動の推進 若者への障害者スポーツの普及(8月) インクルーシブなスポーツイベントの開催 (12月) 障害者と健常者が参加する車いすラグビー大会の開催(12月) ③市町村が行う障害児のスポーツ活動の充実 (3)全国や世界を目指す選手の発掘・育成 ①有望選手の発掘・育成 ②全国や世界を目指す強化活動支援	(1)障害者スポーツの活動支援 ■県立障害者スポーツセンターを核とした障害者スポーツの活動支援 ・個人や団体の活動支援を行う障害者スポーツコーディネーターの配置(2名)(4月～) ・全国障害者スポーツ大会出場選手団への支援 (強化練習の実施、大会への派遣) ・パラスポーツ指導員の育成(初級・中級) 初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施(11/30～修了者:10名) 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会への派遣(1名) ・高知県障害者スポーツ大会の開催(5/26ほか) ※参加者:958名 (2)身近な地域におけるスポーツ機会の拡充 ・大阪体育大学との連携によるゆすはらパラスポーツ交流会の開催(8/5、6) ・インクルーシブスポーツフェスタ(車いすラグビー大会等(12/7)) ・インクルーシブスポーツフェスタ(デフ啓発、パラスポーツ体験等(3/20)) (3)全国や世界を目指す選手の育成 ・全国や世界を目指す選手の活動支援(通年)特別強化選手の指定:12名、活動助成:団体7/個人24名 ・有望選手の発掘・育成 日本パラ陸上連盟と発掘・育成における連携に向けた協議(4回)	(1)障害者スポーツの活動支援 ・障害者が既存のスポーツ活動に参加するためには、地域の関係者への理解を深めることが必要 ・指導員の活動の場を増やすことが必要 ・団体種目がここ数年ブロック予選が突破できていない ・高知県障害者スポーツ大会をはじめ、障害者のスポーツ大会への参加機会の拡充を図ることが必要 ・障害者スポーツの理解啓発・県民の関心を高める取組を継続することが必要 (2)身近な場所におけるスポーツ機会の拡充 ・新たなサークルや既存クラブに障害者の参加を増やす手立てが必要 ・市町村ではインクルーシブなスポーツ活動の行う取組が少ない ・市町村における障害児のスポーツ活動が少ない (3)全国や世界を目指す選手の発掘・育成 ・発掘後に継続して選手をサポートする体制が必要 ・育成を見据えた効果的な発掘の仕組みの検討が必要	(1)障害者スポーツの活動支援 ■県立障害者スポーツセンターを核とした障害者スポーツの活動支援 ・パラスポーツセンター機能強化事業(国費事業)の実施 ・全国障害者スポーツ大会出場選手団への支援 (強化練習の実施、大会への派遣) ・パラスポーツ指導員の育成(初級・中級・上級) ・高知県障害者スポーツ大会の開催(6月ほか) (2)身近な場所におけるスポーツ機会の拡充 ・インクルーシブなスポーツ大会の開催 (2)身近な場所におけるスポーツ機会の拡充 ・地域のサークルやスポーツクラブ等と連携して障害者が活動できる場の情報を発信する ・パハリビアンや著名人などと連携したインクルーシブなイベントを開催する (3)全国や世界を目指す選手の発掘・育成 ・先進県のヒアリングによる仕組みを検討する	(1)障害者スポーツの活動支援 ■県立障害者スポーツセンターを核とした障害者スポーツの活動支援 ・パラスポーツセンター機能強化事業(国費事業)の実施 ・全国障害者スポーツ大会出場選手団への支援 (強化練習の実施、大会への派遣) ・パラスポーツ指導員の育成(初級・中級・上級) ・高知県障害者スポーツ大会の開催(6月ほか) (2)身近な場所におけるスポーツ機会の拡充 ・インクルーシブなスポーツイベントの開催(11月) (3)全国や世界を目指す選手の発掘・育成 ・特別支援学校と連携した測定会の開催
障害者	74	障害者を対象とした採用選考試験の広報活動の充実	障害者雇用については、障害者雇用促進法により法定雇用率の達成・維持や、法の趣旨を踏まえた障害者雇用の促進など、地方公共団体に対しても努力義務が課されている。 各任命権者ごとの法定雇用率の遵守に向けて、採用選考試験の広報活動等の充実に取り組んでいく必要がある。	ホームページへの掲載、新聞広告、SNS等での広報活動等を充実させる。	各任命権者ごとの法定雇用率が遵守されている。	障害者の法定雇用率	・ホームページの更新 ・新聞広告1回 ・社協、障害者団体等への試験案内の送付 ・障害者を対象とした採用選考(行政、教育事務)を実施 ・その他SNSを通じた広報	○取組状況 ・障害者を対象とした採用選考(行政、教育事務)を実施 実施にあたっては、以下の広報を実施 ・ホームページの更新 ・新聞広告1回 ・さんSUN高知への掲載1回 ・社協、障害者団体等への試験案内の送付 ・その他SNSを通じた広報 ○成果 ・採用試験申込者:20名 ・最終合格者(採用予定人員)行政:3名(3名) 教育事務:1名(1名)	行政・教育事務ともに、採用予定人員の確保ができた。  なお、令和6年度の法定雇用率は達成している。 【実質雇用率】 ・知事部局:3.07%(法定雇用率2.8%) ・教育委員会:3.22%(法定雇用率2.7%)	・引き続き、職員採用試験の際は、ホームページや新聞等により広報する。 ・高知会場に加え、幡多会場でも試験を実施する。 ・SNSを活用した広報も併せて実施する。	高知県職員等採用試験において、点字による募集案内、手話通訳者の設置、パソコンによる解答の作成等、受験者の障害に配慮して試験を実施した。また、法定雇用率は継続して達成できている。今後も、引き続き障害者を対象とした採用選考試験等を実施し、点字による募集案内、試験問題の作成など、受験者の障害に配慮して試験を実施する。
エイズ・HIV	75	学校におけるエイズ教育の実施	学校において、エイズ教育は選択授業であり、優先順位が低くなっているため、十分なエイズ教育が実施できていない。 学校と福祉保健所等との連携が十分にとれていない。	福祉保健所と教育委員会等の学校関係機関が連携し、エイズ教育を推進	学校においてエイズ教育を実施し、正しい知識の普及と啓発を行うことで、生徒が正しい知識を習得することができる。	全高等学校でエイズ教育を実施する。	・学校へのエイズに関する資料の貸し出しやポスター等の配布・掲示を教育委員会を通じて呼びかけること等により、学校におけるエイズ教育を支援する。	・教育委員会等を通じ、学校へ教育資料を送付 ・啓発用ポスター(134枚)の送付(教育委員会:80枚、私立高校5校×6枚、大学4校×6枚)	・県内の学校へ啓発用ポスターを送付したが、エイズ教育が各学校の裁量に任せられており、学校と地域が連携したエイズ教育ができていないのが現状	・教育委員会や福祉保健所、市町村を通じ、各学校へのエイズに関する資料の貸し出しやポスター等の配布・掲示を呼びかけていく。	・エイズに関する資料の貸し出しやポスター等の配布・掲示を教育委員会等を通じて呼びかけること等により、学校におけるエイズ教育を支援する。
エイズ・HIV	76	新たな啓発活動の検討・実施	世界エイズデーにあわせて各福祉保健所及び健康対策課において大学祭や市町村の産業まつり等のイベントに参加し、啓発活動を実施しているが、近年マンネリ化しており、新しい取組ができていない。 NGO及び大学生等と連携した新たな取組を検討する。	他機関と連携し、地域ごとのイベントや大学祭等を活用した啓発活動の実施	各福祉保健所とNGO等の関係機関とが連携し、多くの県民に啓発活動を実施することができる。	世界エイズデーやじんけんフェスタ等のイベントによる啓発活動を年6回(各福祉保健所での開催含む)開催する。	・NGO等と連携したMSMへの取組を検討する。 ・SNS、ホームページ、メディア等を活用した様々な方法で啓発活動を行う。	・世界エイズデー(12/1)に合わせてHIV検査・相談の実施(各保健所) ●世界エイズデー前後5週間(11/13～12/17)のHIV検査件数:6件、相談件数:2件 ・じんけんフェスタ(12/8)において、啓発資料の配布(300部)及びパネル展示を行い、啓発活動の実施	・新たな取り組みは実施できなかったが、既存の媒体等を使用して今後も引き続き啓発を行っていくことが必要。 ・県内にはNGOはないが、MSMへの対策は重要であるため、他県の取組等を参考に対策を検討する必要がある。	・HIVやエイズについてあらゆる機会を通じて啓発するための方法や手段等を検討が必要。	・SNS、ホームページ、ラジオなどのメディアを活用した様々な方法で啓発活動を行う。
エイズ・HIV	77	HIV検査・相談の啓発活動の強化	HIV検査及び相談に対する啓発は、ホームページや新聞広告にとどまり、十分とは言えない。	HIV検査及び相談について、テレビ、新聞等のメディアを効果的に活用した啓発活動の実施	県民が偏見なく気軽にHIV検査や相談ができるようになる。	HIV検査受検者数350件/相談件数120件	・普及・啓発素材の配布(ポスター:575枚、チラシ:329枚) ・HIV検査普及週間(6/1～6/7)、世界エイズデーに合わせた啓発活動(パネル掲示、啓発素材の配布、ホームページの作成) ●HIV検査普及週間の時間外検査数:6件、相談件数:1件 ●世界エイズデー前後5週間(11/11～12/15)におけるHIV検査件数:6件、相談件数:5件 ●高知市を含む保健所等での年間検査件数:354件(うち、夜間検査:64件)、相談件数:67件	・保健所で無料検査を行っていることや、対象者が受検しやすい時間外検査の機会を確保することなど、啓発活動を継続・強化することも必要。 ・HIVに対する関心やHIV感染者に対する理解、支持的环境整備のための啓発活動の継続・強化が必要。	・ホームページやポスター、チラシの啓発に加え、若い世代にも啓発できるよう、SNS等の活用を検討が必要。	・HIV検査普及週間や世界エイズデーに合わせて、県内各地域でのイベント等で普及啓発に取り組む。 ・ポスター及びチラシ等の啓発グッズ等を学校機関等へ配布するとともに、SNS等を活用し、広く周知する。	

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
エイズ・HIV	78	エイズ拠点病院と連携した取組	現在、エイズ患者、HIV感染者の相談対応は、主にエイズ拠点病院で実施しているが、今後、患者、感染者の増加及び高齢化に対応できるようさらに相談体制を充実させる必要がある。 また、地域の医療機関の人材育成も課題となっている。 本県では、カウンセラー事業を実施しているが、医療機関に十分な周知等ができていない。	県内のエイズ拠点病院等と連携しながら相談体制の充実を図る。	拠点病院、地域の医療機関、福祉施設や福祉保健所等が連携しながら、エイズ患者、HIV感染者全員が必要時確実に相談できる体制がとれる。	HIV感染者が必要時に地域の関係機関で相談ができる体制整備として、中核拠点病院は全拠点病院への研修を実施し、カウンセラー事業の周知、利用促進を図る。	・診療連携体制構築に向け、エイズ中核拠点病院を中心に、拠点病院と保健所等を対象に連絡会を開催する。 ・エイズ患者を受け入れている医療機関や施設を対象に、受け入れ後の支援(協議や出前研修等)を行う。	・診療連携体制構築に向け、中核拠点病院、拠点病院、福祉保健所を対象に連絡会の開催(3/27) 参加者数: 35名 ・協力歯科診療所数(58施設) ・HIV陽性者を受け入れた施設に対する協議や訪問支援、電話相談等を行うことで、連携体制の強化が図れた。 ・エイズ患者を受け入れる医療機関や訪問看護ステーション等で出前研修の実施を行った。	・中核拠点病院、拠点病院、福祉保健所が参加した連絡会を開催し、各施設の状況等の情報共有を図った。 ・HIV陽性者が必要な医療や在宅ケアが受けられるよう関係機関が条件整理を行うことが必要。	HIV陽性者が居住地から近い医療機関や施設等で必要なケア等が受けられるよう、引き続きかかりつけ医や施設で受け入れ体制を構築する環境整備を行う。	・診療連携体制構築に向け、エイズ中核拠点病院を中心に、拠点病院と保健所等を対象に連絡会を開催する。 ・エイズ患者を受け入れている医療機関や施設を対象に、受け入れ後の支援(協議や出前研修等)を行う。
ハンセン病	79	ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発	・現在も社会の中では「怖い病気」という誤った知識や、ハンセン病患者の容姿に対しての偏見や差別が残っている。 ・年齢層を問わず、ハンセン病問題を知らない人が少なからず存在している。	啓発冊子の配布や、健康対策課ホームページ、展示等を活用した広報活動を行う。	広報活動等により、県民に「ハンセン病患者等の入居問題」への理解と認識が進んでいる。	パネル展示等による啓発活動を年3回以上行う。	・啓発のためのパネル展示2回(県庁正庁ホール、オーテピア予定) ・こころんフェスタ(じんけんふれあいフェスタ)に出展 ・ポスタージャック(人権啓発電車・バス・列車運行事業)に参加	○パネル展示 ・県庁正庁ホール:R6.12.11～R6.12.24 ・オーテピア:R7.3.6～R7.3.19 ○こころんフェスタにてハンセン病リーフレット等を配布 ○ポスタージャックにてハンセン病の啓発を実施 ○冊子制作及び中学校・高等学校に配布	・県民の方から問い合わせがあるなど、啓発につながっている。 ・歴史と併せ、本県出身の回復者の声を掲載した冊子により、人権教育に活用することができる。 ・同じ過ちを起こさないよう、後世に伝えることができる。	写真やイラスト等を効果的に使用し、年齢を問わず様々な方にハンセン病についての啓発・理解促進につなげることが必要。	・啓発のためのパネル展示2回(こころんフェスタ)に出展 ・ポスタージャック(人権啓発電車・バス・列車運行事業)に参加
ハンセン病	80	中高生による療養所訪問及び入所者との交流会の実施	・療養所を訪問する学校の固定化が見られる。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、平成31年度以降は訪問できていない。	中高生を対象とした療養所訪問及び入所者との交流会の実施	「ハンセン病患者等の入居問題」への理解と認識が進み、ハンセン病患者等が安心して生活できる環境が整う。	療養所を訪問する学校が年3校以上、令和10年までの5年間で延15校以上	中高生による大島青松園への訪問及び入所者との交流会の実施	実施日:令和6年7月30日(火) 参加者:23名(高校生9名、教員、5名、県職員5名) 実施内容:大島青松園の施設見学及び入所者との交流	・高校生が療養所を訪問し、直接、回復者に話を聞くことで、これまでの誤った施策と人権侵害についての理解が深まり、差別に反対する人権意識を強く持つことにつながっている。	・大島青松園で感じたことを友達に伝えてもらうなど、より多くの生徒に参加してもらうことが必要。 ・単発の訪問で終わらないよう、ハンセン病問題に対する継続的な関心を持ち続けてもらう。	・中高生による大島青松園への訪問及び入所者との交流会の実施
ハンセン病	81	ハンセン病患者の里帰り事業の実施及び職員による療養所訪問の実施	・里帰りされるハンセン病患者の固定化が見られる。 ・県職員の療養所訪問時のみが相談の機会となっているが、高齢化に伴い、面会が難しい入所者が増えてきている。	・里帰りを希望するハンセン病患者への支援 ・里帰りが困難な元患者との面会のために療養所を訪問する元患者家族への支援 ・ハンセン病患者やその家族の希望等について、できるだけ情報収集を行う。	県が、ハンセン病患者やその家族が相談しやすい身近な機関となる。	希望者の100%(ハンセン病患者の里帰り事業の実施及び職員による療養所訪問の実施)	○ハンセン病患者の里帰り事業の実施 ○療養所への訪問及び入所者との面談(面会)の実施 ・幹部職員による菊池恵楓園(熊本県)、大島青松園(香川県)への訪問 ・長島愛生園(岡山県)へのボランティア訪問を利用した入所者との面会	○里帰り事業:1名(親族による療養所訪問) ○療養所への訪問及び入所者との面談 ・菊池恵楓園 入所者の体調不良のため面会不可 ・大島青松園 令和6年5月7日:知事が訪問し、入所者と面談 令和6年8月7日:園の夏祭りへ参加し、よさこい踊り等を入所者へ披露 令和7年1月22日:副部長が訪問し、入所者と面談 ・長島愛生園 令和6年10月31日:ボランティア訪問を行い、入所者との交流及びよさこい踊り等を入所者へ披露	・大島青松園では約20年ぶりの知事の訪問を「高知県が私たちのことを決して忘れていなかったことが嬉しい」と喜んでくれる。 ・夏祭りやボランティア訪問でよさこい祭り等を披露し故郷を感じていただくことができた。 ・療養所訪問時に入所者本人や家族から近況を伺うことができた。	・高齢による体調不良等により、面会できる入所者が減少しており、療養所訪問等を利用しながら面会を継続していく。	○里帰り事業 ○療養所への訪問及び入所者との面談 ・大島青松園(園の夏祭りへの参加) ・長島愛生園 ・幹部職員による療養所訪問
外国人	82	多文化共生講座・親子で学ぶ国際理解講座・国際ふれあい広場の開催	・多くの参加者を集めるとともに、多文化理解や国際交流のきっかけとなるような取組にすることで広く県民の国際化が図られるようになる必要がある。	・多文化共生(出前)講座開催 ・親子で学ぶ国際理解講座の開催 ・国際ふれあい広場inこうち開催	県民と外国人との交流や相互理解が進み、地域の国際化とだれもが暮らしやすい多文化共生の地域づくりが進んでいる。	—	多文化共生(出前)講座、親子で学ぶ国際理解講座、国際ふれあい広場を開催し、県民の国際交流・異文化理解の促進に務める。	・多文化共生講座開催 開催回数:2回 参加者数:計46名 ・多文化共生出前講座開催 開催回数:10回 参加者数:計327名 ・親子で学ぶ国際理解講座の開催 開催回数:2回 参加者数:計50名 ・国際ふれあい広場inこうち開催 開催日:R6.11.17 来場者数:15,047名	県民の外国人との交流や異文化理解が進んだことで、外国人にとって住みやすい地域社会づくりに寄与した。	出前講座をより多くの地域で開催できるように、市町村や県民への周知に努める。	・多文化共生(出前)講座開催 ・親子で学ぶ国際理解講座の開催 ・国際ふれあい広場inこうち開催
外国人	83	JETプログラム(外国青年による外国語教育の充実・国際交流の推進)の推進	・学校現場でのALT(外国語指導助手)の活用や、行政、地域におけるCIR(国際交流員)の活動を通じて、地域の国際化を推進する必要がある。	・県及び市町村へのALT、CIRの配置	県民と外国人との交流や相互理解が進み、地域の国際化とだれもが暮らしやすい多文化共生の地域づくりが進んでいる。	—	・県内に配置するALT(外国語指導助手)及びCIR(国際交流員)による国際交流を図る ・CIR(国際交流員)を中心とした、県民をターゲットにした自国に関するイベントや講座の開催	・ALT、CIR配置自治体数:31 ・国際交流課CIRによるイベントや講座の開催 開催回数:7回 参加者数:計434名	県内ALTやCIRの活動により、教育現場での外国語教育の充実、異文化理解が図られている。 県民向けのイベントや講座で出身国の文化を紹介することにより、県民の異文化理解が促進された。	・引き続き、国際交流課CIRを中心に、県民をターゲットにしたイベントや講座を開催していく。	・県内に配置するALT(外国語指導助手)及びCIR(国際交流員)による国際交流を図る ・CIR(国際交流員)を中心とした、県民をターゲットにした自国に関するイベントや講座の開催
外国人	84	多文化共生に関する情報発信	県内の国際交流の動きや在住外国人の状況を、より多くの県民に知ってもらう必要がある。	機関紙WINDOWの発行 年2回 県国際交流協会のフェイスブックによる発信	県民と外国人との交流や相互理解が進み、地域の国際化とだれもが暮らしやすい多文化共生の地域づくりが進んでいる。	—	・機関誌「WINDOW」を秋と春の年2回発行。(各1,800部) ・SNSを活用した情報発信	・機関誌「Window」の発行 R6.9:1,800部 R7.3:1,800部 ・フェイスブックによる情報発信 103回	講座やイベント等に関する情報提供を行うことで、県民の国際交流や異文化理解へのきっかけを作ることができた。	・機関誌「Window」の発行 より多くの県民および関係者の方に情報を届けるための広報手法の検討が必要。 ・フェイスブックによる情報発信 より多くの県民および外国人に閲覧してもらえるように、引き続き情報発信を行っていく。	・機関誌「Window」を年2回発行。 ・SNSを活用した情報発信

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
外国人	85	地域日本語教室を核とした交流の推進	地域の外国人住民が、生活において文化や言語の違いで困ることがないように、行政や住民等が連携してサポートできる場が必要。	・地域日本語教室の開設・運営支援 ・ボランティアのスキルアップのための研修実施	県民と外国人との交流や相互理解が進み、地域の国際化とだれもが暮らしやすい多文化共生の地域づくりが進んでいる。	—	・日本語講座の開設 →外国人の日本語レベルに合わせた5講座を開設(ひらがなとカタカナ、入門と初級、初級、初中級、はたらくための日本語) ・地域日本語教室の開設支援 →教室で活動するボランティア養成講座を開催し、円滑な教室開設に向けてサポートを行う。 ・各日本語教室で活動するボランティア等への支援 →ボランティアの日本語学習支援力向上を目指し、県内各地域で計6回実施。	・日本語講座の開設 ひらがな・カタカナ:登録者数12名 入門と初級:登録者数18名 初級:登録者数18名 初中級:登録者数12名 はたらくための日本語:登録者数10名 ・地域日本語教室の開設支援 在住外国人が100人を超える宿毛市、四万十町への訪問を通じた意向調査を実施 香美市での地域日本語教室開設に向けたフォロー・支援を実施 ・日本語ボランティア等への研修6回実施	県民と外国人との交流や相互理解、地域の国際化及び多文化共生の地域づくりを寄与した。	在住外国人が100人を超える宿毛市、四万十町、佐川町に対し、地域日本語教室の新規開設に向けたアプローチを行う。	・地域日本語教室の開設・運営支援 ・ボランティアのスキルアップのための研修実施(6回)
外国人	86	生活相談の実施	・外国人の方が安心して暮らすためには、様々な相談に対応できるワンストップ型の相談窓口の設置が必要。 (相談件数 826件(R5年度実績))	外国人生活相談センターにおいて生活相談を実施	外国人が、生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を行う一元的な窓口として「高知県外国人生活相談センター」を設置し、在留外国人のみならず、外国人を受け入れている事業者等からの相談にも応じる。	—	・無料法律相談週間の実施 ・出張相談会の開催や各種イベントへの出展 ・イベントへの参加やリーフレット等による広報	・法律相談週間の相談件数:21件  ・出張相談会での相談件数:23件 四万十市(8/22)、土佐市(11/8)、南国市(12/8)  ・相談件数:892件 うち、外国人からの相談:630件 事業者等からの相談:262件	・相談対応の積み重ねにより質の高い対応ができています。 ・広報活動の成果もおり、相談者数や相談件数が増加している。 ・出張相談会の実施により、相談者数や相談件数が増加している。 ・質の高い対応ができるよう、経験の積み上げが必要。 ・相談対応において、課題を把握し所管課にフィードバックして	・相談機会を確保するため、相談会等の継続。 ・相談会開催市町村の新規開拓。 ・ココフォーレの認知度の向上を図るため、広報の充実が必要。 ・市町村の総合的対応窓口の広報	・法律相談週間の開催(年2回)  ・出張相談会の開催 四万十市(7月)、南国市(12月)、土佐市(2月)、新たに2市町村で開催予定  ・イベント等へ出展し、ココフォーレに関する広報を実施
犯罪被害者等	87	各種広告媒体及び犯罪被害者支援団体を通じた啓発の実施	人権に関する県民意識調査(令和4年度実施)では、犯罪被害者が直接的な被害だけではなく、経済的・精神的な問題なども抱えていることが伺える一方、3割以上の者が「教育・啓発活動の推進」が必要と回答している。	・ラジオなど、各種広報媒体での啓発実施 ・犯罪被害者支援団体への広報啓発事業の委託	県民や企業等が犯罪被害者等の置かれる状況を正しく理解し、必要に応じて支援や相談機関等につなげられている。	高知県犯罪被害者等の支援に関する指針(令和3年4月1日施行)	・ラジオ、SNSなどの各種広報媒体による啓発実施(新たにフリード広告、バナー広告実施予定) ・チラシ、メルマガ、県HP等での情報提供 ・事業者向け広報 ・若年層向け広報 ・民間支援団体への広報啓発事業の委託	・ラジオ広報3回、SNS等による広報(8月・12月)、路面電車ポスタージャック2回、様々な機会を捉えて啓発チラシの配布 ・メルマガ3回、県公式X20回 周知チラシ(ベトナム語版)の作成、配付 市町村広報紙掲載による広報啓発(9市町村) ・商工会連合会会報へ犯罪被害者等のための休暇制度周知 ・小学生向け広報カードの作成(15,000部)、配付 啓発ステッカーの作成(500部)とイオンモール化粧室へ掲示(8月) ・こうち被害者支援センターへの業務委託による広報啓発	・様々な媒体を活用することにより、ターゲットを絞った広報啓発をすることができた。	・市町村の総合的対応窓口の広報	・ラジオ、SNS(LINE・Instagram)などの各種広報媒体による啓発実施 ・チラシ、メルマガ、県HP等での情報提供 ・事業者向け広報 ・若年層向け広報 ・民間支援団体への広報啓発事業の委託
犯罪被害者等	88	市町村「総合的対応窓口」や「こうち被害者支援センター、性暴力被害者支援センターこうち」との連携	関係機関とは研修会や会合等で情報共有を図り、必要に応じて各種支援を行っているが、引き続き、緊密な連携及び支援体制の強化が必要。	・「総合的対応窓口」の周知や関係機関との連携強化 ・性暴力被害者、犯罪被害者等への支援	県と全ての市町村に設置されている「総合的対応窓口」や犯罪被害者支援団体等において、相談者への情報提供と、必要に応じて関係機関へつなげることができている。 犯罪被害者等が必要な支援を被害直後から、途切れることなく提供され、被害の早期回復や軽減、権利利益の保護が図られている。	高知県犯罪被害者等の支援に関する指針(令和3年4月1日施行)	・犯罪被害者等支援相談窓口、市町村の総合的対応窓口の周知、相談対応、関係機関との連携 ・市町村に対する積極的な情報提供(国や県、他の自治体等の支援制度・取組等) ・こうち被害者支援センターへ「犯罪被害者等支援推進事業」、「性暴力被害者支援センター運営業務」を委託 ・「高知県犯罪被害者等支援事業費補助金」、「弁護士による法律相談(高知弁護士会との協定)」制度の運用	・犯罪被害者等支援窓口【実績】24件(16人)指針に基づく庁内関係機関の支援施策等の進捗管理【実績】推進会議の開催(9月) ・市町村担当課長会(5月)、担当者会(7月)の開催 関係機関向け研修会(12月・1月)の開催 ・犯罪被害者等支援推進事業(3,603千円) 【実績】調整会議開催(9回・延べ53名) 県補助金制度の支援(電話相談6件、面接相談2件) 性暴力被害者支援センター運営業務の委託(8,591千円) 【実績】電話相談等307件、直接支援234件、医療費助成1件、弁護士相談0件、カウンセリング5件 医療従事者等研修会開催(10月・会場参加52名・オンライン参加40名・オンデマンド再生回数95回) ・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金【実績】6件(5人) 弁護士による法律相談(高知弁護士会との協定)制度の運用【実績】2件	・市町村や関係機関向けの研修会の開催により、被害者への理解や行政等の支援の必要性への理解が深まった。 ・県補助金制度、医療費助成、カウンセリング等の経済的支援制度の活用により、被害者の経済的負担の軽減を図った。	・支援を担う人材育成のための研修会等の充実 ・市町村の犯罪被害者等支援条例制定に向けての情報提供	・犯罪被害者等支援相談窓口、市町村の総合的対応窓口の周知、相談対応、関係機関との連携 ・市町村に対する積極的な情報提供(国や県、他の自治体等の支援制度・取組等) ・こうち被害者支援センターへ「犯罪被害者等支援推進事業」、「性暴力被害者支援センター運営業務」を委託 ・「高知県犯罪被害者等支援事業費補助金」、「弁護士による法律相談(高知弁護士会との協定)」制度の運用
犯罪被害者等	89	「命の大切さを学ぶ教室」の開催	犯罪被害者遺族等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さなどを直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催しているが、県外から招聘している講師の負担軽減と学校での開催機会の確保が課題である。	中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	次世代を担う中高生の規範意識、犯罪被害者等への配慮、協力意識を向上させる。	犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」を5年間で25校以上開催する。  高知県警察犯罪被害者支援基本計画	教育委員会と連携して、未実施の学校において「命の大切さを学ぶ教室」を開催する。	犯罪被害者等(交通事故被害者遺族)による「命の大切さを学ぶ教室」を中学校1校、高校1校(大津中学校、岡豊高校)で開催(聴講生徒数1088人)し、犯罪被害者等以外(警察職員)による「命の大切さを学ぶ教室」を高校3校(高知みかづき分校、四万十高校、高知ろう学校)で開催(聴講生徒数73人)した。また、受講した生徒たちが、自分の考えや意見等を作文にまとめた「大切な命を守る全国中学・高校作文コンクール」では、本県中学生が警察庁長官賞を受賞した。 「命の大切さを学ぶ教室」を通して、多くの学生等が犯罪被害者等の気持ちを理解するとともに、命の重さや社会のルールを守ることの大切さについて深く考える機会になっていると認められる。	特に犯罪被害者遺族等による教室は、学生の学年を問わず、受講者の心に響いている。	教育委員会と連携し、未実施校に対する教室の開催及び作文コンクールへの応募を呼びかける。 また、開催計画を早期に立て、犯罪被害者等である講師の招聘を積極的に行う。	○命の大切さを学ぶ教室を5校以上、被害者支援に関する講演会を年1回以上開催する。

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
犯罪被害者等	90	犯罪被害者等支援に関する講演会・研修会の開催	犯罪被害者等による講演会を開催しているが、聴講対象や回数に限られていることから、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式やオンデマンド配信を活用し、聴講機会の拡大に努める。	あらゆる機会を利用して、広く県民の参加を募った講演会、研修会の実施	被害者支援に対する県民の理解を深め、犯罪被害者等を県民全体で支える社会の実現を目指す。	高知県警察犯罪被害者支援基本計画	関係機関が行う研修会やイベント等において、犯罪被害者支援に関する講演会等を実施する。	犯罪被害者遺族による講演会を開催(警察官対象のオンラインによる視聴、アーカイブ配信も実施、オンライン・アーカイブ視聴者含め聴講者約70人) 県、こうち被害者支援センター、高知県産婦人科医会とともに、性暴力被害者支援研修会を対面とオンラインを併用して開催(オンデマンド配信も実施、会場出席者38人・オンライン参加者40人)	犯罪被害者遺族による講演会を開催するにあたり、関係機関・団体からも聴講者を受け入れるとともに、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式による講演を行うことで、多くの関係者が犯罪被害者等の心情や現状を知り、支援の必要性について理解を求めることができた。	講演会を開催するにあたり、関係機関・団体からも聴講者を受け入れるとともに、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式による講演を行うことで、多くの関係者が犯罪被害者等の心情や現状を知り、支援の必要性について理解を求めることができた。	【89と統合】
犯罪被害者等	91	様々な広報媒体を通じた広報の実施・関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施	関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施や各種広報媒体を活用した広報活動を推進している。犯罪被害者の置かれた現状やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について更なる周知に努める。	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等に関する広報の実施	被害者支援に対する県民の理解が深まり、犯罪被害者等を県民全体で支える社会の実現を目指す。	高知県警察犯罪被害者支援基本計画	ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関やSNS・X(旧Twitter)等のソーシャルネットワークによる広報活動を実施する。  犯罪被害者週間時期における関係機関と連携した各種イベントや街頭キャンペーンを実施する。	交通事故被害者遺族のメッセージを展示したパネル展をオーテピア高知図書館にて開催(4/26～5/7)し、来場者から多くの反響が寄せられた。また犯罪被害者週間では犯罪被害者支援を広報する警察音楽隊コンサートを開催(11/27)し、広報活動を実施した。 ラジオ広報の実施(10/21)や街頭のデジタルサイネージや県警ホームページ、X(旧Twitter)を活用し、様々な広報媒体を活用した広報活動を実施することができた。	被害者支援の重要性や相談窓口等について広く県民に知らせることができ、窓口の利用促進につながった。	来場者からは、犯罪被害者等に対する理解、共感のメッセージ等が寄せられ、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成につながった。	○パネル展の開催会場の確保 ○関係機関との連携による情報発信の推進 ○戦略的な広報活動の実施
犯罪被害者等	92	「犯罪被害者ホットライン」による相談受理	犯罪被害者等からの相談を受理するとともに、必要に応じて、関係機関に関する情報提供等を行っているが、相談を躊躇する被害者を後押しするため、気兼ねなく相談できる窓口としての周知を図る必要がある。	相談電話「犯罪被害者ホットライン」による適切な相談受理、カウンセリングの実施及び窓口の周知	犯罪被害者等に対し、関係機関と連携した継続的かつきめ細かな支援を実施することで、被害の早期回復・軽減につなげる。	高知県警察犯罪被害者支援基本計画	犯罪被害者の相談窓口として犯罪被害者ホットラインを周知するための広報活動を実施する。	「犯罪被害者ホットライン」への39件の相談に適切に対応した。 犯罪被害者ホットライン等各種相談電話の広報用ポスターを作成し、各種警察署、交番等掲示板へ掲示するとともに、関係機関・団体へも掲示協力を依頼し、広報活動を実施した。 また、相談窓口を記載したリーフレットを作成し、命の大切さを学ぶ教室や研修会で配布した。	受理した相談に対し、事件性の判断や管轄署への引き継ぎ、その他カウンセリングの実施や警察以外の関係機関の紹介等、相談者のニーズに応じて丁寧に対応した。	相談内容に応じた適切な対応を実施したことから、相談者からの不満等の声は聞かれなかった。	相談を躊躇する被害者を後押しするため、気軽に相談出来る窓口として広報し、更なる周知に努める。
人権全般(人権啓発)	12	【再掲】マスメディアを活用した啓発、人権相談窓口の広報・周知	令和4年度は、新聞への人権コラムの掲載(年7回)や、過去2年間のコラムと季刊誌「こころんだより」をとりまとめた啓発資料「人権コラム集～心呼吸～」を作成した。 また、人権に関するテレビCMを放映した。 今後も引き続き、社会情勢に即した人権課題の選定及び人権課題が偏らないように、情報収集を行う必要がある。 人権に関する県民意識調査より、人権が侵害されても、誰にも相談せず、諦めたり我慢したりする人が多いため、気軽に相談できる相談窓口の周知が必要である。	新聞、テレビなど様々なマスメディアを通じて個別の人権課題を広く県民に周知する。  WEB広告による相談機関の広報や相談機関一覧のチラシの配布を行う。	(県民に)身近な人権課題に対する正しい理解と認識が深まる。 人権相談窓口の広報・周知により、県民が相談しやすい機運の醸成を図る。	—	①テレビCM等 スポットコマーシャルなどを製作してマスメディアやSNS等により人権課題に関する広報・啓発を行う。  ②高知新聞コラム 有識者が執筆した人権啓発に関するコラムを高知新聞に掲載する。(年7回掲載の予定)	①テレビCM等 「部落差別をなくする運動」強調旬間 新聞広告 人権週間 新聞広告・スポットCM  ②高知新聞コラム：7回 6月：同和問題 7月：女性の人権 8月：性的指向・性自認 9月：ハンセン病 10月：子どもの人権 11月：高齢者の人権 12月：インターネットによる人権侵害	コラム執筆者のうち、6名は部落差別をなくする運動やセミナーの講師を依頼した方であり、セミナー等への参加者の増加につながった。	強調旬間事業では21名、人権フェスタでは97名の方が新聞・新聞広告でイベントを知り、来場していることから、引き続き、新聞等での広報は必要だと考える。	①テレビCM等 スポットコマーシャルなどを製作してマスメディアやSNS等により人権課題に関する広報・啓発を行う。  ②高知新聞コラム 有識者が執筆した人権啓発に関するコラムを高知新聞に掲載する。(7回掲載予定)
インターネットによる人権侵害	40	【再掲】いじめ防止対策等総合推進事業の実施	いじめ防止対策推進法(H25)施行以降、いじめの積極的な認知に向けた取組が進み、早期発見・早期対応につながり、認知したいじめの多くは解消されるものの、いじめの重大事態が発生している。 この状況を踏まえると、学校の組織的ないじめ防止対策や子どもたちによる主体的な取組・保護者や地域、関係機関が連携したいじめ防止等の取組を推進していく必要がある。	いじめ防止対策等総合推進事業の実施 ・「高知家」いじめ予防等プログラム」の活用 ・スクールロイヤー活用事業 ・こうち高校生LINE相談	・各学校において、児童生徒の自主的ないじめ防止等の取組が推進される。 ・学校・家庭・地域が一層連携を深め、「いじめは絶対に許されない」という意識が高まる。 ・ネットいじめ等の早期発見・対応により、深刻ないじめにつながらないようにする。	・令和5年度までに、延べ100校以上の学校に対して、PTA研修への支援を実施する。 ・児童生徒が主体となつたいじめ防止等の取組が実施されている学校の割合 小学校80%以上、中学校80%以上、高等学校80%以上、特別支援学校80%以上 ・令和5年度までに、「高知家」いじめ予防等プログラムを活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対し手実施した学校の割合 教職員100%、保護者・地域80%以上 設定年度：R2年度末 第3期高知県教育振興基本計画	・「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版の周知・活用を進め、いじめ防止につながる取組の充実を図る。  ・スクールロイヤーがその専門的知識や経験を基にいじめ予防教育や法的相談の対応を行い、事案の重篤化及び未然防止を図る。  ・県内の高校生を対象としたこうちLINE相談に、R6から県立中学も対象として実施する。多くの生徒に登録されるよう周知を図る。	・「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版について生徒指導主事やPTA教育行政研修会等にて活用を周知を図った。(R6年度プログラムを活用して研修等を実施：教職員87.8%、保護者・地域89.9%) ・スクールロイヤー活用事業について、県立学校や市町村教育委員会に活用についての周知を図り、県立学校については、R6から3年間にかけて、全ての学校にて活用されるよう働きかけた。(R6年度：法的相談5件、教職員研修20件、子ども向け授業24件) ・LINE相談についてR6から県立中学も対象として実施。多くの生徒に登録されるようカードやポスター、チラシにて周知を図った。(R6年度登録者数：117人)	・「高知家」いじめ予防等プログラムの活用については、校内研修や、学校から保護者への周知により多くの学校・保護者の地域にて活用された。 ・スクールロイヤーについては、SNSトラブルなどのテーマでの研修依頼が多く、各学校・市町村にて積極的に活用いただいた。 ・LINE相談については、登録者数が減少傾向となっており、周知方法の改善が必要である。	・「高知家」いじめ予防等プログラムや追補版を含め、今後も活用促進を図る。 ・スクールロイヤーの効果的な活用について引き続き周知し、事業活用の促進を図る。 ・LINE相談については、いつでも相談できるよう、まずは登録しておくことが必要であることを今後も周知していく。	・「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版の周知・活用を進め、いじめ防止につながる取組の充実を図る。 ・スクールロイヤーがその専門的知識や経験を基にいじめ予防教育や法的相談の対応を行い、事案の重篤化及び未然防止を図る。 ・県内の高校生、県立中学生を対象としたこうちLINE相談に、多くの生徒に登録されるよう周知を図る。

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度目標となるプラン名等	R6			R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
インターネットによる人権侵害	41	【再掲】親育ち支援啓発事業	子どもへの接し方がわからなかったり、子育てに不安や悩みを抱える保護者が多い。 複雑化・多様化する保護者の不安や悩みに、各保育所・幼稚園等で日常的・継続的に対応することが必要である。	親育ち支援啓発事業及び親育ち支援保育者スキルアップ事業の実施 ・保育者研修:親育ち支援の必要性や支援方法等について理解を深めるために、集合研修や園内での研修において、講話やワークショップ、事例研修を行う。 ・保護者研修:良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深めるために、講話やワークショップを行う。	親の子育て力を高め、よりよい親子関係の構築を促し、子どもの健やかな育ちにつなげる。	保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・親育ち支援研修計画の作成率100% ※第4期高知県教育振興基本計画(R6～9年度)	・保育者研修及び保護者研修の実施 ・県内の保育者が保育技術を生かして役立つコトとして解説する動画の普及	○保育者研修の実施(園内研修支援) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:57回 ○保護者研修の実施(園のニーズや課題に応じた講話やワークショップ) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:71回 ○各園における親育ち支援年間計画の作成率:83.0% ○親育ち支援についてや基本的な生活習慣の啓発、保育技術等に関する動画作成・配信:3本	○各園の親育ち支援担当者を中心に、チームとして親育ち支援に取り組む体制はほぼ整っている。 ○保護者への講話やワークショップを通して、良好な親子関係や子どもへの関わり方等について保護者の理解が深まり、積極的に子どもに関わろうとする意識の醸成につながっている。 ○「子育てに役立つコト」の動画をYouTubeにアップロードすることで、研修に参加できない保護者にも大切にしたい子育ての内容を伝えるツールとなっている。	○各園の親育ち支援の取組が、PDCAサイクルを回しながらより充実したものになるよう親育ち支援年間計画を見直し、全職員が活用できるよう支援していく。 ○保育者の子育て支援力の向上につながるよう、保護者の実態や課題を園とともに見極め、課題やニーズに合った講話やワークショップを実施し、園を支援していく。 ○研修に参加しない保護者に対して、子育てについての情報を気軽に得られるよう動画配信を	○保育者研修の実施 ○保護者研修の実施 ○親育ち支援についてや基本的な生活習慣の啓発、保育技術等に関する動画の作成・配信
インターネットによる人権侵害	45	【再掲】心の教育センター相談事業	心の教育センターに高度な専門性を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し相談支援体制を強化しているが、コロナ禍の時期以降、来所相談の受理件数は減少傾向にある。 相談を必要とする子どもや保護者が来所相談等に適切につながるよう、心の教育センターの相談業務について継続した広報・周知が必要である。 また、個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。	不登校やいじめをはじめとする子ども自身の悩みや、子どもの教育に関する保護者等の悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について、来所相談、出張教育相談、Eメール相談等を通して支援を行う。 年度当初に県内のすべての児童生徒に相談チラシを配付するとともに、多様な広報媒体や関係機関との連携を生かして、相談についての広報・啓発活動を行う。	心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。	心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)延べ3,700件以上 目標年度:H31年度 第2期高知県教育振興基本計画	■教育相談の実施 来所、出張、メール、電話、こうち高校生・県中生LINE相談 ■相談しやすい体制の充実 相談支援コーディネーターの配置、土日開所、東部・西部相談室の開設 ■広報活動の充実 チラシ・カード・ポスターの配付、広報誌への掲載、関係機関と連携した広報活動等	●相談支援延件数 2,560件(-8件) ・来所、出張相談 1746件(+160件) ・電話相談 609件(+14件) ・メール相談 97件(+46件) ・こうち高校生・県中生LINE相談 108件(△228件) ●休日開所(第1・3土曜、第1～4日曜)相談 ・開所日数 66日 ・延件数 364件 ●東西部開所相談 ・開所日数 70日 ・延件数 東部:48件(+43件)、西部:14件(△5件) ●電話相談カード、チラシ、ポスターの配付総数 142,560枚 ・カード 69,060枚(弱視カード含む) ・チラシ 73,000枚 ・ポスター 500枚	・電話、メール相談で、継続的な支援が必要と考えるケースは、対面相談のメリットなど提案し、来所相談に繋げることができた。 ・相談コーディネーターを中心に、ニーズを把握し、ケースに応じて関係機関と連携して支援を行うと共に、SCによる心理的ケアとSSWによる環境調整を組み合わせた支援を提供することができた。 ・利便性を考えた休日開所や東西部相談室の開所により、平日都合がつかない、遠方で来所が難しいなどの相談者への対応ができた。 ・メール相談チラシにメールに直接つながる二次元コードを入れ、ネットを利用するなど広報に工夫をした。	・複雑、多様化する相談ニーズへの適切な支援のために、カウンセリングやアセスメントの検討など所内での支援体制を強化していく。 ・状況に応じて関係機関と連携を図りながら支援を充実していく必要がある。 ・LINE相談では県立中学校生徒にも対象を広げることができた。 ・LINE相談では県立中学校生徒にも対象を広げることができた。 ・利便性を考えた休日開所や東西部相談室の開所により、平日都合がつかない、遠方で来所が難しいなどの相談者への対応ができた。 ・メール相談チラシにメールに直接つながる二次元コードを入れ、ネットを利用するなど広報に工夫をした。	■教育相談の実施 来所相談、出張教育相談、メール相談、電話相談、こうち高校生・県中生LINE相談の実施 ■相談しやすい体制の充実 土日開所、東部・西部相談室開設の継続 ■広報活動の拡充 電話相談カード及び心の教育センター相談チラシ・ポスターの配付、広報誌への掲載(夢のかけ橋、さんSUN高知等)オーテピア高知図書館や子育て講演会と連携した広報活動の実施
インターネットによる人権侵害	22	【再掲】インターネットの落差別投稿のモニタリングと削除要請	近年、SNSや電子掲示板等に他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が書き込まれるなど、人権を侵害する事例が増加している。 インターネットによる差別的な書き込み等があった場合、サイトの管理者に対し、書き込みの削除を要請するとともに、市町村担当者においても適切に対応できるように情報提供等を行う必要がある。	・引き続き、インターネット上の落差別情報に関する書き込みのモニタリングと削除要請を行うとともに、特に悪質なものについては法務局へ通報を行う。 ・市町村に対し、インターネットによる差別的な書き込み、及びその対応について情報提供を行う。 ・他の自治体や関係機関と情報共有を行い、インターネットのモニタリング及び削除要請に関するスキルアップを図る。 ・インターネット上で人権侵害を受けられた方を対象に、弁護士無料相談窓口を開設する。	インターネット上の書き込み等をモニタリングし、差別的な書き込みについては削除要請を行うことで、インターネットによる人権侵害が予防される。	—	・インターネット上の同和問題への差別的投稿に関するモニタリングとその削除要請を専門業者に委託 ・市町村に対し、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行う。 ・インターネット上で人権侵害を受けられた方を対象に、弁護士による無料相談を実施する。	・インターネット上の同和問題への差別的投稿に関するモニタリングとその削除要請を専門業者に委託 81件の書き込みに対して削除要請を実施し、8件の書き込みが削除された。(削除率:約10%) ・市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会(2回開催)で、市町村の人権啓発担当職員に対して、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行った。 ・弁護士無料相談の実施:3件	・削除要請件数が前年度より大幅に減少した。(前年度は、前年度以前にされた書き込みも検出の対象であったため件数が多かった) ・類似の投稿に対して削除要請を行っても、削除されやすいサイトとそうでないサイトがあるため、削除率が伸びなかった。	・インターネット上の差別的投稿に関するモニタリングとその削除要請を専門業者に委託 ・市町村に対し、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行う。 ・インターネット上で人権侵害を受けられた方を対象に、弁護士による無料相談を実施する。	
インターネットによる人権侵害	23	【再掲】インターネットによる落差別投稿のモニタリングと市町村への周知	これまでも市町村に対して、情報提供や啓発資料を通して周知してきた。 今後は、県が行った削除依頼の情報も提供しつつ、市町村も自らが対応していくことが必要である。	市町村人権担当職員研修会で情報提供	市町村人権担当職員がインターネット上の人権侵害の書き込みへの対応スキルを身に付け、各市町村で削除要請等の対応ができる状態となる。	—	市町村人権担当職員研修会で情報提供を行う。	・市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会(2回開催)で、市町村の人権啓発担当職員に対して、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行った。	市町村のインターネットによる書き込みへの対応件数はごくわずかであり、体制的にも対応が困難であると考えられる。	市町村人権担当職員研修会に限らず、随時、市町村への情報提供を行っていく。	・市町村人権担当職員研修会で情報提供を行う。 ・随時、市町村にモニタリングに関する情報提供を行う。
インターネットによる人権侵害	93	インターネット上の差別投稿を抑制するための情報発信	差別的投稿が減ってきてはいるが、いまだにない現状	市町村人権担当職員研修会で情報提供	インターネット上に差別投稿がほとんど見られない状態	—	市町村人権担当職員研修会で情報発信、情報共有を行う。	・市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会(2回開催)で、市町村の人権啓発担当職員に対して、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行った。	市町村のインターネットによる書き込みへの対応件数はごくわずかであり、体制的にも対応が困難であると考えられる。	・市町村人権担当職員研修会に限らず、随時、市町村への情報提供を行っていく。 ・モニタリングの対象を同和問題以外にも拡大することにより、幅広い人権課題に関する差別的な書き込みの削除につなげ	・市町村人権担当職員研修会で情報提供を行う。 ・随時、市町村にモニタリングに関する情報提供を行う。

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度目標となるプラン名等	R6				R7	
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画	
災害と人権	94	「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施	学校における防災教育は一定定着してきたが、取組には地域間・学校間で差があるため、質的向上を図る必要がある。	高知県安全教育プログラムに基づく防災教育の推進	全ての公立学校において、児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力が育成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高知県安全教育プログラム」に基づく防災の授業の実施率100% (公立小・中学校5時間以上、高等学校3時間以上)</li> <li>・各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を「十分達成できた」と回答した学校の割合を引き上げる。(小学校:50%、中学校:50%、高等学校:45%、特別支援学校:25%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高知県安全教育プログラム」に基づく防災の授業の実施率100% (公立小・中学校5時間以上、高等学校3時間以上)</li> <li>・各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を「十分達成できた」と回答した学校の割合を引き上げる。(小学校:50%、中学校:50%、高等学校:45%、特別支援学校:25%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが安全に関する資質・能力を身に付ける防災教育を推進する。</li> <li>◇安全教育研修会(学校悉皆)</li> <li>◇高知県学校安全総合支援事業(災害安全)モデル地域・拠点校(4市5拠点校)における取組の実施、普及</li> <li>南海トラフ地震をはじめとする全ての自然災害に備えるため、実践校(実践委員)の主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。</li> <li>◇「高知県高校生防災サミット」</li> <li>学習会(6月、8月)</li> <li>被災地訪問(8月兵庫県)</li> <li>「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本参加(10月熊本県)</li> <li>防災士資格取得支援</li> <li>高知県高校生防災サミット開催(11月)</li> <li>実践校の自校での防災活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇安全教育研修会(学校悉皆)</li> <li>◆539名参加(幼保27、小185、中105、高63、特支145、義務4、私学2、その他8)</li> <li>◆アンケートでは全員が「とても参考になった」「参考になった」と回答。</li> <li>◇高知県学校安全総合支援事業(災害安全)</li> <li>◆各拠点校の研究発表会や県主催の成果発表会、実践報告書を全ての公立学校に送付することで取組の普及を図ることができた。</li> <li>◇「高知県高校生防災サミット」</li> <li>◆学習会:</li> <li>第1回 8校生徒32名、教職員9名、合計41名参加</li> <li>第2回 8校生徒23名、教職員9名、合計32名参加</li> <li>アンケート評価(4件法)</li> <li>学習会①3.93 ②3.91</li> <li>◆被災地訪問:7校生徒7名参加</li> <li>◆「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本:3校生徒9名参加</li> <li>◆防災士資格取得:5名取得</li> <li>◆高知県高校生防災サミット:42校生徒教職員等170名参加</li> <li>アンケート評価(4件法)3.86</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇安全教育研修会</li> <li>東日本大震災で「釜石の奇跡」と称された、岩手県釜石東中で中学2年生だった川崎杏樹さんの講話をオンデマンドで配信。</li> <li>震災前からの防災学習が自分だけでなく地域の人の命をすくったことや震災後の生活にも触れ、自他の生命尊重や地域防災への貢献に関する資質・能力を育成する安全教育について学ぶことができた。</li> <li>◇高知県学校安全総合支援事業(災害安全)</li> <li>拠点校において、防災学習を推進し、自他の生命尊重や地域防災に貢献する防災教育の指導実践を進めることができた。</li> <li>◇「高知県高校生防災サミット」</li> <li>・学習会では、実践校の高校生が、土砂災害や能登半島地震の被害などの講話、避難所運営ゲームなどの活動を通じて自らの命を守ることの大切さ、互いに助け合うことの重要性を学び、地域防災に貢献しようとする共助について学ぶことができた。</li> <li>・被災地訪問では兵庫県を中心に阪神淡路大震災の体験施設やフィールドワーク、現地の高校生との交流を通じて、自分や他者の命を守る行動や避難所での配慮等について考えることができた。</li> <li>・世界津波サミットでは、海外の高校生と防災について英語でディスカッションを行い、意見をまとめ発表した。交流を通じて海外の防災上の課題について学ぶことができた。</li> <li>・防災サミットでは、「Team大川未来を拓くネットワーク」より東日本大震災被災後の話やその後の心のケア、未来への活動についての講演。生徒は被災後の「遊ぶ」「食べる」「学ぶ」ことの重要性や地域内の結びつきの大切さなどに気づくことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇安全教育研修会(災害安全)では従来のオンデマンド方式では討議・交流ができないので、オンライン参加による形態に変更し、近隣学校同士での交流などを内容に組み込む。</li> <li>◇高知県学校安全推進事業(災害安全)におけるモデル校の活動内容において、「災害と人権」に係る内容を発信していく。</li> <li>◇「高知県高校生防災サミット」では学習会やサミットにおいて地震・津波だけではなく、高知県で起こる災害や災害に関係する避難所運営、災害関連死なども含め総合的に学ぶように内容を考えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇安全教育研修会の開催や高知県学校安全総合支援事業(災害安全)のモデル地域及び拠点校の取組の普及等を通して、防災教育を推進することにより、災害時の人権への配慮に関する教育・啓発を行う。</li> <li>・安全教育研修会(学校悉皆)オンライン形式(7月28、29日)</li> <li>・高知県学校安全総合支援事業(災害安全)</li> <li>モデル地域・拠点校における取組の実施、普及(4市8拠点校)</li> <li>◇「高知県高校生防災サミット」の取組を通じて、実践校(実践委員)の主体的な防災活動や、地域防災に関わる取組を促進することで、災害時の人権にも配慮した行動を取ることで、高校生防災リーダーの育成を図る。</li> <li>・学習会(6月、8月)</li> <li>・「世界津波の日」高校生サミット(11月予定)</li> <li>・防災士資格取得支援</li> <li>・高知県高校生防災サミット(11月)</li> <li>・拠点校の防災活動への支援</li> </ul>
災害と人権	95	女性防災リーダーの育成	防災・減災対策へジェンダーの視点を反映させることによる防災意識の向上、及び防災分野における女性人材の育成が必要である。	防災分野での女性人材を育成し、また地域での活躍を支援するための取組を実施	防災・減災・復興分野に女性の声が反映される社会の実現が図られる。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災分野の女性人材を育成するための連続講座の開催(年4回)</li> <li>・防災・減災にかかる女性リーダーの必要性及び、女性人材育成事業について、地域の理解促進・連携強化を図るための「地域連携フォーラム」の開催(年1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性防災リーダー養成推進講座等の開催</li> <li>ソレ会場4回、東部会場3回、被災地訪問1回 参加人数 延べ221人</li> <li>○地域連携フォーラムの開催 参加人数 67人</li> <li>○地域活動推進</li> <li>・出前講座6回</li> <li>参加人数 延べ302人</li> <li>(内オンデマンド65人)</li> <li>・防災減災アクションプラン(10～12月)</li> <li>参加人数 延べ863人</li> <li>・防災・減災講座 参加人数 21人</li> <li>・防災フェスタの開催 参加人数 600人</li> <li>・ジャパン女性防災リーダーサミット2025の開催 参加人数 17人</li> <li>○防災教室</li> <li>1回目(オンデマンド) 参加人数 280人</li> <li>2回目(会場) 参加人数 20人</li> <li>○防災講演会(オンデマンド) 参加人数 232人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例年より多くの事業を実施したことにより、多くの女性、男女共同参加の視点による災害対応の取組や女性リーダーの必要性、防災意識の向上について理解を深めてもらうことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、防災分野における女性人材の育成のために、講演会や地域での活躍を支援するための取組を実施していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性防災リーダー養成推進講座の開催(連続講座・オンライン)</li> <li>・女性防災リーダー地域活動推進(SNS等での情報発信、ジェンダーHUGの実施等)</li> <li>・防災教室の開催(5月)</li> </ul>	

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
災害と人権	96	福祉避難所の体制整備 (福祉避難所の指定促進)	令和5年3月末現在、34市町村で243施設が福祉避難所に指定されている。しかし想定される避難者数に対して不足が見込まれる。また、運営体制の実効性を向上させるため、訓練やマニュアルの充実が必要。	さらなる指定促進のため、福祉避難所として最低限必要となる資機材の購入助成を市町村に対し行うなど、福祉避難所の指定促進を図る。また、災害時における円滑な福祉避難所運営に向け、訓練の実施やマニュアル作成を促進する。	県内全市町村で運営体制の強化が図られており、災害時における要配慮者の避難支援対策の取組が進んでいる。	福祉避難所受入可能人数10,400人 (2024年度末) 第5期南海トラフ地震対策行動計画 (2022～2024年度)	・市町村が行う福祉避難所の指定への支援 ・福祉避難所を運営し、要配慮者を支援する体制の整備 ・福祉避難所運営マニュアルを活用した訓練への支援	○取組状況 ・市町村や施設へ福祉避難所新規指定の働きかけ ・補助金活用の促進 ・マニュアル作成、訓練実施の働きかけ ○成果 ・新規福祉避難所指定 2施設 (合計250施設) 受入可能人数: 10,738人 想定避難者数: 15,071人 (R7.3末) ・高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金の活用数: 6市町 ・福祉避難所運営マニュアルの策定済 25市町村 ・訓練実施 21市町村	・福祉避難所に指定されている社会福祉施設の被災により、福祉避難所の開設が困難となるため、施設の防災対策強化が必要	・施設の防災強化のための支援 (補助金メニューの追加)	・市町村が行う福祉避難所の指定への支援 ・福祉避難所を運営し、要配慮者を支援する体制の整備 ・福祉避難所運営マニュアルを活用した訓練への支援
災害と人権	97	個別避難計画の作成支援 (要配慮者避難支援対策事業)	県では各市町村の状況に合わせた個別支援を進めた結果、県全体での計画作成率は令和元年度末の19%から令和4年度末の54%と、取組が大きく進んでいる。しかし、まだ作成率が低い市町村もあることから、こうした市町村に対する支援が引き続き必要。また、個別避難計画の実効性を高めるため、計画に基づく訓練実施や、計画の定期的な見直しが必要。	個別避難計画作成や避難行動要支援者が参加した避難訓練実施等を支援することにより、避難支援体制の構築を促進する。	各市町村及び各地域において、個別避難計画の作成や訓練実施が進み、避難支援体制が構築されている。	優先度の高い19市町村の沿岸部 (L2津波浸水想定区域内) における同意取得者の個別計画作成率 100% (2025年度末) 第5期南海トラフ地震対策行動計画 (2022～2024年度)	・市町村における個別避難計画の実効性を高めるための訓練などの取組及び作成への支援	○取組状況 ・市町村に対して県補助金を活用した個別避難計画の作成や訓練実施を働きかけ ○成果 ・名簿提供同意取得者 (優先度が高い方) の個別避難計画作成率 75.1% (5,503/7,327人) うち、L2浸水区域 74.2% (2,705/3,647人) ・高知県要配慮者避難支援対策事業費補助金の活用数: 10市町	・作成が進んでいる市町村もある一方で地域との調整に時間を要していること等により作成率が伸び悩んでいる市町村がある ・福祉専門職に参画いただくことが円滑な同意取得や実効性の高い計画作成に有効	・福祉専門職の参画促進のため、補助金内容の見直し	・市町村における個別避難計画の実効性を高めるための訓練などの取組及び作成への支援
災害と人権	98	社会福祉施設の耐震化の促進、施設改修等への補助	耐震化が完了していない社会福祉施設がある。また、地震発生時津波浸水予測区域内に存在している社会福祉施設がある。施設の耐震化及び避難等のための施設改修や設備整備、高台移転等の避難対策が必要。	・社会福祉施設の耐震化の促進 ・社会福祉施設の高台移転等への支援 ・社会福祉施設の施設改修等への支援	全ての社会福祉施設で施設の实情に応じた防災対策が整備され、とともに事業継続に必要な計画が策定されたうえで、定期的に訓練が実施され、それにより適宜防災対策が見直される等、防災対策、事業継続におけるPDC Aが根付いている。	入所型高齢者施設の耐震化率 100% 第5期高知県南海トラフ地震対策行動計画	・社会福祉施設の耐震化の促進 1件着手予定 ・社会福祉施設の高台移転等への支援 高台移転1件完了予定、移転・高層化1件着手予定	・社会福祉施設の耐震化の促進 事業者の事情により、着手できなかった。 ・社会福祉施設の高台移転等への支援 高台移転1件完了、移転・高層化各1件着手	老人福祉施設整備事業費補助金及び介護基盤整備事業費補助金により、社会福祉施設の高台移転が進んだ。	—	・社会福祉施設の耐震化の促進 耐震化に向けた働きかけ及び状況確認 ・社会福祉施設の高台移転等への支援 高台移転に向けた働きかけ及び状況確認
災害と人権	99	防災マニュアルの実行支援・BCP策定支援	事業継続計画が策定されていない社会福祉施設がある。また、实情に応じた防災マニュアルの整備や避難訓練等が十分でない社会福祉施設があり、被災時に支援が必要な高齢者等が逃げ遅れる恐れがある。	・社会福祉施設の防災マニュアルに基づく実行支援 (新規施設の指定、既存施設の更新等の際に防災マニュアルの確認や指導を実施) ・従業者50名未満の高齢者施設のうち津波想定浸水区域内にある施設のBCP (事業継続計画) 策定率100%に向けた支援	全ての社会福祉施設で施設の实情に応じた防災対策が整備されるとともに事業継続に必要な計画が策定されたうえで、定期的に訓練が実施され、それにより適宜防災対策が見直される等、防災対策、事業継続におけるPDC Aが根付いている。	防災マニュアルの作成率100% 第5期高知県南海トラフ地震対策行動計画	・BCPの実行支援や通所施設へのBCP策定支援 BCP研修開催	社会福祉施設 BCP策定率 100% R7.1.8 介護・福祉現場のBCP強化セミナー開催	BCP策定が進み、実行支援に向けた研修が実施できた。	—	・BCPIに基づく訓練の実施状況の確認
災害と人権	100	社会福祉施設の高台等への移転支援、避難スペースの整備促進	津波による被害を受ける恐れのある障害者施設等は55か所あるが、平成29年の高台移転の意向調査によると、移転先の確保や法人の財務状況等で難しいと回答した施設もあった。高台移転及び避難スペースの整備も含む施設整備費 (国庫補助事業) は、国の予算が縮小されている。	・津波による被害を受ける恐れのある社会福祉施設の高台等への移転を支援 ・社会福祉施設における在宅障害者向け避難スペースの確保を支援	・津波による被害を受ける恐れのある施設が減っている。 ・避難スペースの整備が進み、障害特性に応じた福祉避難所が増えている。	—	・津波による被害を受ける恐れのある社会福祉施設の高台等への移転を支援 ・社会福祉施設における在宅障害者向け避難スペースの確保を支援	・社会福祉施設の整備について、6年度は2件の施設に対して支援を実施	・国の予算が縮小していることから、採択される事業数が少ない	・国の予算が限られている中で、災害対策など緊急性及び必要性の高い事業が優先的に採択されるよう調整を行う	・津波による被害を受ける恐れのある社会福祉施設の高台等への移転を支援 ・社会福祉施設における在宅障害者向け避難スペースの確保を支援
災害と人権	101	災害時のボランティアの派遣体制の整備	ボランティアの登録はあるが、派遣方法の検討や市町村との調整が必要。	災害時聴覚障害者情報支援ボランティアの避難所等への派遣体制の整備	災害時のボランティアの派遣体制が整備できている。	—	・高知県聴覚障害者情報センターへの委託事業による防災学習会の開催 (中部・東部・西部 計3回) ・ボランティア登録者の募集及び、既登録者への防災情報等の提供 ・市町村 (避難所) にボランティア派遣事業の周知	・高知県聴覚障害者情報センターへの委託事業による、聴覚障害者を対象とした防災学習会等の開催 (防災学習会3回、防災フェア1回) ・聴覚障害者情報センターの職員を対象とした防災講座の受講 (救命講習2回、防災・減災オンライン講座1回、防災士養成講座1回) ・市町村防災担当者向け研修会 (障害特性・意思疎通支援者の派遣制度など)	・聴覚障害者や関係団体、支援者の防災に関する理解が深まった。 ・市町村防災担当者や、福祉担当者の障害特性に関する理解が深まり、防災対策に活かしてもらった。また、防災訓練に意思疎通支援者の派遣制度を活用できることなど、特性に対する配慮についての理解が深まった。	・ボランティア登録者の募集及び、既登録者への防災情報等の提供の実施	・聴覚障害者ICTサポートセンターによるICT機器の操作訓練 ・ボランティア登録者の募集及び、既登録者への防災情報等の提供 ・市町村 (避難所) にボランティア派遣事業の周知

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度規模となるプラン名等	R6				R7
							【P計画】年度計画	【D実行】取り組み状況と成果	【C評価】実施後の分析、検証	【A改善】次年度に向けた改善	【P計画】年度計画
災害と人権	102	災害時の心のケア体制整備	避難所での心のケア活動など、市町村等関係者への心のケアマニュアルの周知がまだ十分とは言えない。	災害時の心のケアマニュアルに基づき、市町村を対象とした研修会や訓練、人材の養成等を通じて、全県での心のケア体制整備を推進	災害時の心のケア体制が整備できている。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度高知県災害時心のケア活動オンライン研修会</li> <li>高知県DPAT隊員養成研修</li> <li>DPAT受援訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時心のケア活動研修の実施(7/21):参加者114名</li> <li>DPAT隊養成研修会の実施(WEB10/7～11/22、対面11/23):参加者10名</li> <li>DPAT受援訓練の実施(2/10):参加者17名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援機関や消防関係者など幅広い参加があり、発災直後から迅速に被災者等の心のケアを進めるための体制構築が進んだ。</li> <li>高知県DPAT隊の編成に向け、登録が可能な医療機関を増やすことができた。</li> <li>他県からのDPATの円滑な受入体制の構築が進んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後から迅速に被災者等の心のケアを進めるための体制構築のため、引き続き研修を実施することが必要。</li> <li>高知県DPAT隊の登録に向け、これまでの研修受講者の技能維持と、各病院の理解促進が必要。</li> <li>災害時に他県から派遣されたDPAT隊を円滑に受入れることができるよう、引き続き訓練を実施することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県災害時心のケア活動研修会</li> <li>高知県DPAT隊員養成研修</li> <li>DPAT受援訓練</li> </ul>
災害と人権	103	避難所運営マニュアルバージョンアップの支援	要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等をいう。以下同じ。)に対応した避難所の運営を行える体制とするため、一般の避難所における避難所運営マニュアルのバージョンアップが必要である。	一般の避難所における避難所運営マニュアルのバージョンアップの支援	一般の避難所全てで、避難所運営マニュアルのバージョンアップが完了している。	高知県南海トラフ地震対策行動計画	要配慮者に対応する避難所運営マニュアルとなるよう、総合防災対策地域本部とともに市町村へ働きかけを行う。	地域防災対策総合補助金を活用した避難所運営マニュアルのバージョンアップへの支援	現在、令和7年3月末時点の避難所運営マニュアルの策定・改定状況ととりまとめ中	避難所運営マニュアル作成の手引き等を改定し、市町村向けの説明会を実施	避難所運営マニュアルのバージョンアップの実施率を90%に引き上げる
性的指向・性自認	104 新規	啓発月間等における広報や啓発活動	性の多様性に対する理解を深め、差別や偏見のない、多様性が尊重される社会の実現を図るため、継続的な広報・啓発活動が必要である。	啓発月間等における広報・啓発活動を継続的に実施	社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現が図られる。	県の人権に関する県民意識調査において、「性的指向や性自認に関する人権上の問題点がわからない」の割合:15%以下(R10) 高知県人権施策基本方針～第3次改定版～	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や企業等が行う人権啓発研修への講師派遣</li> <li>啓発月間における高知城レインボーライトアップの後援(高知市実施 6/7～6/9)</li> <li>啓発月間における啓発ポップの設置</li> <li>高知にじいろパレード(11/30)の後援(NPO団体レインボー高知主催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師派遣(人権啓発センター):14回</li> <li>啓発月間における高知城レインボーライトアップの後援(高知市実施 6/7～6/9)</li> <li>啓発月間における啓発ポップの設置</li> <li>高知にじいろパレード(11/30)の後援(NPO団体レインボー高知主催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師派遣や啓発活動により、LGBTQ+の知識の普及や啓発につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師派遣や啓発月間の市町村等のイベントへの後援による支援を継続することにより、認知度を高めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や企業等が行う人権啓発研修(性的指向・性自認)への講師派遣</li> <li>啓発月間における高知城レインボーライトアップ(高知市主催)の後援(6/13～6/15)</li> </ul>
性的指向・性自認	105 新規	男女共同参画センター「ソーレ」における相談窓口の充実	こうち男女共同参画センター「ソーレ」において通話料無料の相談電話を開設し、LGBTQに関する本人、家族、職場関係者等からの相談に対応している。(令和4年度相談件数:21件)	LGBTQに関する本人、家族、職場関係者等からの相談に対応するための「にじいろコール」を設置	社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現が図られる。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>にじいろコール～LGBTsに関する相談～(月1日開設)</li> <li>SOGIIに関する講座開催案内と併せ、学校等に向けてにじいろコールのチラシを送付</li> <li>中山間地域での出張カフェなど様々な場を活用し、チラシの配布等により相談窓口を周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>にじいろコール～LGBTsに関する相談～ 6件</li> <li>SOGIIに関する講座(10/12)</li> <li>参加人数 会場29人、オンライン30人</li> <li>男女共同参画講座「ジェンダーカフェ」参加人数 23人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数は前年度17件から大幅に減少したが、一般相談にも性的少数者からの相談があることから、潜在的なニーズはあると考えられる。</li> <li>SOGIIに関する講座は、目標(会場30人)をほぼ達成している。参加者の6割は10代と20代と若い参加者が多く、講座に対する満足度も9.2点と高かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNSやチラシを学校・企業・病院等に配布し、周知を図る。</li> <li>引き続き、SOGIIに関する講座を実施し、県民のLGBTQに対する理解を深めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>にじいろコール～LGBTsに関する相談～(月1日開設)</li> <li>SOGIIに関する講座の開催(オンデマンド配信)</li> <li>男女共同参画講座「ジェンダーカフェ」の実施</li> </ul>
性的指向・性自認	106 新規	パートナーシップ制度の導入に関する広域調整や情報提供等	パートナーシップ制度とは、性的マイノリティの方々に対して、自治体が婚姻に準ずる関係であると認める制度。同制度が導入されることで、性の多様性に対する理解が進むことが期待される。令和5年10月時点で、県内6市町において同制度が導入されており、引き続き、各市町村において、住民の理解を得ながら、同制度の導入に向けての検討が進むように、必要な広域調整や情報提供を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村のニーズに応じた同制度に関する市町村間の広域調整の実施</li> <li>市町村担当者会などの様々な機会を通じた同制度に係る情報提供の実施</li> </ul>	住民の理解のもとに同制度の導入が推進され、性の多様性についての理解が推進される	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度利用者が転居する際の手続きを簡素化するなど、広域的な調整を実施</li> <li>パートナーシップ制度に関する情報共有を目的とした市町村との担当者会を実施</li> <li>制度導入済市町村における制度の幅の拡大や導入を希望する市町村への後押しのための情報提供等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間連携ネットワークの概要や加入することによるメリット(利用者が転居する際の手続きが簡素化されること等)については、各市町村に周知したうえで、加入について検討してもらう等の調整を図った。(3/31時点:ネットワーク加入市町村なし)</li> <li>制度の利便性の向上や、今後制度導入を検討する自治体への情報提供を目的とした市町村と県との実務者意見交換会を実施した。(8/16、1/30の2回実施)</li> <li>県が「パートナーシップ制度の導入に関する指針」を策定(R6.7月)し、制度導入済市町村における制度の幅の拡大や導入を希望する市町村への後押しを行った。(3/31時点:制度導入済9市町、制度導入予定5市町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間連携ネットワークには、制度を導入した自治体しか加入できず、導入済市町村は様子見の状態。市町村へのさらなる説明が必要。</li> <li>指針の県サービスの拡充は、国の法律等の動きを注視しながらの対応になるため、県の独断では拡充しにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村と県との実務者意見交換会を実施し、自治体間連携ネットワークも含めた全国的な動きや、制度を導入している市町村の取り組み等の情報共有、意見交換を行うとともに、必要に応じ、導入を検討している市町村と直接協議する等にて、導入に向けての支援を行う。</li> <li>県のサービスの拡充や市町村で展開可能な行政サービスの例示する等の指針の充実を図り周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップ制度の導入に関する指針の改定(R7.4月)</li> <li>市町村に自治体間連携ネットワークのメリットについて説明</li> <li>制度に関する市町村と県との実務者意見交換会の実施(8月頃)</li> </ul>